



出会い つながり みんなで育む
自然豊かなやさしいまち いたう

～行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい まちづくり～

伊東市総合計画

2021 ▶ 2030 

はじめに

私たちのまち「伊東」は、四季が織りなす豊かな自然や豊富な温泉に恵まれた日本有数の観光都市であり、先人の英知とたゆまぬ努力によって築き上げられ、現在まで受け継がれてまいりました。

「平成から令和へ」、新たな時代を迎えた私たちは、新たな希望と幸多き未来に期待を膨らませる一方で、かつて経験したことのない人口減少と少子高齢化の進行、頻発化・大規模化の傾向にある自然災害、さらには、世界を震撼させる新たな感染症への対応など、多くの課題に直面するとともに、著しく進化するテクノロジーを土台としたデジタル化の流れの中で、大きな時代の転換点に立っております。

現在（いま）を生きる私たちには、これら課題を乗り越え、将来にわたって持続的に発展する伊東市をつくり、次世代へと引き継いでいく大切な役割があります。

このためには、市民の皆様を始め、本市に関わる全ての方々の知を結集し、全員参加でまちづくりを進めていくことが大切であり、新たな総合計画では、本市が目指すべき将来像を「出会い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち いとう」といたしました。

この将来像には、策定に当たり市民の皆様からいただいた

「ひ孫と暮らせるまち伊東へ（全世代と一緒に暮らしやすいまちへ）」

「人が育つ未来のまちへ（各分野で人と人がつながり、お互いに育って行けるようなまちへ）」

「柔軟性と多様性、可能性のあるまちへ」

など、伊東市の未来にかける想いを込める中で、市民及び観光客、移住者等の多様な人々が本市で出会い、つながり、様々な考え方を柔軟に受け入れながら、本市の魅力を一層高め、市外に住む人からは「行ってみたい、住んでみたい」、市民の皆様には「住んでいたい」と感じてもらえるよう、全員参加で伊東市をつくりあげていく意思を表したものであり、今後10年間、本計画をまちづくりの指針として、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた中学生や高校生、未来ビジョン会議委員の方々を始めとする多くの市民の皆様、計画案について熱心に御審議いただいた審議会委員の皆様、心から感謝申し上げますとともに、今後とも円滑な計画の推進に向けて、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

伊東市長 **小野達也**



目次

第1章 序論	1
第1節 計画策定の目的	2
第2節 計画の役割	2
第3節 計画の構成及び期間	3
第4節 社会情勢の変化	4
第5節 まちづくりの課題	7
第2章 基本構想	13
第1節 まちの将来像を考える上での大切な考え方(基本理念)	14
第2節 まちの将来像	16
第3節 将来人口	18
第3章 基本計画	21
第1節 第十一次基本計画について	22
第2節 政策目標	26
第3節 施策	37
第4節 SDGs と施策の関係	116
資料編	121
資料1 成果指標の一覧	122
資料2 第五次伊東市総合計画策定経過	127
資料3 策定体制	129
資料4 諮問・答申	131
資料5 市民意向調査の結果概要	136
資料6 用語解説	144

伊東市民憲章

わたくしたちの住む伊東は、「西に山、東に海、美しいかなこの岡、われらが里」と郷土の生んだ詩人木下杢太郎によってうたわれたように恵まれた自然と、先人のたゆまぬ努力とによって、発展してきました。

わたくしたち伊東市民は、この自然と伝統の上にきずかれた国際観光温泉文化都市の市民としての誇りをもって、わたくしたちの伊東を、より美しく、豊かで、住みよいまちにするために、市民の守るべき基本的な定めとして、ここに憲章を制定します。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、まちを愛し人間を尊重する精神にたち、おたがいのしあわせを願うという自覚のもとに、各自がその行動を規律しようとするものです。

わたくしたち伊東市民は、

一、文化を高め、教養を豊かにしましょう

それは、わたくしたちが、伊東市民としての誇りをもち、文化都市をきずきたいからです。

一、自然を愛し、清潔な環境をつくりましょう

それは、わたくしたちのまちを住みよくし、美しい観光地にしたいからです。

一、きまりを守り、良い風習を育てましょう

それは、わたくしたちの生活を平和にし、秩序ある社会をつくりたいからです。

一、おたがいに助け合い、親切をつくしましょう

それは、わたくしたちが、おたがいのしあわせをねがい、不幸な人をなくしたいからです。

一、元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう

それは、わたくしたちの生活を豊かにし、未来をになう子どもを立派に育てたいからです。

昭和 42 年（1967 年）8 月 10 日制定

市制施行 20 周年に当たり、各界代表者による制定委員会の方々の手によって策定された伊東市民憲章は、市民であることに誇りと責任を持ち、お互いに助け合い、励ましあうための合言葉となっています。

①大室山



お椀をふせたようなシルエットが特徴的な大室山は、4,000年前の噴火でできた標高580mの山頂に直径300mのすり鉢状の噴火口を持つ単性火山です。

国指定の天然記念物に指定されています。



700年余りの歴史を持つ伝統行事「大室山山焼き」。山の保全を目的として始めた行事が今では伊東の春の風物詩として定着しています。

点火後に山麓から標高580mの山頂まで真っ赤な炎が駆け上がる様子は圧巻です。

②城ヶ崎海岸



城ヶ崎海岸は、大室山が噴火した際に溶岩が海に流れ出し、海の侵食作用で削られてできた海岸です。

門脇つり橋は長さ48m、高さ23mでスリル満点です。



第1章 序論



第1節 計画策定の目的

本市は、海、山を始めとする美しい自然や豊かな温泉、花木に恵まれた風光明媚なまちであり、先人のたゆまぬ努力により発展してきた国際観光温泉文化都市[※]です。

本市を取り巻く環境は、近年の全国的な傾向と同様に、人口減少及び少子・高齢化の進行並びに大規模化する自然災害の発生が危惧されるとともに、情報化社会の進展が進むなど大きく変化しており、これらの変化に的確かつ迅速に対応していく持続可能で柔軟な市政運営が求められております。

また、伊東市が有する美しい自然や郷土の歴史文化等を守りつつ、これらかけがえのない本市ならではの財産を生かし、市民と行政が知恵を出し合いながら新たなまちづくりを進めることにより、成長していくことが求められております。

このような中、時代の変化を予測するとともに、高度化かつ多様化する市民の価値観やニーズに適応した魅力的で住みよい伊東市の創造を目指し、市民、事業者及び行政が連携しつつ、計画的かつ戦略的にまちづくりを展開していくために、第五次伊東市総合計画を策定いたしました。

※ 国際観光温泉文化都市とは、日本国憲法第95条に基づき、住民投票による過半数の同意を得て立法化された個別の特別法で、国際的な観光・温泉等の文化・親善を促進する地域として指定された都市を国際観光文化都市という。本市では、伊東国際観光温泉文化都市建設法が制定されている。

第2節 計画の役割

総合計画は、本市のまちづくりの基本理念や将来都市像、それを実現するための政策・施策を示すもので、いわば、市のまちづくりを進める「道しるべ」となるものです。

主に次のような役割を果たします。

① まちづくりの指針

全てのまちづくり活動の根拠となるものであり、市民・事業者など様々な主体との共通の活動指針としての役割を果たします。

また、国・県などが本市に係る計画策定や事業を実施する際に、最大限尊重されるべき指針としての役割を果たします。

② 最上位計画としての指針

市の最上位計画として、福祉、環境、観光、教育等の分野における個別計画を策定する際の指針としての役割を果たします。

③ 行政経営の指針

市財政の長期的展望を踏まえながら、行政の運営を管理ではなく経営と考え、成果と評価に重点を置いた行政経営を進めていくための指針としての役割を果たします。

第3節 計画の構成及び期間

第五次伊東市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成しています。

① 基本構想

伊東市におけるまちづくりの基本理念及び将来像を定めたものです。
全体の計画期間は、10年間とします。

② 基本計画

基本構想を実現するための行政活動の基本となる政策・施策を体系的に示すとともに、施策の方向性を定めたものです。
計画期間は、前期・後期の各5年間とし、必要に応じて内容の見直しを行います。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画を定めた施策を実現するための具体的な手段として、事業計画を策定するものです。財政状況の変化等を勘案して毎年度見直しを行います。



総合計画の構成

第4節 社会情勢の変化

(1) 自然災害の懸念と国土構造の変化

近年は、全国で、地震、津波、噴火、台風、豪雨等の自然災害が多発しています。特に平成23年(2011年)の東日本大震災、平成26年(2014年)の御嶽山噴火、平成28年(2016年)の熊本地震、平成30年(2018年)の西日本豪雨災害、令和元年(2019年)の台風第15号・第19号等の被害は甚大で、現在も復興への取組が進められており、今後も自然災害への備えを万全にしていく必要があります。

また、人口減少の進行や生活様式の変化に伴って、荒廃農地や空家等が増加しています。特に所有者不明の土地が増えており、災害復旧や農地集約の障害になることが懸念されます。自然災害に強い国土を構築するとともに、貴重な国土を、豊かな生活の実現のため有効に活用していくことが重要です。

一方、広域的な交通体系の整備が進み、国土構造が変化しつつあります。東京・名古屋・大阪を結ぶリニア中央新幹線を始め、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)、新東名高速道路(御殿場ジャンクション以東)の整備が進められるとともに、本市の周辺においては伊豆縦貫自動車道、中部横断自動車道等の整備も進められており、これらの交通基盤の整備が、伊豆半島を始め県内各地の人や物の流れを変化させていくことが想定されます。

(2) 人口減少の進行

日本の人口は、平成20年(2008年)を境に減少局面に入りました。1970年代後半から合計特殊出生率が低下し、人口規模が長期的に維持される水準(2.07)を下回る状況が約40年間続いています。少子化がこのように進行しながら、長らく総人口が増加を続けてきた理由に、第一次及び第二次ベビーブーム世代の影響で出生率の低下を補う出生数があったことと、平均寿命の延びにより死亡数の増加が抑制されたことが挙げられています。この「人口貯金」と呼ばれる状況が使い果たされ、今後、減少スピードが加速度的に高まっていくことが推測されています。国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の「日本の将来推計人口(平成29年4月の中位推計)」によれば、2020年代初めは毎年70万人程度、2040年代頃には毎年90万人程度まで、減少スピードが加速することになります。さらに、高齢化率(65歳以上人口比率)の上昇は継続し、令和47年(2065年)頃に38.4%、すなわち2.6人に1人が老年人口となると推計されています。

また、総人口の減少スピード以上に、生産年齢人口の減少が早いスピードで進行すると予測されており、経済規模を縮小させることにつながると危惧されています。

(3) 持続可能な社会の実現に向けて

平成 27 年(2015 年)9月の国連サミットで、令和 12 年(2030 年)に向けて持続可能な社会の実現を目指す「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、先進国を含む国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標」(SDGs)が平成 28 年(2016 年)1月に発効されました。SDGs では、全ての国々に普遍的に適用される 17 の目標に基づき、誰も置き去りにせず、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するための取組を進めることが、各国に求められています。日本も、全国務大臣を構成員とする SDGs 推進本部を設置し、「持続可能で強靱^{じん}、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして掲げ、「あらゆる人々の活躍の推進」や「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」など 8 つの優先分野を柱として取組を進めることとしています。

また、社会の成熟化に伴い、価値観やライフスタイルが多様化しており、豊かさや働き方に対する考え方も変化し、心の豊かさを求める傾向が高まっています。誰もが自分らしく豊かな暮らしを実現できる社会を実現することが求められており、ダイバーシティ(多様性)やソーシャルインクルージョン(社会的包摂)などの言葉が注目されるように、多様性を認め尊重し合う社会の実現に向けた機運が高まっています。

(4) 資源・エネルギー問題の深刻化

世界人口の継続的な拡大が予測される中で、我が国では石油、石炭、天然ガス等のエネルギー資源の多くを海外に依存しており、長期的視点から対応を図る必要があります。また、これらの化石燃料からエネルギーを得る行為は、温室効果ガスを大量に発生させ、地球温暖化の最大の要因と考えられています。

このような背景から、平成 27 年(2015 年)に、加盟国の全てに、温室効果ガス排出削減目標を 5 年ごとに提出・更新することを義務付けるという画期的なパリ協定が採択されました。

我が国においても令和 12 年度(2030 年度)までに平成 25 年度(2013 年度)比 26%削減という高い中期目標を掲げて取組を強化しており、全国的に太陽光や風力などの再生可能エネルギーの活用が推進されています。

しかし一方で、再生可能エネルギーについては、防災上の問題、景観への影響、将来の設備廃棄等に対する地域の懸念、また、安定して十分な発電量を得ることができない可能性等もあり、クリーンで環境負荷の少ない持続可能なエネルギー体系の形成が課題となっています。

(5) 交流人口の拡大

訪日外国人観光客が急激に増加しています。平成12年(2000年)の訪日外国人旅行者数は476万人でしたが、その後急激に拡大し、平成25年(2013年)には1,000万人を超え、平成27年(2015年)には1,974万人となり、出国日本人数1,621万人を逆転しました。平成28年(2016年)には2,404万人、平成30年(2018年)は3,119万人と3,000万人の大台を超え、令和元年(2019年)は3,188万人と、今後も拡大が見込まれています。

外国人観光客、特に個人旅行者が増加する中で、従来のいわゆる観光地だけでなく、日本の伝統文化や食事、暮らしなどを体験できるツアーの人气が高まり、日本文化の魅力の見直しや再発見が進むとともに、観光需要を地域経済の活性化に結びつける取組が全国各地で行われています。

しかしながら一方で、令和2年(2020年)のCOVID-19感染拡大により、人の移動が自粛されたことから、本市を含む全国の観光地では観光客が激減し、地域経済に大きな影響を及ぼしているとともに、今後は観光のあり方が大きく変化することも考えられます。

(6) テクノロジーの急激な進展

インターネットやスマートフォンの登場により、誰もが簡単に情報共有や分析が可能となった情報社会(Society4.0)から、IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)などのデジタルを活用した技術革新の急激に進展する新たな社会「Society5.0」へと、私たちの社会や生活は大きく変化しようとしています。

Society5.0で実現する社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながる中で、様々な知識や情報の共有が図られるとともに、今までにない新たな価値を創出することで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能(AI)により、必要な時に必要な情報が提供されるようになり、ロボットや自動運転などの技術で、少子高齢化を始め、地方の過疎化、貧富の格差等の課題解決が期待されるなど、社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。

一方、現在の職業の多くが将来的には機械やコンピュータに代替されることが予測されます。技術革新が社会に大きな変化をもたらすことが想定され、新たな社会ルールを構築していくことが必要となります。

第5節 まちづくりの課題

第五次伊東市総合計画の策定に当たっては、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえつつ、本市の人口動向、社会条件、自然条件等を把握するとともに、市民満足度調査^{※1}、未来ビジョン会議^{※2}、地域タウンミーティング^{※3}等を実施してきました。

これらの結果を踏まえた本市のまちづくりの課題は次のとおりです。

また、市民満足度調査等の結果については、121ページ以降の資料編に掲載しています。

- ※1 市民満足度調査とは、18歳以上の市民の中から2,000人を無作為に抽出して行う、市の取組に対する満足度や重要度等に関する調査のこと。
- ※2 未来ビジョン会議とは、20代～40代を中心に、若い世代による新たな視点からの意見やアイデアなどを政策の形成や推進に反映させるため、商工・農水産業、教育、文化、観光、福祉、スポーツ団体など多岐にわたる分野に所属する男女(20人程度)がテーマに沿って協議・検討するとともに、市長と直接意見交換等を行うこと目的に実施する会議のこと。
- ※3 地域タウンミーティングとは、世論の動向を正しく把握するとともに、市政に反映させることで、市民主体のまちづくりの推進や地域の課題解決を図ることを目的に実施する市内各地区の皆様とのミーティングのこと。

(1) 安全で安心して暮らせるまちづくりが求められます

魅力的で住み良いまちづくりには、生活環境の向上が不可欠です。生活環境の向上のためには、市民ニーズが多様化する中、消防・救急体制、防犯対策、防災のまちづくり、消費生活及び住民相談の支援といった様々な分野での対応が必要となっています。

特に東日本大震災以降、豪雨や台風による多くの災害が全国で発生していることから、防災・減災への市民意識は高まっており、建築物、構造物の耐震化の向上だけでなく、環境保全と防災を踏まえた開発、森林管理等による土砂災害の防止、空家等や道路周辺への樹木の繁茂や倒木など日常の安全確保とともに災害復旧の障害となる恐れのあるものに対するの平時からの対策等が求められています。

さらに、多様なニーズに対応した避難所の運営、自らが自分の命を守るための実践的な避難訓練の実施など具体的な対応が求められています。

また、市民が安心して生活するために、消防体制の充実と増加する救急、救助需要に対応し、救命率を向上させるための高度な体制整備と市民、事業者、行政が一体となった防犯体制の確立が求められています。

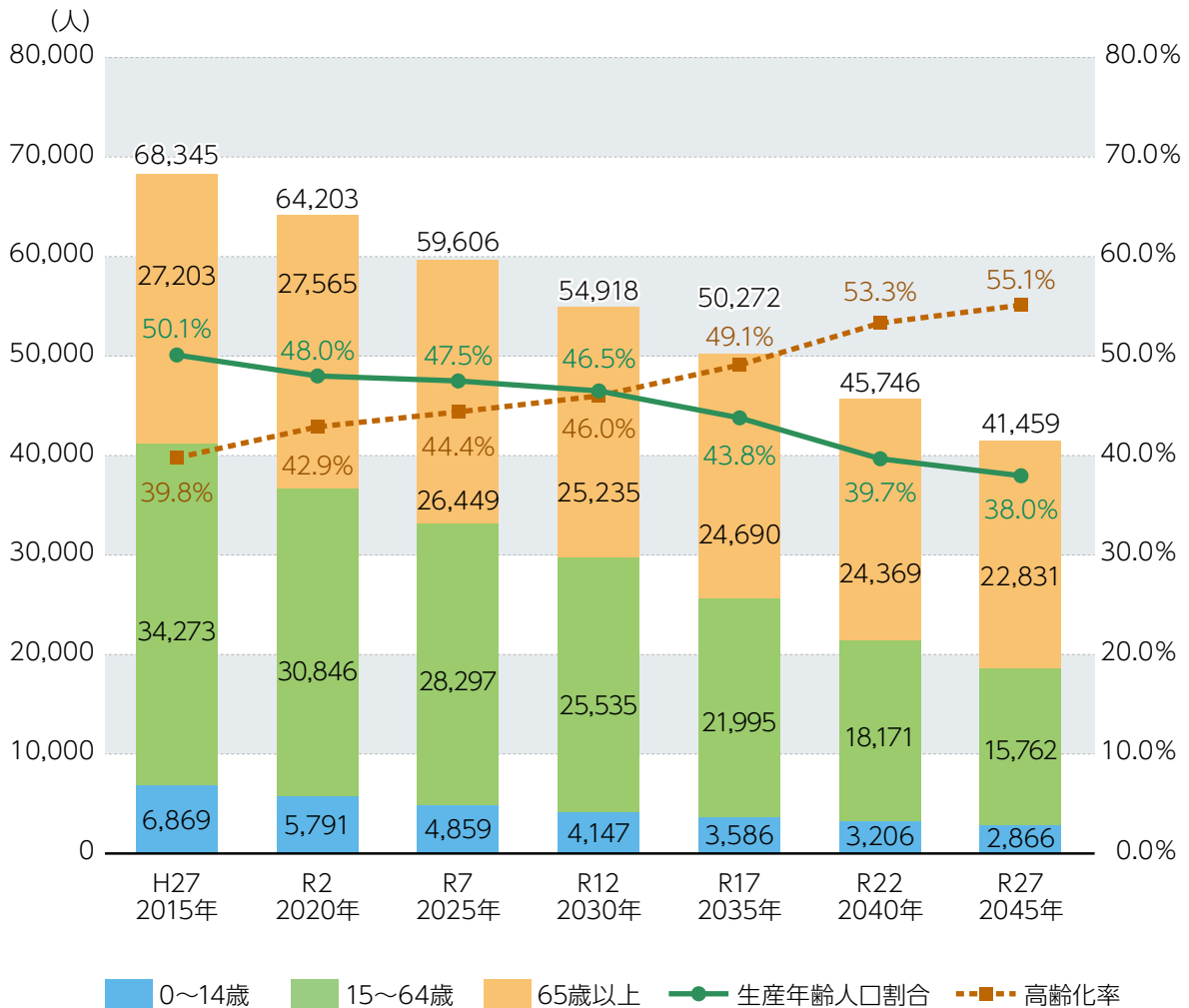
さらに、令和2年(2020年)に世界的に拡大したCOVID-19を始め、想定外の事象に対し、迅速かつ的確に対応できる体制の構築も求められています。

(2) 人口減少・少子高齢化時代に対応したまちづくりが求められます

全国的な人口減少・少子高齢化の傾向は、本市においても同様であり、社人研の推計によると、令和27年(2045年)には、総人口は41,000人程度、高齢化率は55%に達し、2人に1人は高齢者になると予測されています。

生産年齢人口の減少と経済規模の縮小は、多様な分野において大きな影響を及ぼすことが懸念されており、広い視点から移住定住者の確保方策の推進、あるいは本市の将来を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりの推進等により、人口減少時代に対応したまちづくりを推進する必要があります。

国立社会保障・人口問題研究所による伊東市の将来推計人口



(3) 心身ともに健やかに暮らせるまちづくりが求められます

生涯を通して健康で幸せに暮らすためには、健康でいたいと願う市民の意識とそれを支える社会の環境が大切です。

市民満足度調査によると、日常生活全体における幸福感を判断する際に重視した事項として、「健康状況」が高い割合となっています。また、国民健康保険加入者の医療機関別受診状況を見ると、入院患者の半数以上が市外の医療機関を利用していることや、人口10万人当たりの病院病床数及び医師数が、全国及び県の平均を大きく下回っていることなどから、医療を充実していくことが求められます。

	伊東市	伊東市	静岡県	全国
	実数	人口10万人対		
病院数	3	4.4	4.8	6.7
病床数	345	504.8	1030.3	1216.5
医師数	119	174.1	211.7	246.0

資料：地域医療情報システム（2018年11月） ※人口は2015国勢調査総人口で算出

また、福祉分野においては、団塊の世代の高齢化により介護サービス利用者数は増加傾向にありますが、さらにその先にある人口減少に対応した施設整備が望まれます。

少子高齢化が進行していることにより、保健・医療・健康づくりや各種福祉施策の充実、社会保障制度の周知は、今後ますます重要な課題となることから、市民が地域社会の中で健やかな暮らしを送ることができるよう必要な施策の推進が求められます。

（４）個性豊かな人づくりと生きがいを感じられるまちづくりが求められます

持続可能な社会を目指すためには、個性豊かな人材の育成が重要です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を目指すとともに児童生徒の生きる力「一知・徳・体のバランスのとれた力」を伸ばすため、本市では、質の高い学校教育の推進に努めています。また、家庭、地域社会が連携しながら、確かな学力と学ぶ意欲の向上、豊かな心の成長の支援など、魅力ある学校づくりに更に努めていく必要があります。

さらには、「Society5.0」時代を生きぬく子どもたちの情報活用能力の育成を図るため、ICT環境の整備及び活用を推進し、学習活動の充実に努めるとともに、共生社会の形成に向け、障がいのあるなしにかかわらず全ての子どもたちがともに学ぶインクルーシブ教育を推進する必要があります。

そのためには、学校運営に関するビジョンの明確化、教育内容と指導方法の改善・充実等を図ることが求められています。

また、市民の誰もがいつまでも生きがいを感じながら、心豊かに日々を楽しむことができるように、今後も、市民が学びや文化・スポーツ活動を行う自主性を尊重し、ライフステージに応じた様々な学習機会や生涯スポーツ活動の場を提供するほか、施設等のハード面の充実に努めるとともに、文化活動に係る環境の醸成に努め、誇り高く充実した人生を歩むことができるよう支援することが求められています。

(5) 良好な自然環境と生活環境が広がるまちづくりが求められます

本市は、市域の約45%が「富士箱根伊豆国立公園」に指定される風光明媚な地域で、伊東八景[※]を始めとする景勝地があるとともに、豊かな緑と花と相模湾に囲まれた、自然環境に恵まれたまちです。

しかし、近年、森林の減少や未整備森林の増加、海岸環境の悪化などが生じてきています。本市の水と緑の豊かな自然環境と美しい自然景観は、先人が築き上げ、守り続けてきたかけがえのない「郷土の宝」であり、市民共通の財産として、後世に継承するために必要な対策を進めるとともに、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の身近な生活環境に関する問題について、適切な対応を継続的に行うことが求められます。

※ 伊東八景とは、本市の数ある景勝地の中から指定された代表的な景勝地のこと。大室山、小室山、城ヶ崎海岸、松川、汐吹海岸、一碧湖、オレンジビーチ及び巢雲山が指定されている。



© 伊東観光協会

(6) 社会情勢の変化に対応した計画的で魅力あるまちづくりが求められます

少子化を背景とした本格的な人口減少社会を迎え、都市構造の変化が予測されており、特に市街地では空き家や空き地が増加し、低密度になる都市のスポンジ化が懸念されています。

今後は、必要な都市基盤の整備や、その長寿命化施策とともに、適切な維持管理を進めつつ、地域特性を踏まえて都市機能や生活機能を集約した魅力的な市街地や地域拠点を形成することに加え、既存集落のコミュニティと良好な住環境を維持していくことが求められます。

さらに、公共交通の利便性の向上を推進し、拠点と拠点をつなぐネットワークの形成を図り、誰一人取り残されない快適で活力あるまちづくりを進める必要があります。

(7) 観光を軸とした活力ある産業を創造するまちづくりが求められます

本市は、古くから伊東八景を始めとする景勝地や、北里柴三郎、東郷平八郎などの著名人から愛された温泉保養地を軸として、観光が基幹産業でありました。また、徳川家康の外交顧問の英国人ウィリアム・アダムスが日本初の洋式帆船を松川河口で建造した歴史から、国際交流の礎が築かれてきました。

しかしながら、現在は、観光ニーズの多様化、情報収集手段の変化等により、国内外の観光地間競争が激化しており、本市固有のブランド価値を確立していくことが求められています。

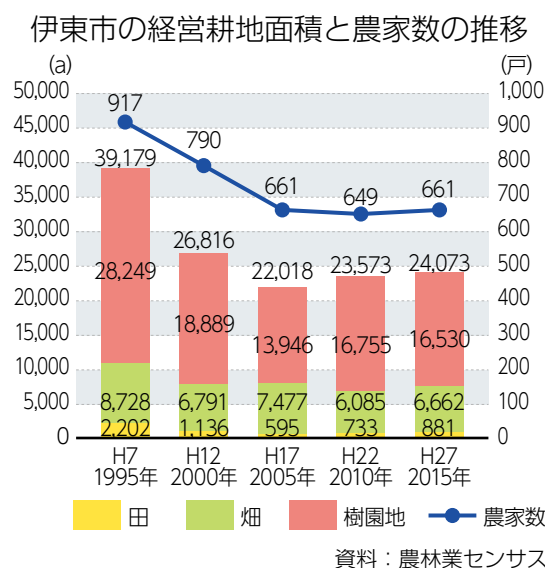
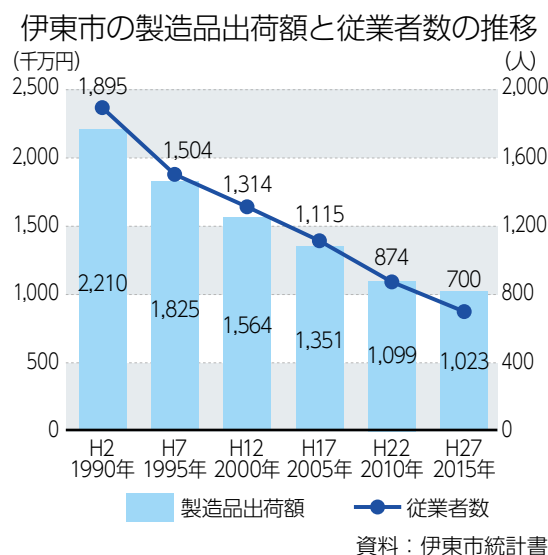
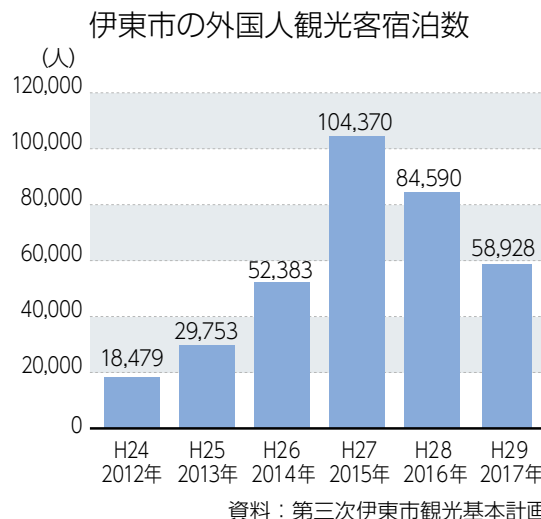
また、本市では平成24年(2012年)に18,479人であった外国人宿泊者数が3年後の平成27年(2015年)に104,370人と5倍以上に増加し、ピークを迎え、その後は減少していますが、近年は国際化の進展により全国的に外国人観光客が増加する傾向にありました。しかしながら、令和2年(2020年)のCOVID-19の世界的流行による観光への影響は大きく、インバウンドを含め、先行きが見えない状況となり、新たな時代に対応した観光振興方策の展開が求められます。

商業、工業は、年間商品販売額や製造品出荷額が減少傾向にあり、停滞感があることから、産業振興方策を展開するとともに、雇用の場を確保することが求められます。また、基幹産業である観光を基軸として、各産業の連携による相乗効果の発揮を図ることも重要です。

農業においては、総農家数は少ないものの、近年は経営耕地面積が増加しており、総農家数も維持されていますが、人口減少・少子高齢化が進行している中、地産地消や6次産業化、観光産業との連携などに取り組み、担い手の育成や確保を図ることが必要です。

林業については、本市は面積の50%以上が森林であるものの、管理が行き届いていない森林が多く、土砂災害等の一因となっていることから、森林環境を整備することで、地域経済の活性化を図るとともに土砂災害等の発生リスクを低減させるなど、林業の振興及び森林環境保全に努めていく必要があります。

漁業については、平成26年(2014年)以降、漁獲量と漁獲高は減少傾向にあり、それに合わせて漁業経営体数も減少しています。相模湾に面す





第2章 基本構想



第1節 まちの将来像を考える上での大切な考え方 (基本理念)

本市におけるまちの将来像を検討するに当たり、特に大切にしたい考え方を次のように定めます。

また、この考え方は、まちづくりを進める際にも大切な考え方として捉えていきます。

① 誰もが安全・安心して過ごせるまちづくりを進める

市民一人一人が住み慣れた地域の中で、安全で安心して心豊かな生涯を過ごせる、また、本市への移住者及び観光客が安心して過ごすことができるまちづくりを進めます。

② 市民の知を結集し、全員参加でまちづくりを進める

本市のまちづくりの課題や市民ニーズは多様化していることから、市民、事業者及び行政、それぞれが知を結集し、まちづくりに取り組む多様な主体が連携する仕組みを構築することが求められます。市民が積極的に参画できる社会を構築するとともに、市民の創意工夫による活動を促進することにより、市民が持てる力を最大限に発揮し、想いを形にできる全員参加のまちづくりを進めます。

③ 地域の誇りである資源を保全し、磨き上げ、魅力的なまちづくりを進める

本市は、青い海と緑の山などの自然環境や火山の恩恵でもある湯量豊富な温泉など、豊かで多様な地域資源に恵まれています。地域の誇りであるこれら資源を保全するとともに磨き上げることで魅力的なまちづくりを進めます。

④ 心豊かな人を育む

社会情勢の変化が激しく、新たな時代に対応したまちづくりを進めるためには、“市民力”が重要になります。心と身体の健康づくり、互いを尊重し思いやりの心を醸成する教育等の実施により、健康で心豊かな市民を育むとともに、観光都市として本市を訪れる全ての方に笑顔を提供できるようおもてなしの心の醸成に努めます。

⑤ 多様なつながりと交流をまちづくりに生かす

住民と移住者との交流、市民の世代間交流、国際交流等、人と人、あるいは周辺市町や姉妹都市とのつながりと交流その他の多様なつながりと交流を生み出し、それらを育み、多様性を受け入れる土壌を醸成し、本市のまちづくりに生かしていきます。

⑥ 新しい時代に対応した持続可能なまちづくりを進める

Society5.0 の到来や SDGs の取組、人生 100 年時代構想等、我が国は新たな時代に突入しようとしています。デジタルの力を活用するとともに、自然環境や歴史文化等の本市ならではの魅力を守り、生かしながら、新たな時代に対応したまちづくりを展開します。



第2節 まちの将来像

まちづくりを進めるための考え方を踏まえ、伊東市が目指す将来像を次のように定めます。

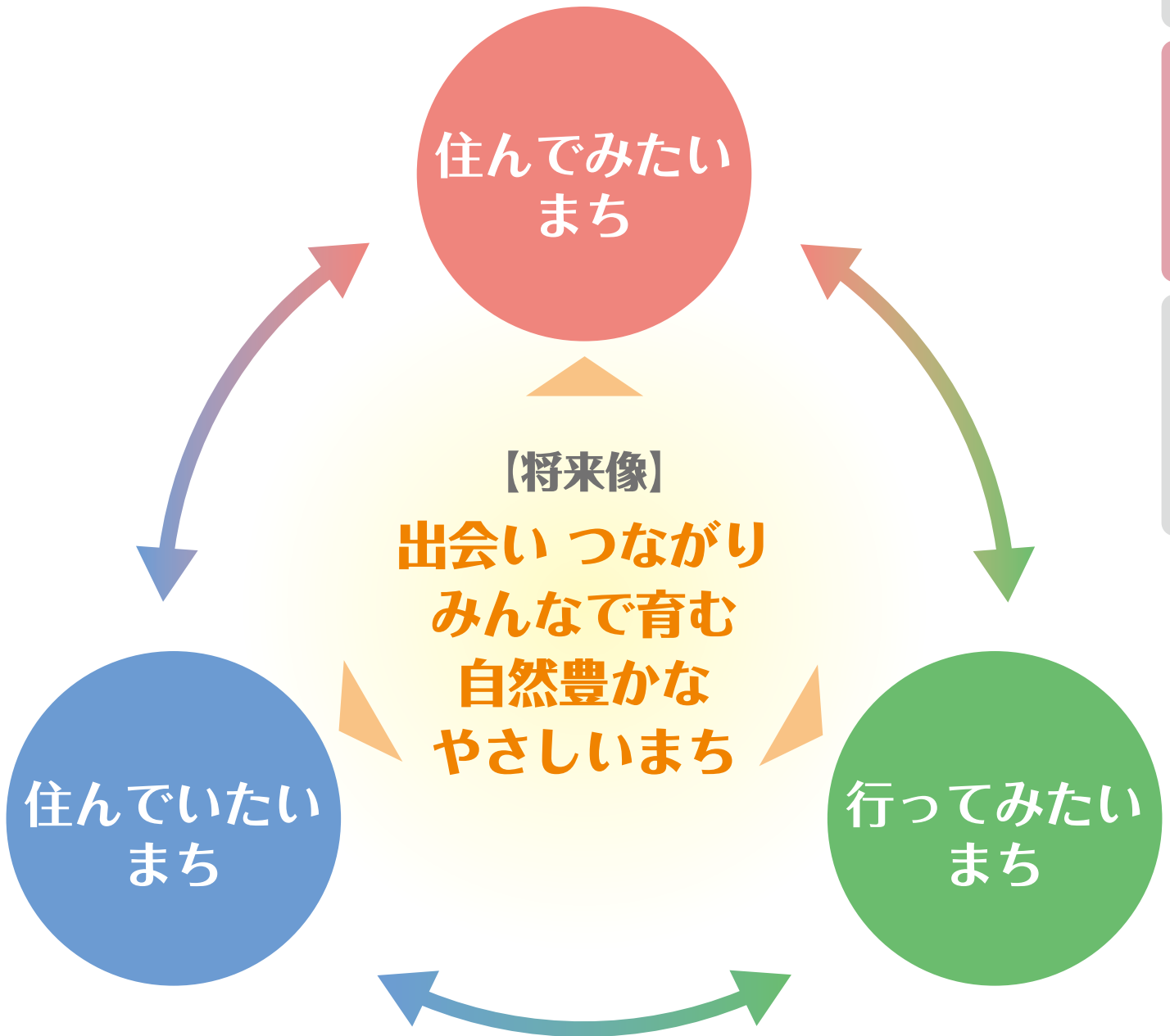
出合い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち いとう

～行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい まちづくり～

本市の持つ恵まれた自然景観や温泉を始めとした観光資源、また、文化財や郷土芸能を始めとした歴史文化資源等は、かけがえのない「郷土の宝」であり、「地域の心」です。

これら「郷土の宝」や「地域の心」を通じて、市民及び観光客、移住者等の多様な人々が本市で出合い、つながり、交流を広げ、認め合い、様々な考え方を柔軟に受け入れながら、本市の魅力を一層高めます。

市外に住む人からは「行ってみたい、住んでみたい」、市民には「住んでいたい」と感じてもらえるまちづくりを、全員参加で取り組んでいきます。

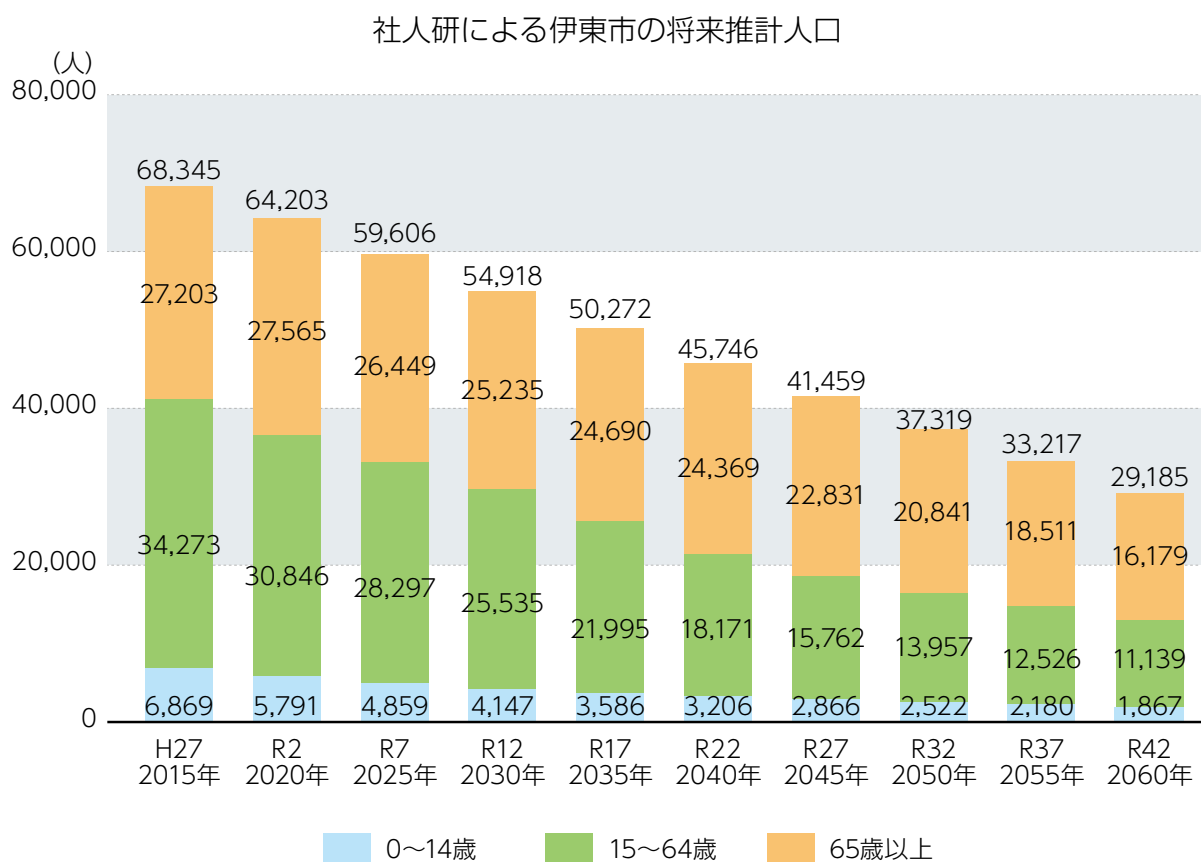


まちの将来像のイメージ

第3節 将来人口

(1) 将来推計人口

社人研では、伊東市の将来人口は減少し続け、令和12年(2030年)には54,918人、令和27年(2045年)に41,459人、令和42年(2060年)には29,185人まで減少することが推計されます。また、令和17年(2035年)には老年人口(65歳以上)の割合が生産年齢人口(15～64歳)の割合を上回ると推計されます。



	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
65歳以上	(人) 27,203 (%) 39.8%	(人) 27,565 (%) 42.9%	(人) 26,449 (%) 44.4%	(人) 25,235 (%) 46.0%	(人) 24,690 (%) 49.1%	(人) 24,369 (%) 53.3%	(人) 22,831 (%) 55.1%	(人) 20,841 (%) 55.8%	(人) 18,511 (%) 55.7%	(人) 16,179 (%) 55.4%
15～64歳	(人) 34,273 (%) 50.1%	(人) 30,846 (%) 48.0%	(人) 28,297 (%) 47.5%	(人) 25,535 (%) 46.5%	(人) 21,995 (%) 43.8%	(人) 18,171 (%) 39.7%	(人) 15,762 (%) 38.0%	(人) 13,957 (%) 37.4%	(人) 12,526 (%) 37.7%	(人) 11,139 (%) 38.2%
0～14歳	(人) 6,869 (%) 10.1%	(人) 5,791 (%) 9.0%	(人) 4,859 (%) 8.2%	(人) 4,147 (%) 7.6%	(人) 3,586 (%) 7.1%	(人) 3,206 (%) 7.0%	(人) 2,866 (%) 6.9%	(人) 2,522 (%) 6.8%	(人) 2,180 (%) 6.6%	(人) 1,867 (%) 6.4%
合計 (人)	68,345	64,203	59,606	54,918	50,272	45,746	41,459	37,319	33,217	29,185

※年齢別構成比率の値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。
 ※基準年は、平成27年10月1日現在の国勢調査人口

(2) 将来目標人口

伊東市は、本格的な人口減少社会が到来する中、まちの将来像である「出会い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち いたう」を実現するために、将来推計人口の結果を踏まえ、令和12年(2030年)における目標人口を60,000人と設定します。

また、将来の人口構成についても目標値として設定します。

■目標人口

	令和7年(2025年)	令和12年(2030年)
0～14歳	5,300人 (8.3%)	4,700人 (7.8%)
15～64歳	31,400人 (49.2%)	29,100人 (48.5%)
65歳以上	27,100人 (42.5%)	26,200人 (43.7%)
総人口	63,800人	60,000人



③松川



伊東の中心を流れる松川。遊歩道は岡橋から河口まで全長約1 km 続き、桜や柳などの樹木が植えられた敷石の歩道を湯の街情緒を楽しみながら歩くことができます。



竹でできた灯籠“竹あかり”を点灯させ、伊東市街地を統一した和の雰囲気演出しています。

松川遊歩道（約700m）と音無神社に、約400本の竹あかりを常時設置しているほか、令和3年3月には湯の花通り商店街にもエリアを拡大し、その規模は県内最大級です。

④一碧湖



「伊豆の瞳」と呼ばれ、周囲4 kmのひょうたん型の景観の美しい湖です。湖面に映る天城連山は、春には桜、秋には紅葉と四季折々の趣きを見せます。

（紅葉見頃）

11月中旬～12月中旬



第3章 基本計画



第1節 第十一次基本計画について

(1) 基本計画構成

第十一次基本計画は、第五次伊東市総合計画基本構想における将来像を実現するための基本計画として策定し、まちづくりの基本方向を示す政策目標と、それを具体化するための施策を体系的に示すとともに、施策が目指す姿や課題、取組方針などをまとめたものです。

基本計画は、次のように構成しています。

①政策目標

- ・基本構想における将来像を実現するため、本市が目指すまちづくりの方向性や考え方を示します。

②施策

- ・政策目標を実現するために、本市が取り組む具体的な内容とともに、施策の達成度を図る目標数値を示します。

③構想の推進

- ・総合計画に基づくまちづくりを進めていくに当たり、行政としての基本的な姿勢を示します。

(2) SDGs との連動

日本政府は、平成 28 年（2016 年）12 月に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、国として注力すべき 8 つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等に SDGs の要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においては、総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標である SDGs の目指す 17 の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画の推進を図ることで、SDGs の目標達成につながるものと考えます。

基本計画の各施策に、SDGs の目指す 17 のゴールを関連付けることで、総合計画、SDGs を一体的に推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第十一次基本計画に示す政策目標と施策については、SDGs における 17 のゴールとの関係性を明確にして整理します。

なお、SDGs の 17 のゴールの内容は次のとおりです。

<p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
<p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	国内及び各国家間の不平等を是正する
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する

(3) 政策目標ごとに掲げる各施策の推進に当たっての横断的な視点

政策目標ごとに掲げる各施策の推進に当たっては、「基本的な方針」や「目標」を念頭にしつつ、全ての施策に共通する横断的な視点として以下の点に留意します。

① Society5.0 実現に向けたデジタルトランスフォーメーション推進の視点

少子高齢化や人口減少、貧富の格差などの課題を解決し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合い、一人一人が快適で活躍できるまちを構築するために、Society5.0 実現を目指す必要があります。

本計画では、Society5.0 実現に向けて、AI や IoT を始めとしたデジタルトランスフォーメーション推進の視点を、施策に積極的に取り入れていきます。

② 「行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい」を促進するための視点

本市が持続的に発展するためには、人口減少を抑制していくことは必要不可欠であり、若者の社会参加、子育て支援、安定した収入を得られる労働環境の整備、居住環境の向上、交流促進のための基盤づくり等、様々な視点に立った多様な施策の展開が求められます。

本計画では、若年層を始めとする多くの人が、「行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい」と感じられるよう、多様な分野における施策をきめ細かに取り入れていきます。

③ 高齢者を始め多様な人材が活躍できる場の創出の視点

健康寿命が延伸し、「人生 100 年時代」を見据えた、若者から高齢者まで全ての市民が元気に活躍するまちづくり、市民誰もが多様な分野で安心して働く環境が整うまちづくりが求められます。

本計画では、市民一人一人が価値観やライフスタイル、あるいは生活様式の変化に対応できる働き方や暮らし方を選択できる施策、あるいは社会に必要な人材を育成する施策を取り入れ、生涯自立して豊かに生きていくことを目指します。



いきいきスポーツ大会の様子

第2節 政策目標

(1) 政策目標

第五次伊東市総合計画基本構想における将来像を実現するために目指すまちづくりの目標を次のように定めます。

政策目標1 安全で安心して暮らせるまち

〈危機管理〉

政策目標2 誰もが健やかに暮らし活躍できるまち

〈医療・健康・福祉〉

政策目標3 良好な環境が広がり快適に暮らせるまち

〈自然・環境・都市〉

政策目標4 心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまち

〈教育・歴史・文化〉

政策目標5 活力にあふれ交流でにぎわうまち

〈観光・産業・交流〉

構想の推進 総合計画を推進するための土台づくり

〈協働・行政改革〉

(2) 政策目標の内容

政策目標 1

安全で安心して暮らせるまち

〈危機管理〉

**1 危機管理体制の充実**

自然災害などから市民等を守ることができるまちを目指し、災害時の情報伝達体制の強化、避難所等の環境整備、感染症対策等を推進するとともに、市民の防災意識及び知識の向上を図っていきます。

2 総合治水対策の強化

水害や土砂災害が発生しないまちを目指し、河川及び急傾斜地の整備や治山事業を推進していきます。

3 災害に強い建築物や公共施設の整備

地震に強いまちを目指し、建築物の耐震化、港湾施設の整備等を推進していきます。

4 生活安全の推進

事故や犯罪が少なく、安全・安心なまちを目指し、各種啓発活動の充実、消費生活相談の強化、環境整備等を推進していきます。

5 消防体制の強化

火災を始めとする災害から守られ、安心して暮らせるまちを目指し、駿東・伊豆消防組合の充実強化の働きかけ及び消防団の充実強化と消防水利の整備等を推進していきます。



1 地域医療の充実

誰もが質の高い医療を受けることができるまちを目指し、医療機関の機能に応じた役割分担及び地域医療の連携強化、市民病院の運営の充実、救急医療体制の強化等に取り組んでいきます。

2 健康づくり支援

健康でいきいきと暮らせるまちを目指し、体とこころの健康づくり事業の推進や健（検）診事業の充実、感染症対策等に取り組んでいきます。

3 出産・子育て支援の充実

安心して子どもを産み、心身ともに健やかに子育てができるまちを目指し、子育て世帯への経済支援、妊娠・出産・子育てに係る切れ目のない支援等を推進していきます。

4 保育及び幼児教育の充実

子どもが健やかに成長でき、子育て世代が子育てと仕事を両立できるまちを目指し、待機児童対策、多様な保育ニーズへの対応等、保育及び幼児教育環境の充実を図っていきます。

5 高齢者福祉の充実

住民相互で支え合い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちを目指し、高齢者の生きがいづくりや社会参加への支援、介護予防等を推進するとともに、地域の支え合い体制の強化を図っていきます。

6 障がい者福祉の充実

障がい者（児）が安心して暮らすことができるまちを目指し、相談体制及び情報提供の充実等に取り組むとともに、障がい者（児）への理解促進や障がい者雇用の推進を図っていきます。

7 地域福祉の充実

誰もが住み慣れた地域の中で支え合い共に暮らすことができるまちを目指し、地域福祉活動の支援や福祉ボランティアの養成、介護・障がい福祉事業所における専門職不足の解消等に取り組んでいきます。

8 多様性のある社会の実現

お互いの個性と多様性を認め合い、誰もがいきいきと暮らすことができるまちを目指し、人権に関する啓発活動の充実、学校におけるバリアフリー教育等を推進していきます。

9 保険・年金制度の運営

国民健康保険・後期高齢者医療制度及び国民年金加入者が、生涯にわたり安心して保険・年金サービスを楽しむことができるよう、制度に係る情報提供及び相談業務の充実、保険料（税）の収納率向上等に取り組んでいきます。



1 自然との共生社会の推進

豊かな自然環境と快適な生活環境が維持、保全されているまちを目指し、環境汚染や愛護動物に係る啓発活動を推進するとともに、森林環境整備等に取り組んでいきます。

2 循環型社会の推進

ごみや温室効果ガス排出量が少ない良好な環境を目指し、家庭や事業活動から排出されるごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進するための啓発や環境学習の充実、海洋プラスチックごみ問題への対策等に取り組んでいきます。

3 生活排水対策の充実

適切な汚水処理により、清潔で快適な生活環境が守られているまちを目指し、下水道事業の健全経営や下水道施設の整備・適正管理、下水道への接続の促進、浄化槽の適正管理などに取り組んでいきます。

4 安全でおいしい水の安定供給

安全でおいしい水を安定的に供給することができるまちを目指し、水質の適正管理や管路更新事業を推進するとともに、災害時の体制強化に取り組んでいきます。

5 魅力的な都市空間の創造

地域特性を活かした安全で快適な市街地や良好な街並み景観の形成を目指し、中心市街地の活性化や土地利用の健全化、景観に配慮したまちづくりに加え、空家等の適正管理、残す空家等の利活用等を推進していきます。

6 公共交通体系の充実

持続可能な地域公共交通が確保、維持されているまちを目指し、公共交通の利用環境の向上、交通体系の再構築、地域公共交通の充実等に取り組んでいきます。

7 道路環境の整備

円滑・安全・安心・快適な道路環境を目指し、道路交通量等に基づいた道路整備、道路施設の適切な維持管理、快適な歩道整備等を推進していきます。

心豊かな人を育み生涯にわたって学習 できるまち

〈教育・歴史・文化〉



1 教育環境の整備

児童・生徒の学習しやすい環境が整うまちを目指し、小・中学校の規模と配置の適正化や学校施設の環境整備、最先端のICT教育環境の整備等を推進していきます。

2 未来を創る教育の充実（小・中学校）

子どもたちの夢や希望を育むことができる魅力ある学校を目指し、「学びに向かう力」「人として備えたい力」「命を守る力」の育成や教育的支援体制の充実などに取り組んでいきます。

3 生涯学習活動の推進

生涯にわたる学びや活動に参加し、豊かさを享受できるまちを目指し、生涯学習活動の充実、魅力ある図書館の構築等に取り組んでいきます。

4 青少年の健全な育成

青少年が、豊かな人間性・社会性を身に付け、地域とともに健やかに育つことができるまちを目指し、地域におけるつながりを深め、地域全体で子どもを育てる活動、次世代を担うリーダーの育成等に取り組んでいきます。

5 市民スポーツ活動の推進

気軽に快適にスポーツに取り組めるまちを目指し、生涯にわたって健康を維持することができるように、スポーツ団体の支援、社会体育施設等の充実、指導者の養成等を推進していきます。

6 歴史・芸術文化の振興

歴史、文化に触れ、心を豊かにするとともに、後世に伝えることができるまちを目指し、文化財の保護・保存や歴史に触れる機会の提供、芸術文化活動の支援に取り組んでいきます。

7 郷土愛の醸成

高校生が本市に誇りを持ち、「住み続けたい」「離れても戻ってきたい」と思えるまちを目指し、高校や関係団体などと連携した郷土愛醸成に向けた取組を進めていきます。



1 地域資源の魅力向上

地域資源の魅力が広く周知され、多くの観光客が訪れるまちを目指し、観光客ニーズの把握、情報発信の強化、ブランドイメージの確立、イベントの磨き上げ、外国人観光客への対応等に取り組んでいきます。

2 新たな観光形態の構築・推進

来訪の目的を多種多様な中から選択することができ、滞在型観光地として選ばれるまちを目指し、情報発信の強化や健康保養地づくり事業、ロケツーリズム、マイクロツーリズムの推進等に取り組んでいきます。

3 広域連携による誘客の拡充

伊豆半島が魅力ある滞在型観光地となり、多くの観光客が訪れる地域を目指し、伊豆観光圏域の各種関係団体との幅広い連携強化に取り組んでいきます。

4 商工業の振興

安定した経営により雇用が確保される商工業が営まれるまちを目指し、経営安定化支援、創業支援、雇用の促進、企業誘致の推進等に取り組んでいきます。

5 農林業の振興

意欲ある担い手が育成確保され、安定的な農林業が営まれるまちを目指し、新規就農者の確保、担い手育成、農地の集積・集約化、森林環境整備の促進、農林業所得の向上対策、鳥獣被害防止対策等に取り組んでいきます。

6 水産業の振興

水産物の安定的な供給と活用により、安定した漁業が営まれるまちを目指し、沿岸漁場の資源拡大対策、水産物の高付加価値化、担い手の育成・確保、魚食の普及等を推進していきます。

7 移住定住の促進・関係人口の拡大

安心して移住し、定住することができるまちを目指し、「伊東市移住・定住促進プラン」における総合的な施策の実施、情報発信の強化、相談体制の充実等に取り組むとともに、関係人口の増大に向けた施策を促進していきます。

8 国際交流の推進・都市交流の促進

身近で国際交流が楽しめ、国際理解や都市間交流により相互の地域の理解が育まれるまちを目指し、国際交流事業及び国内姉妹都市等交流事業の推進、国際理解の啓発、外国人市民の日常生活への支援等に取り組んでいきます。

構想の推進

総合計画を推進するための土台づくり

〈協働・行政改革〉



1 全員参加によるまちづくりの推進

市民が主役の全員参加によるまちづくりを目指し、市政への参画機会の推進や自主的なまちづくり活動への支援、情報発信及び市民の声を伺う機会の充実等に取り組んでいきます。

2 市民の信頼に応える行政運営

市民の信頼に応える行政を目指し、市職員の人材育成、持続可能な行政運営の確立・運用、情報の共有化等に取り組んでいきます。

3 健全かつ持続可能な財政運営

健全かつ持続可能な財政運営を目指し、健全な財政運営と財政基盤の強化、自主財源の確保、競争事業の健全運営の維持等を推進していきます。

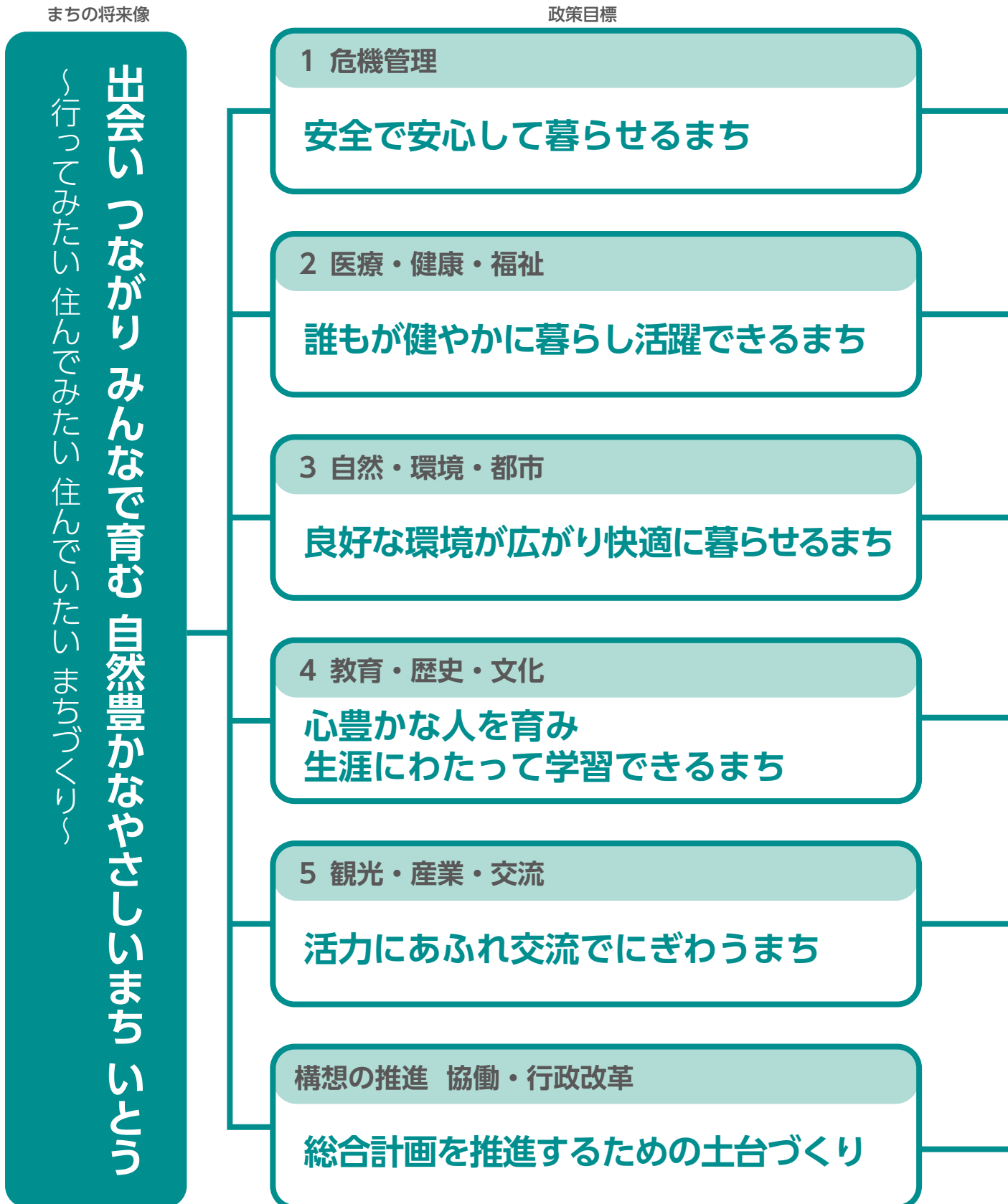
序論

基本構想

基本計画

(3) 政策体系

第十一次基本計画の政策体系は次のとおりです。



令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)の5年間で取り組むこと

- 1 危機管理体制の充実
- 2 総合治水対策の強化
- 3 災害に強い建築物や公共施設の整備
- 4 生活安全の推進
- 5 消防体制の強化

- 1 地域医療の充実
- 2 健康づくり支援
- 3 出産・子育て支援の充実
- 4 保育及び幼児教育の充実
- 5 高齢者福祉の充実
- 6 障がい者福祉の充実
- 7 地域福祉の充実
- 8 多様性のある社会の実現
- 9 保険・年金制度の運営

- 1 自然との共生社会の推進
- 2 循環型社会の推進
- 3 生活排水対策の充実
- 4 安全でおいしい水の安定供給
- 5 魅力的な都市空間の創造
- 6 公共交通体系の充実
- 7 道路環境の整備

- 1 教育環境の整備
- 2 未来を創る教育の充実(小・中学校)
- 3 生涯学習活動の推進
- 4 青少年の健全な育成
- 5 市民スポーツ活動の推進
- 6 歴史・芸術文化の振興
- 7 郷土愛の醸成

- 1 地域資源の魅力向上
- 2 新たな観光形態の構築・推進
- 3 広域連携による誘客の拡充
- 4 商工業の振興
- 5 農林業の振興
- 6 水産業の振興
- 7 移住定住の促進・関係人口の拡大
- 8 国際交流の推進・都市交流の促進

- 1 全員参加によるまちづくりの推進
- 2 市民の信頼に応える行政運営
- 3 健全かつ持続可能な財政運営

⑤ オレンジビーチ



海岸遊歩道が整備され、フェニックスのゆるる南国ムード漂うビーチです。温泉街にも近く、水着のまま出かけて戻ってから温泉にゆっくりとひたれます。



按針祭（8月8日～10日）のフィナーレを飾る海の花火大会では、約10,000発の花火が海上5ヶ所から同時に打ち上げられて伊東の夜空を華やかに彩ります。

⑥ 汐吹海岸



伊東港から川奈港へ向かう途中にある、沖に手石島を望む汐吹海岸。1番の見どころは汐吹岩で、汐の干満によって洞穴から潮が吹き上がります。

第3節 施策

(1) 施策の構成

施策は、成果目標を実現するために、本市が取り組むことを具体的に示すものです。施策は次のような内容で構成されます。

① 施策が目指す姿

- ・ 施策が目指す理想の姿（状態）を「対象」「目指す姿（状態）」で示しています。

② 成果指標（KPI）

- ・ 施策が目指す姿（状態）の達成度を測定する主な指標を示しています。

③ 現状と課題

- ・ 施策の「現状」と「課題」を示しています。

④ 施策の方針

- ・ 課題を解決していくための取組の方向性を示しています。

⑤ 基本的な取組

- ・ 施策の目的を実現するための手段となる基本的な取組を示しています。

⑥ 役割分担

- ・ 市民（事業者）に期待する役割、行政が果たすべき役割を示しています。

※市民（事業者）の役割については、義務を課すものではありません。

まちの将来像「出会い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち」の実現を目指し、全員参加で取り組んでいくために役割を示しています。

⑦ 関連する個別計画

- ・ 施策に関連する計画を示しています。

(2) 施策の内容

政策目標1 安全で安心して暮らせるまち

1 危機管理体制の充実



① 施策が目指す姿

対象 市民、観光客等

目指す姿(状態) 自然災害等により死傷しない

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
発災時の人的被害者数	令和元年度・2019年度 6人	0人

③ 現状と課題

現状

- ・相模トラフや南海トラフを震源とする大規模地震発生の可能性が高まっています。
- ・地球温暖化に伴い、台風や集中豪雨など大規模な風水害が頻発化・激甚化傾向にあります。
- ・伊豆東部火山群による活発な群発地震活動の発生が懸念されており、噴火時の火山防災対策が求められています。
- ・世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。
- ・武力攻撃等の多種多様な危機事案の発生が危惧されています。
- ・平成31年3月静岡県により洪水浸水想定区域が変更され、大幅に拡大されました。
- ・大規模災害時の「公助」には限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自らの地域を互いに助け合う「共助」を必要としています。
- ・災害時の情報伝達手段の充実が求められています。
- ・大規模地震発災時の公共交通機関の運行停止、主要道路の寸断等により、帰宅困難者問題が発生することが懸念されています。
- ・避難所等の環境整備が求められています。
- ・障がいを持つ人や介護が必要な人のうち、災害発生時等に自力で避難できない人に対する支援体制の充実が求められます。
- ・上下水道、電気、通信、ガス及び公共交通は市民の重要なライフラインであるため、災害・事故時の応援協力体制づくりや災害対策訓練を実施しています。

課題

- ・津波浸水想定区域が大幅に拡大されたことによる津波避難体制の強化
- ・防災意識啓発及び防災知識向上策の推進
- ・避難所等の環境整備
- ・自主防災組織の活動支援
- ・情報伝達手段の多重化の推進
- ・帰宅困難者の一時滞在施設の確保
- ・平常時からの見守り活動及び発災時における安否確認活動などの支援体制の強化
- ・上下水道施設に係る災害・事故時における体制づくり
- ・感染症対策の強化
- ・感染症対策を踏まえた避難所運営の確立

④ 施策の方針

- ・津波避難困難地区の解消に向け、ソフト対策の強化を図ります。
- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携し、防災意識啓発及び防災知識向上を図ります。
- ・避難所における良好な生活環境の確保、防災備蓄品の整備及び防災施設の整備・充実を図ります。
- ・地域防災力の強化のために、自主防災組織が保有する防災資機材の充実を図ります。
- ・災害時において情報伝達を的確に行うため、情報伝達手段の多重化を進めます。
- ・観光客等の帰宅困難者を一時的に受け入れる施設の確保を図ります。
- ・協力団体への避難行動要支援者名簿の配付及び支援者の情報更新を行い、日頃から状況把握に努めます。
- ・上下水道施設に係る災害・事故時における体制づくりの強化を図ります。
- ・感染症対策を検証し、危機管理体制の強化を図ります。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
津波避難困難地区の解消	津波避難協力ビルの新規指定、海拔表示や避難方向誘導サインの設置
防災意識及び知識の向上	伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した防災研修、防災講演会、防災訓練の実施
防災拠点施設的环境整備	避難生活用食糧及び防災資機材の備蓄、避難所の環境整備
地域防災力の強化	自主防災組織への防災資機材の交付
情報伝達体制の多重化	同報無線設備の整備、戸別受信機の整備、メールマガジンの登録推進
帰宅困難者対策の整備	宿泊施設等との災害協定による協力体制の強化
避難行動要支援者避難支援計画の充実	避難行動要支援者名簿の配付、要支援者の実情把握
上下水道施設に係る災害・事故時に迅速に対応できる体制づくり	緊急時における資材・配管材の確保、応援協力体制の確立
感染症対策の推進	感染症に関する正しい知識の普及、感染症を予防する生活習慣づくり、災害時の感染症予防について関係医療機関との連携強化、感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの整備

⑥ 役割分担

市民

- ・防災訓練の大切さを理解・認知し、各種訓練等に積極的に参加します。
- ・地域内の危険箇所等をあらかじめ認知し、自らの命を守る手段を身につけます。
- ・災害に備え、自助として7日分の食糧や飲料水などの備蓄に努めます。
- ・正しい防災知識を習得します。
- ・避難行動要支援者名簿管理者にあっては、個人情報の取扱いに十分注意しつつ、対象者に配慮した見守り活動等を実践します。

行政

- ・津波から速やかに避難できるよう体制づくりに取り組みます。
- ・防災訓練等に市民が参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・自主防災組織の意見を聞き、地域の防災力が向上するよう支援します。
- ・防災に関する緊急情報を、正しく迅速に発信します。
- ・避難生活用の食糧及び防災資機材の備蓄を行います。
- ・災害時における旅行者等の受入れを円滑に行えるよう協力体制を強化します。
- ・防災対策の一環として、広報紙等による水の備蓄の啓発や、地域防災訓練を活用した応急給水訓練を行います。
- ・新規名簿対象者への同意確認を実施し、避難行動要支援者名簿の更新を行います。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市地域防災計画 ●伊東市水道ビジョン ●伊東市水道事業経営戦略 ●伊東市避難行動要支援者避難支援計画
- 伊東市下水道ストックマネジメント計画 ●伊東市下水道総合地震対策計画

2 総合治水対策の強化



① 施策が目指す姿

対象 市域

目指す姿(状態) 水害や土砂災害が発生しない

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
河川が溢れる件数	令和元年度・2019年度 0件	0件
急傾斜地崩壊危険区域指定の総指定箇所数	令和元年度・2019年度 34か所	39か所以上

③ 現状と課題

現状

- ・ 河川の危険箇所等の増加により日常のパトロール業務が増加しています。
- ・ 河川の改修工事には地権者との調整などから多くの時間を要するため、施設の老朽化が進行しています。
- ・ 住宅地付近の河川改修工事では、近接する建築物が工事施工の支障となる等の制約を受けることが多くあります。
- ・ 台風や集中豪雨などによる河川の氾濫等の洪水被害が懸念されています。
- ・ 急傾斜地対策事業は受益者に負担金が発生するため、危険区域の指定が進まない傾向にあります。
- ・ 市内には、急傾斜地崩壊危険区域の指定が必要と思われる溪流や崖などの危険箇所があります。
- ・ 管理の行き届いていない山林が増え、荒廃化が進んでいます。
- ・ 地球温暖化に伴い、巨大台風や集中豪雨などが頻発化し、土砂災害及び山腹崩壊の危険性が増しています。

課題

- ・ 河川の危険箇所等の監視や日常のパトロール業務の効果的かつ効率的な実施
- ・ 河川ごとの修繕計画の作成及び見直し
- ・ 河川沿いの地域住民及び関係者の事業への協力
- ・ 洪水浸水想定区域（ハザードマップ）の周知
- ・ 急傾斜地対策事業による受益者に対する地元負担金の経済的負担の軽減策の検討
- ・ 人的被害を未然に防ぐ水防体制の構築
- ・ 土砂災害警戒区域の適正な指定
- ・ 山林災害から人的被害を未然に防ぐ日常的なパトロール体制の構築
- ・ 地域住民及び関係者の治山事業への協力

④ 施策の方針

- ・ 河川パトロール体制の強化を図ります。
- ・ 河川の危険箇所及び施設の劣化度等の点検を進めるとともに改修工事の優先順位を付け、計画的な整備に努めます。
- ・ 洪水浸水想定区域の周知を図ります。
- ・ 土砂災害警戒区域指定箇所の周知を図ります。
- ・ 風水害時に適切な行動がとれるよう必要な訓練を実施します。
- ・ 県が行う治山パトロールに協力し、危険箇所の把握に努めます。
- ・ 県が行う治山事業について、地元住民との調整を図り、事業が円滑に進むよう努めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
河川及び水路の整備促進及び維持管理	雨天時における河川の流水能力・危険箇所の把握、時間雨量 50mm に対応できる河川及び水路の計画的な整備、河川等の補修に関する市民要望への迅速かつ的確な対応、事業における地域住民との調整、国・県への要望活動の推進
砂防及び急傾斜地崩壊防止事業の促進	急傾斜地崩壊危険区域指定の促進、事業における地域住民との調整、国・県への要望活動の推進
風水害時危険箇所の周知	新たに土砂災害警戒区域に指定された地域住民へのハザードマップの作成及び配布並びに活用
風水害を想定した訓練の実施	水防・土砂災害訓練の実施
山林の機能保全の促進	危険箇所の把握、事業における地元住民との調整、国・県への働きかけ

⑥ 役割分担

市民

- ・ 日頃から風水害への意識を持ち、草刈りやごみ拾いなどの活動を行うなど、河川の流水能力の維持に寄与するよう取り組みます。
- ・ 河川への負担を軽減するため、宅地内に雨水浸透^{ます}枮を設置するよう努めます。
- ・ 急傾斜地対策事業による受益者間の連携を図り、事業の推進に努めます。
- ・ 急傾斜地危険箇所を確認し、自らの命を守る手段を身につけます。
- ・ 水防意識の高揚を図るため、積極的に訓練へ参加します。

行政

- ・ 市民や団体が各種河川愛護事業補助制度を積極的に活用できるよう、効果的な広報活動を行います。
- ・ 河川の流水能力を確保するために、堆積物の除去、破損箇所の補修等により適正な維持管理を行います。
- ・ 急傾斜地対策事業による受益者と連携を図り、事業の推進を積極的に国・県に働きかけます。
- ・ 防災訓練や防災教育に対し、市民が参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 自主防災組織と情報を密に連携し、地域の防災力が向上するよう支援します。
- ・ ハザードマップの作成及び配布並びに活用により、人的被害の発生を防ぎます。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市公共施設等総合管理計画
- 伊東市水防計画

3 災害に強い建築物や公共施設の整備



① 施策が目指す姿

対象 **建築物**

目指す姿(状態) **耐震性等の安全性が確保されている**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
市有建築物の耐震化率	令和元年度・2019年度 95.3%	100%
港湾施設の整備要望の実施箇所数（累計）	2か所	10か所以上
民間住宅の耐震化率	令和元年度・2019年度 83%	86%以上

③ 現状と課題

現状

- 市有建築物について、相模トラフや南海トラフでの大規模な地震等が予想される中、人的被害を最小限にとどめるため、平成13年度より耐震化を継続的に取り組んでいます。
- 市有施設においては、昭和56年5月以前の旧耐震基準の建築物の耐震化が鈍化傾向にあります。
- 港湾施設及び漁港施設の老朽化や自然災害等による破損箇所が、近年多く見受けられます。
- 高度経済成長期に整備された上下水道管路施設の老朽化が進んでいます。
- 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の無料耐震診断の件数は、目標値を下回り減少傾向にあります。同様の木造住宅の耐震補強工事の実施件数は、目標値を上回る傾向にあります。

課題

- 旧耐震基準の市有建築物の耐震化促進方策の推進
- 港湾施設の経年劣化対策や被災軽減対策の要望
- 漁港施設の経年劣化対策や機能保全対策の推進
- 上下水道管路施設の計画的な更新（耐震化）の推進
- 木造住宅所有者への無料耐震診断実施に係る啓発方策の強化
- 木造住宅の補助制度を活用した無料耐震診断、耐震補強工事実施を促す周知方策の強化

④ 施策の方針

- ・旧耐震基準の市有建築物について、今後のあり方の検討を進めます。
- ・今後も存続させることを決定した老朽市有建築物について、耐震化を図ります。
- ・港湾の防波堤や物揚げ施設などの施設が安全で安心して利用することができるように港湾管理者に要望していきます。
- ・港湾利用関係者と港湾施設の現状を把握し、港湾管理者に施設改善を要望していきます。
- ・漁港施設の現状を把握し、漁業関係者が安全に利用することができる施設の維持管理に努めます。
- ・老朽化した上下水道管路施設の効率的な更新や適正な維持管理を行います。
- ・昭和 56 年 5 月以前に建築された民間木造住宅について、補助制度を活用した耐震化を促します。
- ・木造住宅の安全性に配慮する必要性について、所有者の意識の向上を図ります。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
旧耐震基準市有建築物の耐震化計画の充実・耐震化整備推進	旧耐震基準の市有建築物耐震化の具体的な進め方の検討・決定、耐震診断の実施、継続活用する旧耐震基準市有建築物の耐震補強及び建て替えの実施
緊急避難路や輸送路の確保のための港湾整備の推進	白石防波堤延伸事業、港湾施設改修事業、港湾整備のための国・県への働きかけ
漁港機能維持のための整備推進	機能保全計画に基づく施設維持管理の実施
上下水道管路更新（耐震化）事業の推進	効率的な管路の更新事業の実施
既存木造住宅の無料耐震診断及び耐震補強工事の推進	昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅を対象とした「耐震性向上の必要性」の啓発、補助制度を活用した無料耐震診断及び耐震補強工事の推進

⑥ 役割分担

市民

- ・日頃から港湾の役割を理解し、ごみ拾いなどの環境美化活動を積極的に行い、良好な港湾景観の維持に努めます。
- ・安全確保のための建物耐震化の必要性について意識を高めます。（市外に居住する建物の所有者を含む。）

行政

- ・利用者の安全性が確保されるよう、公共施設の耐震化促進に取り組みます。
- ・市有建築物の耐震性能リストを公表し、公共施設の地震に対する安全性の啓発を行います。
- ・港湾利用者と連携を図り、施設の経年劣化対策や被災軽減対策事業の推進を積極的に港湾管理者へ働きかけます。
- ・上下水道事業において、重要度や優先度を踏まえた上で、計画的な施設の更新を進めます。
- ・建物所有者に安全確保のための耐震化の必要性を啓発するとともに、補助制度等の必要な情報を発信し、耐震化を支援します。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市が所有する公共建築物の耐震化計画
- 伊東市水道ビジョン
- 伊東市水道事業経営戦略
- 伊東市下水道ストックマネジメント計画
- 伊東市下水道総合地震対策計画
- 伊東市耐震改修促進計画

4 生活安全の推進



① 施策が目指す姿

対象 **市民等**

目指す姿(状態) **交通事故や犯罪が少なく、安心して暮らすことができる**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
市内における刑法犯認知件数（暦年）	令和元年度・2019年度 324件	270件以下
市内における人身交通事故発生件数（暦年）	令和元年度・2019年度 367件	260件以下

③ 現状と課題

現状

- ・ 刑法犯認知件数に関しては、近年減少傾向（H27：365件→R1：324件）にありますが、高齢者が被害者となる特殊詐欺事件や児童等を対象とした声掛け・不審者事案が発生しています。
- ・ 人身交通事故件数は、負傷者数とともに近年大幅に減少（H27：512件 → R1：367件）していますが、市民が交通事故の原因者となる事故が約7割を占め、高齢者が関連する人身交通事故についても、全事故の半数近くを占めています。
- ・ 情報通信社会の進展により商品やサービスの選択の幅が広がる一方で、消費者被害は年々巧妙かつ複雑化しており、特に高齢者等の社会的弱者の消費者被害は深刻です。
- ・ エシカル消費などの身近な問題を通して、消費している商品やサービスの生産背景を知り、経済・社会・環境に配慮した消費行動を取ることが求められています。

課題

- ・ 特殊詐欺事件へ的高齢者被害の防止
- ・ 児童等が不審者事案に巻き込まれないための安全策の強化
- ・ 高齢者や児童を始め市民が交通事故を起こさない、巻き込まれないための安全策の強化
- ・ 規範意識を高め、交通規則を遵守させる取組の推進
- ・ 消費者被害の未然防止に向けた情報提供
- ・ 消費生活相談員の対応技術の向上
- ・ 経済・社会・環境に配慮した消費行動に関する啓発機会の確保

④ 施策の方針

- ・ 特殊詐欺は他人事ではなく、自分自身の身近な問題として捉え、正しく対処できるように、分かりやすい情報発信に努め、発生数の低減を図ります。
- ・ 警察や防犯協会などの関係機関・諸団体との緊密な連携による監視や防犯キャンペーンを通じて、犯罪をさせない、しにくい環境づくりを推進します。
- ・ 四季の交通安全運動等を利用し、警察や交通安全協会などの関係機関・諸団体と協力して、運転手に対する注意喚起を実施し、児童から高齢者まで、あらゆる世代の歩行者の安全確保に努めます。
- ・ 交通事故による被害を防止することはもちろん、これらを発生させない環境づくりに努めます。
- ・ 消費者被害の未然防止に向けた情報提供や啓発活動に取り組みます。
- ・ 社会情勢の変化等を踏まえた専門機関等の開催する研修に消費生活相談員が参加し、対応技術の向上を図ります。
- ・ 市民一人一人が消費者として自ら考え、経済・社会・環境に配慮した消費行動ができるよう啓発活動に取り組みます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
特殊詐欺に対する社会的認知度の向上	防犯用電話自動応答録音機の貸出情報の発信、年金支給日におけるオレオレ詐欺撲滅キャンペーンの推進
犯罪のない環境づくりの促進	青色防犯パトロールの充実、不審者対応訓練等の訓練補助、メールマガジン等による定期的な情報発信、犯罪不安〇運動期間中の防犯啓発事業の充実
歩行者の安全確保	交通指導員による交通指導、交通安全指導員による交通指導、ピカッと作戦の推進、通学路点検事業の補助
交通事故を発生させない環境づくり	高齢者運転免許証自主返納支援事業の促進、四季の交通安全運動における交通安全啓発事業の充実
消費者被害防止対策及び正しい消費行動の推進	消費生活相談の強化、消費生活特別講座の開催等の啓発活動の充実

⑥ 役割分担

市民

- ・ 自分自身の問題として、常に当事者意識を持ち、安全・安心な地域社会の実現に向けて取り組みます。
- ・ ドライバーとしての責任感を自覚し、いかなる時も交通ルールを順守します。
- ・ 消費生活に関する知識や情報を習得し、消費者被害に遭わないように気をつけます。
- ・ 市民一人一人が消費者として自ら考え、経済・社会・環境に配慮した消費行動に努めます。

行政

- ・ 市民や関係団体の意見を聞き、ニーズに合った生活安全啓発活動を実施します。
- ・ 情報発信や啓発活動を工夫して実施することで、地域社会全体で「安全・安心」を支える環境づくりに取り組みます。
- ・ 消費者被害の未然防止に向けた啓発活動に取り組みます。
- ・ 消費生活相談員の対応技術の向上を図ります。
- ・ 市民が環境等に配慮した消費行動ができるよう啓発活動に取り組みます。

5 消防体制の強化 (消防団体制の強化・消防水利の充実)



① 施策が目指す姿

対象 市民

目指す姿(状態) 火災を始めとする災害から守られ安心して暮らすことができる

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
消防団員充足率<4月1日時点>	99.2%	100%
公務災害件数	令和元年度・2019年度 1件	0件
夜警の実施率	令和元年度・2019年度 100%	100%
消防水利充足率	令和元年度・2019年度 75%	80%以上

③ 現状と課題

現状

- ・ 少子高齢化に伴い全国的に若年層消防団員（29歳以下）が減少傾向（H27：130,700人→R1：106,500人）にあります。
- ・ 気候変動等により災害が大規模かつ多種多様化しています。
- ・ 消防水利が希薄な地域があります。

課題

- ・ 条例定数維持のため、市民に消防団活動に対する理解を深めるための方法の推進
- ・ 消防団入団に対する家族・事業所・地域住民等の理解の深度化施策の推進
- ・ 充実した消防団活動を実施するための活動環境整備・資機材充実強化
- ・ 災害対応時における常備消防との連携強化反映
- ・ 水利希薄地域への耐震性貯水槽の建設

④ 施策の方針

- ・ 地域、事業者等が消防団活動に理解を深め、入団につながるような仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 魅力ある消防団づくりに努めます。
- ・ 常備消防との連携強化を図り、各種災害に対応できる合同訓練の実施に努めます。
- ・ 安全装備品等の資器材の充実強化を図ります。
- ・ 常備消防と協議の上、水利希薄地域の確実な把握に努めるとともに、各地域からの耐震性貯水槽の建設要望を把握し、適切に配置できるよう計画的に建設を進めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
消防団員の確保	地域・事業者等への入団促進に関する広報
消防団員の活動環境の整備・向上	消防ポンプ車・安全装備品等の更新、常備消防との合同訓練等の実施
消防水利の充実強化	水利希薄地域への耐震性貯水槽の適切かつ計画的な建設
消防団への入団意欲の増強	ありがとう消防団応援事業所の登録数増加

⑥ 役割分担

市民

(地域)

- ・ 地域内の入団していない若年層に声掛けし、消防団への入団を働きかけます。

(事業者)

- ・ 消防団活動を理解し、消防団員が従事しやすい職場環境を整えます。
- ・ 消防団活動を応援し、消防団員の福利厚生の上に協力します。

行政

- ・ 消防団入団につながる広報及び財政上の支援を講じます。
- ・ 資機材の充実強化を図り、安全・安心に災害活動等が実施できるように取り組みます。
- ・ 常備消防からの指導を仰ぎ、合同訓練の質の向上を図ります。
- ・ 水利希薄地域、耐震性貯水槽建設要望等の情報収集を行います。
- ・ ありがとう消防団応援事業所の登録数増加のための勧誘に取り組みます。

常備消防・救急体制について

平成28年4月1日に伊東市、沼津市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、函南町、清水町で構成する「駿東伊豆消防組合」が発足し、消防事務（消防団事務を除く。）を共同で処理しています。

組合で定めた「駿東伊豆消防組合総合計画」では、「管内住民の安全・安心の確保」の実現に向け、「消防・救急活動体制の構築」「予防行政の強化」「大規模災害に備えた消防防災体制の充実・強化」「消防署所の適正配置の推進」「効率的な消防組合の運営」に取り組んでいます。

本市では、組合の構成団体として、組合組織が適正に運営されるよう組合議会や執行機関などに参加するとともに、財政的な責任も担っています。

1 地域医療の充実



① 施策が目指す姿

対象 **市民、観光客等**

目指す姿(状態) **質の高い医療を受けることができる**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度 承認要件達成	目標値 令和7年度・2025年度 紹介率及び逆紹介率の 承認要件を満たす
地域医療支援病院の継続		

※ 地域医療支援病院の承認要件の一つである紹介率及び逆紹介率は、次のいずれかを満たす必要がある。

- 1 紹介率 80%以上
- 2 紹介率 65%以上、逆紹介率 40%以上
- 3 紹介率 50%以上、逆紹介率 70%以上

③ 現状と課題

現状

- ・伊東市民病院は、国が進める病診連携を推進する中核的病院となる「地域医療支援病院」に指定され、急性期医療の役割を果たしています。
- ・伊東市立夜間救急医療センターにおいて一次医療分野の初期救急を担い、伊東市民病院において第二次救急医療を24時間受け入れる体制を確保することにより、市内の救急医療体制の整備を進めています。
- ・来遊客も安心して訪れることができる医療体制の整備が求められています。
- ・伊東市民病院は、災害拠点病院機能を持ち災害時に災害医療救護活動の拠点として機能を果たすことが求められています。

課題

- ・かかりつけ医の推奨の強化
- ・伊東市民病院と地域の医療機関との連携強化
- ・地域の実情に合わせた救急医療体制の整備
- ・観光と医療の連携施策についての検討
- ・災害時における各救護所や診療所、災害対策本部との連携

④ 施策の方針

- ・地域全体の医療の充実を図るためには、伊東市民病院と地域内の医療機関との連携や役割分担が重要であることから、市民がかかりつけ医を持つことを進めていきます。
- ・伊東市民病院においては専門的な医療に対応することが必要であるため、医療従事者の確保を進めます。
- ・伊東市医師会が担う第一次救急医療と伊東市民病院が担う第二次救急医療の機能を高めるとともに、第三次救急医療機関への搬送が必要な時には、迅速な対応ができるよう救急医療体制を強化します。
- ・市民のみならず、来遊客にも対応できる病院機能の整備、特に救急医療体制以外にも健診機能等の充実を図ります。
- ・伊東市民病院が災害拠点病院として機能を維持するとともに、救護所及び重症患者を搬送する広域的拠点施設との連携強化を図り、搬送方法を含めた災害医療体制の充実強化を図ります。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
地域内の医療連携の推進	伊東市医師会と協力した伊東市民病院と地域内の医療機関の連携強化、市民へのかかりつけ医を持つことの推奨
伊東市民病院の運営の充実	伊東市民病院の医療機能の向上と健全な経営
救急医療体制の整備	伊東市民病院が担う第二次救急医療体制の整備、第一次救急医療を担う伊東市立夜間救急医療センターや地域内の医療機関及び第三次救急医療機関との連携強化
観光と医療との連携推進	来遊客も安心して訪れることができる救急医療体制の整備、来遊客の利用も考慮した医観連携の推進に資する健診機能の充実
災害医療体制の充実	災害拠点病院機能の維持

⑥ 役割分担

市民

- ・ 医療資源が有限であることを理解し、かかりつけ医を持つことで自分や家族の健康保持・増進に努めます。
- ・ 緊急の場合を除き、安易な夜間・休日受診を控え、限りある医療資源を守ります。
- ・ 診療所においては、かかりつけ医の普及を通じ、医療機関の機能分化と役割を明確化させ病院との連携を充実させることで、地域医療全体の質の向上を図ります。

行政

- ・ 市民に対してかかりつけ医を持つことを推奨するとともに、地域医療機関に関する分かりやすい情報提供を行います。
- ・ 救急医療及び災害医療体制を整備します。
- ・ 医療従事者確保対策事業を通じ伊東市民病院の医療従事者確保を図ります。



伊東市民病院

2 健康づくり支援



① 施策が目指す姿

対象 市民

目指す姿(状態) ライフステージに合った、健康的でいきいきとした生活を送ることができる

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度 平成28年度・2016年度	目標値 令和7年度・2025年度
健康寿命（お達者度）	男性 17.48年 女性 20.30年	男性 18.65年以上 女性 21.19年以上
健康意識（いとう健康マイレージ参加者数）	令和元年度・2019年度 17,550人	17,600人以上

③ 現状と課題

現状

- 平成28年度の「健康寿命（お達者度）」は、男性17.48年、女性20.30年と県下では低い結果です。
- 市民において、運動を習慣的に行っている人は、県平均に比べて40歳以上の年代では多くなっていますが、40歳未満では少ない状態です。
- 本市の死因は、悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患が大きな割合を占めており、特に本市は、悪性新生物（がん）標準化死亡比（SMR）が男性119.6、女性120.1と男女ともに高い状況です。
- 標準化死亡比（SMR）において、平成15年まで130以上であった糖尿病は、重点的な対策等によって男性98.7、女性103.2になりましたが、平成25～29年の標準化死亡比（SMR）では、急性心筋梗塞が、男性261.3、女性216.0と非常に高い状況にあります。
- エネルギーや食塩の過剰摂取、不規則な食生活によって生活習慣病を重症化させる人が増加するとともに、本市では39歳以下健診受診者の20～30歳代の18.1%がやせに該当しています。
- 自殺の標準化死亡比（SMR）は、男性120.9、女性100.2と男性が高い状態です。自殺の背景には、健康状態や経済的問題など様々な問題が絡み合っていますが、適切な時期に相談や医療受診ができている人は、まだ少ない状態です。
- 世界的に流行する感染症や再び注目されている結核等の感染症の脅威が高まっています。

課題

- 民間団体等と連携したライフステージに応じた参加しやすい健康づくり事業の推進
- 食生活や運動等、生活習慣を起因とする生活習慣病対策の推進
- 社会的背景に影響を受けた過度なやせや低栄養への対策の推進
- 多くの市民が健（検）診を受診しやすい環境づくりの推進
- うつ病、自殺等こころの問題への理解醸成及び切れ目のない支援体制の構築
- 予防接種等の感染症対策の推進

④ 施策の方針

- 年齢や性別、健康状態等に配慮するとともに、民間施設を始め地域の資源を生かすことで、誰もが安全、安心に楽しみながらできる健康づくりを進めます。
- 市民が自分の健康状態を把握し、生活習慣病の予防とその早期発見、重症化予防のために、健診及び保健指導の利用者の増加を図るとともに、保健指導等でその要因となる生活習慣の改善を支援していきます。
- 子どもから高齢者までのライフステージにあった食生活の定着及び民間事業所等と連携した地域全体で子どもの頃から栄養バランスに配慮した望ましい食習慣の定着を目指します。

- ・受診しやすい健（検）診の環境づくりと検査内容の充実を図り、市民にとって健（検）診が身近なものになるよう努めます。
- ・こころの不調についての、情報提供の充実及び医療機関との連絡・協力体制の強化や人材育成を図り、こころの健康づくりの推進に努めます。
- ・感染症予防に関する知識の習得機会を創出するとともに、予防接種機会拡充のための取組や伊東市医師会及び関係機関との協力体制を築きます。

⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
ライフステージに応じた健康づくりの推進	年代別の健康の特徴に合わせた事業の実施、民間施設や運動指導の専門職等と連携した参加しやすい健康づくり事業の実施
生活習慣病対策	生活習慣病に関する知識の普及啓発、禁煙・受動喫煙に関する情報提供、歯周病等歯の健康に関する健康教育の実施
健全な食生活の推進	ホームページ等ICTを活用した望ましい食生活の情報発信、伊東ならではの食材を生かした地域の食文化の継承、食育推進団体との連携強化
受診しやすい健（検）診の環境づくりと健（検）診内容の充実	伊東市医師会等と連携した受診しやすい体制の整備
こころの健康づくりの推進	健康講座等における情報提供の充実、庁内各部署及び伊東市医師会等関係機関とのネットワークを利用した支援体制の構築と人材育成、インターネットを利用したセルフチェックの普及啓発、こころの相談事業の利用促進
感染症対策の推進	感染症に関する正しい知識の普及、予防接種の実施及び検診体制の整備、感染症を予防する生活習慣づくり、災害時の感染症予防について関係医療機関との連携強化

⑥役割分担

市民

- ・健康の保持増進に努めます。
- ・生活習慣病とその重症化を進めるリスクとなる喫煙等の生活習慣との関係についての正しい知識をもち、疾病の発症及び重症化予防に努めます。
- ・健診、保健指導等を利用し、自分の健康状態の把握と改善に努めます。
- ・自分の体にあった食べ方を知り、食事をおいしく楽しみながら、健康状態を維持することに努めます。
- ・がん、こころの健康、感染症等に対して正しい知識を持ち、早期発見や重症化予防のための適切な行動を取るよう努めます。

行政

- ・市民の健康状態とニーズに応じた健康づくり事業を推進します。
- ・生活習慣病やがんについての正しい情報を提供し、発症及び予防に取り組むことができる環境や検診体制を整備します。
- ・伊東市医師会等と連携し、対象者のニーズに合った受けやすい健診体制を整備します。
- ・市民誰もが、食事を楽しみながら健康に過ごすことができるように、食育推進団体等と連携して支援をしていきます。また、健康寿命の延伸につながる栄養バランスの良い食事について、普及啓発や情報提供を行います。
- ・こころの健康問題を把握し、包括的に支援するシステムづくりを推進します。また、こころの健康にかかわる人材の育成に取り組めます。
- ・感染症を予防する知識の普及啓発を行うとともに、予防接種・肺結核検診等について受けやすい体制を整備します。

⑦関連する個別計画

- 伊東市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 伊東市国民健康保険データヘルス計画
- 伊東市保健計画
- 伊東市自殺対策計画
- 伊東市食育推進計画

3 出産・子育て支援の充実



① 施策が目指す姿

対象 子育て世代

目指す姿(状態) 安心して出産ができ、心身共に健やかに子育てができる

対象 子ども

目指す姿(状態) 心身ともに健やかに成長できる

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
子育てを楽しんでいる親の割合（乳幼児健康診査アンケート）	令和元年度・2019年度 90.5%	95.0%以上
「出産・子育て支援の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	62.0%	70.0%以上

③ 現状と課題

現状

- ・若者の意識や行動形態の多様化に伴い、若者の家庭を築くことや子育てに対する意識が希薄化しています。
- ・妊娠・出産の状況をみると、出生数は年々減少しています。（出生数H27：339人→R1：270人）
- ・多様な家族形態、地域とのかかわりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支えるような支援者がいないまま妊娠・出産を迎える母親が増加しています。また、育児力が未熟である若者の妊娠・出産の割合も高い傾向にあります。
- ・本市の乳幼児健康診査において、心身の発達やことばの遅れ等の発達面で支援を必要とする子どもの割合は年々増加しています。
- ・ひとり親家庭等については、子育てと就業の両立により、生活・育児環境が厳しい状況にあり、貧困率も高く経済的に厳しい状況です。
- ・貧困等の問題を抱える家庭は社会的に孤立する傾向があるとされ、また、その子どもも高校、大学等への進学率が低い傾向にあります。
- ・少子化や地域のつながりが希薄になる中、全国的に児童虐待が問題になっています。

課題

- ・子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、経済的な支援拡充の推進
- ・子育て中の孤立感や負担感を軽減する施策の強化
- ・発達面で支援を必要とする子どもの療育環境整備
- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため経済的支援及び就労支援の充実
- ・子どもが安心して暮らすことができる環境整備

④ 施策の方針

- 子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、経済的な支援を拡充します。
- 医療機関、行政等の各関係機関から、個々のサービス提供だけではなく、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目ない支援体制（ワンストップ拠点）を強化していきます。
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの地域ぐるみでの子育て事業を継続し、内容の充実を図ります。
- 発達が必要な子どもとその保護者等に対し、早期発見と切れ目ない発達の支援及び保護者等の相談支援を含めた乳幼児期からの総合的な療育体制の整備を図ります。
- ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、就学支援、自立支援・教育訓練等による経済的支援及び就労支援の充実を図るとともに、相談支援窓口による相談体制を強化します。
- 地域ぐるみでの子どもの見守りとして、子どもの居場所づくりを推進し、地域からの孤立を防ぎます。
- 児童虐待の早期発見・未然防止のために関係機関との連携強化を図ります。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
子育て世帯の経済的支援の推進	誕生祝金の贈呈、子育て支援医療費助成、妊産婦健診助成、不妊治療費助成
妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の推進	総合的相談窓口の設置及び産前・産後の専門的支援の充実化、発達面で支援が必要な子どもとその保護者等に対する療育環境及び相談支援、保護者のネットワークづくりの推進、子育て支援に関する情報発信の充実
ひとり親家庭の自立促進	自立支援教育訓練及び職業訓練促進給付等の就業支援、子育てや生活に係る相談支援体制の強化
子どもが安心して暮らせる環境づくりの推進	地域での子どもの見守り活動を行うとともに子どもの居場所づくりの推進、児童虐待の早期発見及び早期対応並びに未然防止のための関係機関との連携強化

⑥ 役割分担

市民

- 保護者等においては、行政や地域の支援を受け、安心して楽しく子育てすることで、子どもが心身ともに健やかに成長することができるように努めます。
- 地域においては、子どもたちへの目配り、声掛けなどの見守りを通じ、相互の信頼感を高めながら、子どもが健やかに育ち、安心して生活できる地域づくりに努めます。

行政

- 保護者等の子育てに対する負担感や不安が少しでも軽減され、子育てが楽しめるような環境づくりに取り組みます。
- 誰もが安心して子育てに取り組めるよう地域ぐるみの環境づくりに取り組みます。
- 発達に支援が必要な子ども及びその保護者等が能力に応じて、社会参加できるよう支援します。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市子ども・子育て支援事業計画
- 伊東市保健計画
- 伊東市障がい者計画（伊東市障がい児福祉計画）

4 保育及び幼児教育の充実



① 施策が目指す姿

対象 子どもたち

目指す姿(状態) 健やかに成長することができる

対象 子育て世代

目指す姿(状態) 子育てと仕事が両立できる

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
待機児童数<4月1日時点>	5人	0人
園での保育に満足している保護者の割合 (保育園保護者アンケート・幼稚園評価アンケート)	令和元年度・2019年度 99%	100%
多様な保育への満足度 (保育園保護者アンケート・幼稚園評価アンケート)	令和元年度・2019年度 86%*	95%以上

※ 保育園保護者アンケートのみの数値。令和2年度から幼稚園評価アンケートにおいても同様の質問を新設

③ 現状と課題

現状

- ・少子化、核家族化及び生活の多様化に伴い、子どもと子育てを取り巻く環境が変化し、保育ニーズが増加しています。
- ・小規模保育事業所の開設支援や一時預かりの実施など、待機児童対策に努めてきましたが、低年齢児を中心として待機児童が発生しているため、引き続き解消に努めていく必要があります。
- ・女性の社会的進出や共働き世帯が増加傾向にあり、就労形態に応じた延長保育、一時預かり、休日保育等の特別保育を提供し、子育て環境の充実を図っています。
- ・児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保しています。
- ・子どもと保護者が気軽に利用でき、子育ての悩み相談、子育て関連情報の提供等を行う子育て世帯の集いの場を提供しています。
- ・施設の老朽化が進んでおり、幼稚園・保育園の再編を進める必要があります。
- ・保育人材の不足に加え支援を必要とする園児数が増加しています。

課題

- ・待機児童の解消
- ・多様化する子育てニーズに対する保育事業の推進
- ・幼稚園及び保育園の安全・安心な運営の推進
- ・子育て支援事業ごとの垣根のない情報提供及び相談体制の推進
- ・幼稚園及び保育園の老朽化対策、未利用施設の活用などの検討
- ・幼稚園及び保育園の再編
- ・教育・保育にかかわる人材の確保

④ 施策の方針

- ・ 施設的环境整備、一時預かりの充実等の待機児童対策を推進します。
- ・ 多様化する子育てニーズに対応する保育事業を充実させ、働きながら子育てができる環境整備に努めます。
- ・ 保護者が最適な保育サービスを選択できるように、子育て支援に係る事業の情報サービスの充実に努めます。
- ・ 教育・保育現場の人材確保、専門的な知識の習得及び保育技術の向上に努め、安全・安心な教育環境及び保育の充実と質の向上を図ります。
- ・ 少子化及び多様な社会構造に対応できる幼・保一元化を視野に入れた幼稚園及び保育園の再編成を協議します。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
待機児童対策の推進	保育環境の整備、幼稚園預かり保育の運営
多様な保育事業の推進	延長保育、一時預かり、病児保育
保育及び幼児教育の充実	小学校との連携、職員の質の向上、人材確保、園外及び地域活動等の体験
情報提供、相談体制の充実	ニーズに対応したサービス内容の情報提供と相談体制の強化
幼稚園及び保育園の再配置計画の策定	幼稚園及び保育園の認定こども園を見据えた再編

⑥ 役割分担

市民

(保護者)

- ・ 子どもの育成に責任を持ち、生活習慣を身に付けさせ、育ちに必要な支援を行うとともに、地域や社会とのつながりを大切にします。

(地域)

- ・ 子どもに対する関心を高め、子どもへの関わりを持ち、子育て世代との信頼関係を構築するとともに子どもの健やかな成長を見守る地域づくりを進めます。

(企業・事業所等)

- ・ 事業主の意識醸成とともに、仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができるよう努めます。

行政

- ・ 保護者のニーズに沿った教育・保育内容の充実を図り、安心して子育てすることができる環境づくりを進めます。
- ・ 地域や社会が子育てを応援しやすい環境を築きます。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）



5 高齢者福祉の充実

① 施策が目指す姿

対象 **高齢者**

目指す姿(状態) **地域の中でいきいきと生活できる**

対象 **地域**

目指す姿(状態) **住民相互で支え合い暮らすことができる**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
元気な高齢者の割合<4月1日時点> (介護保険第1号被保険者のうち、要介護・要支援認定を受けていない 高齢者の割合)	84.1%	84.0%以上
健康寿命(お達者度)	平成28年度・2016年度 男性 17.48年 女性 20.30年	男性 18.65年以上 女性 21.19年以上
生活支援サポーターの養成者数	令和元年度・2019年度 45人(単年)	200人以上 (5年間累計)

③ 現状と課題

現状

- 本市の高齢化率は42.3%で県下7位です。
- 人口推計によれば、高齢者人口は減少(R2.6月:28,884人→R7.9月:28,366人)していきませんが、後期高齢者人口(75歳以上)は増加(R2.6月:15,483人→R7.9月:17,985人)していきます。
- 介護保険でカバーできない日常生活上の困りごと(ゴミ出し、草むしり等)を解決するボランティアを養成しています。(H28:62人→R1:232人 ※累計)
- 高齢者に関する相談件数(認知症・虐待・貧困)が増加しています。(H27:7,960件→R1:9,872件)
- 介護サービスを必要とする高齢者の増加に伴い、介護給付費も増加しています。(H27:67億8,800万円→R1:72億3,500万円)
- 介護に携わる人材が不足していて、平成30年度における全職種の有効求人倍率1.45倍に対し、介護関連職種は3.90倍となっています。

課題

- 高齢者が要介護状態にならないための自立支援・重度化防止の強化
- 元気な高齢者が活躍できる場の拡大
- 介護保険サービスによらない、住民の助け合いや高齢者の力を活用したサービスの創出
- 複合した問題を抱える高齢者の権利擁護
- 地域で暮らし続けるための在宅医療と介護の連携
- 市民の認知症の方に対する理解や受入体制の充実
- 必要なサービスを安心して利用できる適正な介護保険制度の運営
- 介護に携わる専門職やボランティアの人材不足の解消

④ 施策の方針

- ・高齢者が要介護状態になることを予防するため、生きがいづくりや自立支援・重度化防止の取組を進めます。
- ・ボランティアや元気な高齢者の力を活用し、支援が必要な高齢者の様々な生活援助に対応する体制の構築を進めます。
- ・行政や地域包括支援センターを中心に、虐待防止の措置や成年後見制度の利用を通じ、高齢者の権利擁護を図ります。
- ・地域ケア会議の開催を通じ、地域課題の抽出や解決を図るほか、ICT機器等の先進技術を活用した医療・介護の連携を推進します。
- ・認知症の方やその家族の意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のため、認知症を正しく理解し、支え合うための取組を進めます。
- ・介護給付適正化の取組を推進し、サービスの質の向上に努めます。
- ・介護人材の育成を目的とした研修会を開催するとともに、介護事業所やサービスを必要とする高齢者と研修修了者のマッチングを進めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
健康で生きがいのある暮らしの支援	健康福祉センター等の活用や居場所の開催、高齢者の社会参加の支援
介護予防の推進	訪問型サービス・通所型サービス・一般介護予防教室・健康体操クラブなどを通じた介護予防
住民相互で行う地域の支え合い	生活支援コーディネーターによる生活支援・介護予防の基盤整備、高齢者を支援するボランティアの養成
高齢者の権利擁護	地域包括支援センターを中心とした多職種協働による取組、成年後見制度の活用
地域包括ケアシステムの構築	地域ケア会議による課題解決、在宅医療・介護連携の推進、認知症サポーターの養成、企業及び警察の協力並びにICT機器を活用した認知症高齢者の見守り
介護保険サービスの向上	介護給付費適正化の推進、介護保険相談員の配置
介護人材の育成	基準緩和型サービス研修により養成した人材とその人材を必要とする介護事業所とのマッチング

⑥ 役割分担

市民

(高齢者)

- ・要介護状態にならないため、積極的に社会参加するとともに介護予防に努めます。

(地域)

- ・高齢者の生活を支援するボランティア活動等に参加します。

行政

- ・高齢者が地域において健康で暮らし続けられるよう、社会参加の機会や介護予防の場を作ります。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療関係者及び介護事業者の連携支援並びに制度に対する認識の共有を図ります。
- ・介護保険制度を適正に運営するとともに、介護人材の育成と介護保険事業所とのマッチングを進めます。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市地域福祉計画
- 伊東市高齢者福祉計画
- 伊東市介護保険事業計画

6 障がい者福祉の充実



① 施策が目指す姿

対象 障がい者（児）・その家族

目指す姿(状態) 障がい者（児）が安心して生活することができる

② 成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
相談支援事業所の相談件数	令和元年度・2019年度 7,920件	8,500件以上
障がい福祉サービス支給決定者数（実数）	令和元年度・2019年度 587人	630人以上
市内企業の障がい者雇用率（年度末数値）	令和元年度・2019年度 2.02%	法定雇用率以上
障がい福祉サービス利用後の一般就労者数	令和元年度・2019年度 3人	5人以上

③ 現状と課題

現状

- 障がい者（児）及びその家族が抱える生活に関する悩みや不安が多様化しています。
- 障がい福祉サービス利用者は毎年増加傾向となっているものの、多様な福祉政策やサービスについて周知の難しさがあります。（支給決定者実数 H28：500人→R1：587人）
- 障がいの重さや特性などを理由に、一般の企業に就職することが難しい人もいます。
- 市内企業の障がい者雇用率は近年上昇傾向にあるものの、令和元年度の法定雇用率（2.2%）に達していない状況です。（H28年度：1.83%→R1年度末：2.02%）
- 障がい者（児）が自立し、社会参加するためには、周囲の理解・支援が必要です。

課題

- 障がい者（児）及びその家族への相談体制の充実
- 障がい福祉サービスの充実及び周知の強化
- 障がい者（児）と地域住民との相互理解や地域の受入体制づくりの充実
- 市内企業における障がい者雇用率の向上

④ 施策の方針

- 障がい福祉サービスに関する情報について、分かりやすく効果的な広報に取り組みます。
- 障がい者（児）及びその家族が身近で気軽に専門的な相談ができる場所を充実させます。
- 障がい福祉サービス事業者間の連携を強化し、障がい者（児）及びその家族が抱える悩みや不安の情報を共有し、その問題の解決に努めます。
- 事業所授産品等の展示会・販売会の開催の場を確保します。
- ハローワーク等の就労機関と連携を図り、障がい者雇用率の向上を図ります。
- 障がい福祉サービス利用後の一般就労者数の増加に努めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
相談体制及び情報提供の充実	相談支援の充実、各相談会の広報への掲載、障がい福祉サービスについての情報提供の充実
障がい福祉サービスの充実	熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会における障がい福祉サービス事業所との協議及び連携による問題解決
障がい者（児）への理解の促進・啓発	事業所授産品等の展示会・販売会の開催、障がい者（児）と地域の相互理解の促進
障がい者雇用の推進	ハローワーク等の関係機関との連携、熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会就労支援部会の充実

⑥ 役割分担

市民

（サービス提供事業者）

- ・ 相談支援及びサービスの充実を図ります。
- ・ 障がい者（児）及びその家族の不安・悩みを把握し、必要なサービスの提供を支援します。

（障がい者（児）及びその家族）

- ・ 障がい者（児）が必要なサービスを受けながら、自立した生活を目指します。

行政

- ・ 障がい者（児）の不安・悩みを把握するとともに、その対応を事業者と協議し、解決するよう支援します。
- ・ 働くことが障がい者の生きがいにつながるよう、ハローワーク等と連携し、障がい者の雇用の促進をします。
- ・ 就労支援事業所と協働し、授産製品等の販売を通じ、障がい者（児）と地域住民等との交流を推進します。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市障がい者計画
- 伊東市障がい福祉計画・伊東市障がい児福祉計画



障がい者スポーツ大会の様子

7 地域福祉の充実



① 施策が目指す姿

対象 **支援を必要とする人**

目指す姿(状態) **住み慣れた地域の中で支え合い共に暮らすことができる**

対象 **地域**

目指す姿(状態) **多くの人々が地域福祉活動等へ参加することで地域が活性化される**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
「地域内の助け合いなどの地域福祉の充実」に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	63.2%	65.0%以上
ボランティアセンターによるボランティア活動あっ旋件数	令和元年度・2019年度 18件	60件以上

③ 現状と課題

現状

- ・ 少子高齢化や核家族化などの社会環境が変化する中で、地域では隣近所との付き合いが減るなど人間関係が希薄化しています。
- ・ 高齢化の進行等により、支援を必要とする高齢者が増加している一方で、介護・障がい福祉事業所においては有資格者等の人材が不足しています。
- ・ 障がい者等の支援が必要な人と市民との相互理解のための学習機会や交流の場が不足しています。
- ・ 障がいを持つ人や介護が必要な人のうち、災害発生時等に自力で避難できない人に対する支援体制の充実が求められます。
- ・ 収入の少ない世帯やひきこもりなど、経済的な支援を必要とする生活困窮者が増加しています。

課題

- ・ 支援が必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支援体制の構築
- ・ 介護・障がい福祉事業所における有資格者等の人材不足の解消
- ・ 障がい者等の支援が必要な人と市民との相互理解の促進
- ・ 平常時からの見守り活動、発災時における安否確認活動等の支援体制の強化
- ・ 生活困窮者への適切な支援体制の構築

④ 施策の方針

- ・ 障がいの有無や生活の程度に関係ない地域社会の互助の必要性を共有できるように学習の機会や交流の場を創出します。
- ・ 中高生に対し、福祉の仕事に関心が持てるように職場体験を実施することで、福祉職に対する理解を深めてもらい、将来の就業に向けた学生の意識向上に努めます。
- ・ 支援が必要な人にも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにボランティアセンターの充実、福祉ボランティア登録者の増員に努めます。
- ・ 協力団体への避難行動要支援者名簿の配付及び支援者の情報更新を行い、日頃から状況把握に努めます。
- ・ 生活に困窮する世帯からの相談に対し、状況や程度に応じた適切な支援に努めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
社会福祉関係団体が行う地域福祉活動の支援	子ども・高齢者・障がい者の地域交流が図られるイベントの推進
介護・障がい福祉事業所における専門職不足の解消	U I ターン等により市内事業所に就業する有資格者に対する公的支援の実施
福祉ボランティアの養成	新規登録のための養成講座の開催、登録者へのスキルアップ研修の開催、情報共有のための連絡会の開催
民生委員児童委員による避難行動要支援者への支援活動	地域の避難行動要支援者の実情把握、必要な支援の実施
生活困窮者等に対する相談支援の充実	自立相談支援、家計改善支援、住居確保支援、一時生活支援、就労準備支援事業

⑥ 役割分担

市民

(市民)

- ・ 地域福祉活動への積極的な参加やボランティア活動に協力します。

(支援を必要とする人)

- ・ 自立に向けた病気の治療や生活訓練から就労に向けて取り組みます。

(事業所)

- ・ 支援を必要とする人に適切なサービスを提供し、高齢者や障がい者の雇用を図ります。

(福祉関係団体)

- ・ 支援を必要とする人の支援活動を行いつつ、地域福祉を広めるための啓発事業に取り組みます。

行政

- ・ 民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会などと連携し、適切な相談支援や福祉サービスを提供するとともに、市民とボランティアが支え合う体制づくりに取り組みます。
- ・ 福祉の仕事に関心が持てるように情報発信を続け、将来的な福祉職の確保に取り組みます。
- ・ 生活困窮者への適切な自立支援事業を実施します。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市地域福祉計画
- 伊東市地域福祉活動計画
- 生活困窮者自立支援計画
- 伊東市避難行動要支援者避難行動支援計画

8 多様性のある社会の実現



① 施策が目指す姿

対象 市民

目指す姿(状態) お互いの個性と多様性を認め合い、いきいきと暮らすことができる

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
「お互いの個性と多様性を認め合う社会の実現」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	59.2%	65.0%以上

③ 現状と課題

現状

- ・ 人権問題は、いじめや子ども・高齢者・障がい者への虐待、DVなど多様化し、LGBT等の性的少数者への偏見など新たな問題も生じています。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる年代層に男女共同参画についての理解が浸透するように引き続き啓発活動を充実させることが求められています。
- ・ DVは主に家庭内で起こっていて、当事者しか分からない場合が多いため、被害が深刻化、長期化する傾向にあります。
- ・ 障がい者（児）が自立し、社会参加するためには、周囲の理解・支援が必要です。
- ・ 市内企業の障がい者雇用率は近年上昇傾向にあるものの、令和元年度の法定雇用率（2.2%）に達していない状況です。（H28：1.83%→R1：2.02%）
- ・ 障がいの重さや特性等を理由に、一般の企業に就職することが難しい人もいます。

課題

- ・ DV・虐待・セクシュアルハラスメント等の防止と対策
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消
- ・ 仕事と生活の両立を可能とする仕組みの啓発
- ・ DVを未然防止・早期発見するための取組の推進
- ・ 学校において障がいを始め、国籍、性別等多様性を認め合う心のバリアフリー教育を推進するための施策の検討
- ・ 障がい者と地域住民との相互理解や地域の受入体制づくりの充実
- ・ 市内企業の障がい者雇用率を向上させる施策の検討

④ 施策の方針

- ・ 市民・事業所・NPO等の多様な主体の参画により人権が尊重される社会の実現のため、関係機関と連携して啓発活動の充実を図ります。
- ・ 政策・方針等の意思決定過程において女性の登用が広まるように推進していきます。
- ・ 仕事と子育て・介護等の家庭生活との両立が可能となるようワークライフバランスの啓発に取り組みます。
- ・ DV防止に対する理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談機関の充実及び周知を図ります。
- ・ 人を思いやり、尊重する心を育む教育を推進します。
- ・ 事業所授産品等の展示会、販売会の開催の場を確保します。
- ・ ハローワーク等の就労機関と連携を図り、障がい者雇用率の向上を図ります。
- ・ 障がい福祉サービス利用後の一般就労者数の増加に努めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
人権を尊重する社会の推進	人権教室等の人権に関する啓発活動の充実
男女共同参画社会の推進	伊東市男女共同参画「あすを奏でるハーモニープラン」における取組の充実
配偶者等暴力防止対策の推進	DV防止のための啓発活動の充実
心ゆたかな子どもの育成	教育活動全体を通じた計画的・組織的な人権教育の推進
障がい者(児)への理解の促進・啓発	事業所授産品等の展示会・販売会の開催、障がい者(児)と地域の相互理解の促進
障がい者雇用の推進	ハローワーク等の関係機関との連携、熱海伊東地区(圏域)地域自立支援協議会就労支援部会の充実

⑥ 役割分担

市民

- ・自ら人権に対する関心を持ち、理解を深め、家族等親しい人との身近な会話の中でお互いに人権尊重の気持ちを育みます。
- ・家庭・地域・職場等あらゆる場面において、固定的な性別による役割分担となっていないか意識するとともに、性別にかかわらず仕事と生活の調和が取れるライフスタイルを心掛けます。
- ・家庭だけでなく地域ぐるみで子どもの成長を見守ります。

学校

- ・学校における人権教育の推進を図ります。

行政

- ・人権に関する啓発事業を実施するとともに、相談体制を整えます。
- ・「あすを奏でるハーモニープラン」を推進し、市内事業所のモデルとなります。
- ・学校における人権教育の推進を図ります。
- ・就労支援事業所と協働し、授産製品等の販売を通じ、障がい(児)と地域住民等との交流を推進します。
- ・働くことが障がい者の生きがいにつながるよう、ハローワーク等と連携し、障がい者の雇用の促進します。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市男女共同参画「あすを奏でるハーモニープラン」
- 伊東市障がい者計画
- 伊東市障がい福祉計画、伊東市障がい児福祉計画



9 保険・年金制度の運営

① 施策が目指す姿

対象 制度加入者

目指す姿(状態) 制度の理解を深め、生涯にわたり安心して保険・年金サービスを楽しむことができる

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
制度理解の醸成等を図るための広報による周知	令和元年度・2019年度 26回	31回以上
公平な負担に対する意識向上の取組や適正なサービス受給のための相談会の実施	令和元年度・2019年度 54回	54回以上

③ 現状と課題

現状

- 医療保険・年金制度は、度重なる制度改正により複雑かつ分かりにくいものとなっています。
 - 保険料(税)未納者が見受けられ、特に年金においては若年世代が低い納付傾向(R1現年度全体:69.3%、25歳~29歳:57.0%)にあるなど、公平な負担が保たれていません。
 - 医療保険加入者の高齢化や医療の高度化により、一人当たりの医療費は依然として高い水準にあります。
- ※ 国民健康保険制度一人当たり医療費(H27:30万3,518円→R1:33万577円)
後期高齢者医療制度一人当たり医療費(H27:77万7,556円→R1:75万110円)

課題

- 医療保険・年金制度に関する情報提供を充実していくための施策の強化
- 保険料(税)収納率向上を図るため、納付意欲の喚起に関する施策の強化
- 医療費の適正化に関する施策の強化

④ 施策の方針

- 医療保険・年金制度に関する情報について、分かりやすく効果的な広報活動に取り組むとともに、相談業務の充実を図ります。
- 保険料(税)納付について、徴収方法・減免の案内手法の充実化を図ることにより、加入者の公平な負担に取り組めます。
- 医療保険制度の安定的な運営を実現するため、多様な医療費適正化に取り組めます。

⑤ 基本的な取組	
基本的な取組	主な内容
情報提供の充実	窓口配架、広報紙、ホームページの活用、被保険者証や保険料（税）通知書へのパンフレット同封による配布
相談業務の充実	関係機関との連携、説明会・研修会への参加、窓口・電話対応、相談会の実施
保険料（税）収納率向上	口座振替等の便利な納付方法や減免制度についての周知強化、各種手続・相談時の案内強化
医療費適正化への取組	ジェネリック医薬品の普及促進、特定健康診査の実施、後期高齢者健康診査の実施、一日人間ドックの実施、健康指導の実施

⑥ 役割分担

市民

- ・ 一人一人が生活を支える基盤であるとの自覚や公平な負担に対する意識を高め、保険料（税）の適正な納付に努めます。
- ・ 予防や健康づくりを通じて自身の健康の維持に努めます。
- ・ 医療機関への適正な受診を心掛けます。

行政

- ・ 制度を適切に利用できるように必要な情報発信を行います。
- ・ 公平にサービスを受けられるように適切な相談業務を実施します。
- ・ 公平な負担が保たれるように保険料（税）収納率向上に向けた環境を整備します。
- ・ 生活習慣病の予防、適切な健診の促進及び保健指導を実施することで、医療費適正化につなげます。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市国民健康保険データヘルス計画
- 伊東市特定健康診査等実施計画



1 自然との共生社会の推進

① 施策が目指す姿

対象 市民・事業者・ボランティア団体

目指す姿(状態) 一人一人の取組により、豊かな自然や快適な生活環境が維持・保全されている

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
公害の迷惑行為に寄せられる苦情件数	令和元年度・2019年度 18件	15件以下
愛護動物の迷惑行為に寄せられる苦情件数	令和元年度・2019年度 30件	15件以下
伊東市森林整備計画に基づき間伐を行った森林面積	令和元年度・2019年度 累計 13.8ha	累計 22.8ha 以上

③ 現状と課題

現状

- ・ 民間事業者が起因となる公害は少ないものの、近隣住民による騒音・悪臭・野焼き等に対する相談が寄せられています。
- ・ 愛護動物の不適切な飼育により、近隣住民とのトラブルが発生しています。
- ・ 森林所有者の高齢化や後継者不足が進み、手入れ不足の森林の増加が懸念されます。
- ・ 地域林業の中心的役割を果たすべき担い手が不足しています。

課題

- ・ 生活公害行為者に対し、迷惑行為を防止するための対応策の推進
- ・ 愛護動物の飼育者の適正な飼育や近隣住民の理解を促す新たな方策の検討
- ・ 山間部における森林環境整備の推進方策の検討
- ・ 林業の担い手の育成及び林業従事者を確保するための施策の検討

④ 施策の方針

- ・ 快適な生活環境を確保するために市民一人一人が環境汚染についての意識を持つための普及啓発活動に取り組みます。
- ・ 愛護動物の飼育マナー向上に取り組み、動物愛護精神の普及・啓発を推進します。
- ・ 適切な経営管理が行われていない森林の環境整備を行います。
- ・ 本市の林業について市民の興味・関心を高めるために広報活動に取り組みます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
快適な生活環境の確保	騒音・振動・悪臭・野焼き等や愛護動物の不適切な飼育に係る市民への指導及び未然防止のための啓発活動の実施
愛護動物の適正飼育の推進	愛護動物の適正な飼育方法の啓発、狂犬病予防注射の接種指導、飼い主のいない猫（のら猫）の去勢・不妊手術に対する補助金の交付
森林環境整備の促進	森林環境譲与税を活用した森林整備の促進、森林保全活動の支援、森の力再生事業の促進、林業に係る広報の強化
林業に関する担い手の育成	計画的な森林整備事業推進による林業者の就業環境の確保

⑥ 役割分担

市民

(市民)

- ・豊かな自然を守り、次世代に継承していきます。
- ・日常生活において生じる環境負荷の低減に努めます。(洗剤等による排水の汚濁防止等)
- ・犬、猫等の愛護動物を適正に飼育し、近隣住民との理解を深めます。
- ・生物多様性の保全について理解し、動植物を大切に守ります。
- ・森林環境の重要性を理解し、環境を守るための地域活動に協力します。

(事業者)

- ・事業活動における大気汚染・水質汚濁・騒音・振動等の公害発生について、未然に防止します。
- ・自然環境の保全に取り組み、環境負荷の少ない事業活動を展開します。

行政

- ・県と連携し、生活公害の発生防止について啓発活動に取り組みます。
- ・県や市民・ボランティア団体と協働して、動物愛護思想の啓発に取り組むとともに、飼育者に対し、愛護動物の適正な飼い方について県と連携し、指導を行います。
- ・森林環境譲与税の活用内容について公表し、森林整備状況を周知します。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市環境基本計画
- 伊東市役所地球温暖化対策実行計画（エコアクションプラン）
- 伊東市森林整備計画（森林法）

2 循環型社会の推進



① 施策が目指す姿

対象 市民、滞在者、事業者

目指す姿(状態) ごみの減量・資源化と温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
可燃ごみの排出量	令和元年度・2019年度 30,758 t	29,101 t以下
リサイクル率(総資源化量/総ごみ量)	令和元年度・2019年度 17.85%	20.00%以上

③ 現状と課題

現状

- ごみの総排出量は、年々減少傾向にあります。可燃ごみ量はほぼ横ばいとなっています。
- 家電製品等を山林などに投棄する不法投棄が後を絶ちません。
- ポイ捨て等により、河川等を通じて海へ流れ込んだ海洋プラスチックごみが、生態系へ影響を及ぼし、地球規模で問題となっています。
- 省エネを目的とした電化製品が普及拡大している中で、市民の省エネに対する意識は高くなっているものの、全ての人が具体的に行動するまでには至っていません。
- 市役所では伊東市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出抑制に取り組んでいます。
- 廃棄物処理施設は排出基準値以下の管理を行っていますが、施設の老朽化が進んでいます。

課題

- ごみの発生抑制及び資源化を推進する施策の展開
- 不法投棄防止対策の推進
- 海洋プラスチックごみによる環境汚染の防止に資する新たな取組の検討
- 市民に対する新エネ・省エネ・創エネ等の意識の醸成
- 家庭や事業所からの温室効果ガス排出量削減対策に向けての啓発の推進
- 廃棄物処理施設の老朽化対策のための保守点検や予防保全の強化

④ 施策の方針

- ごみの発生抑制と分別、資源化を推進します。
- 不法投棄しにくい環境づくりを推進します。
- プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のための6Rを推進します。
- 環境学習等を通じた新エネ・省エネ・創エネの啓発に努めるとともに、温室効果ガス排出量の削減に向けた普及啓発活動に取り組みます。
- 伊東市役所地球温暖化対策実行計画(第4次エコアクションプラン)の実行により温室効果ガス排出抑制に努めます。
- 計画的な維持管理を行い、法に定められた排出基準値を守ります。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
ごみ発生抑制の推進	家庭ごみの発生を抑制するための啓発（生ごみの水切りの徹底、食材の使い切り、食品の食べきり、生ごみ処理器の購入費補助金の交付等）
ごみの適正処理の推進	不法投棄未然防止策の一環としての看板の設置、不法投棄パトロールの強化
静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の推進	市主催による海岸清掃活動の実施、清掃活動団体やボランティア団体主催の海岸清掃活動の支援
環境学習の充実及び温室効果ガス排出量の削減の意識啓発・普及の推進	伊東市環境基本計画の推進、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及啓発、環境学習の実施
市役所地球温暖化対策実行計画の推進	温室効果ガスの総排出量を削減するための配慮行動の実施
廃棄物処理施設の適正な維持管理	排出基準値 1ng-TEQ/m ³ N 以下、放流水質 COD40mg/L 以下、SS90mg/L 以下の基準値内処理

⑥ 役割分担

市民

（市民・滞在者）

- ・ 排出するごみの減量、分別の徹底、資源物の回収に協力します。また、排出のルールを守ります。

（事業者）

- ・ ごみの排出に当たり、法に基づいた適正処理を行うとともに、使用抑制や排出抑制を図るなどごみの減量化と資源化に努めます。

行政

- ・ ごみの減量と資源化の啓発を推進し、循環型社会の構築を目指します。
- ・ ごみが適正に処理される環境づくりを創出し、不法投棄対策を行います。
- ・ 環境学習の一環として次世代を担う子どもたちに対し、ごみ処理やごみの再資源化の重要性について理解を深めてもらうよう取り組みます。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市一般廃棄物処理基本計画
- 伊東市環境基本計画
- 伊東市役所地球温暖化対策実行計画（エコアクションプラン）

3 生活排水対策の充実



① 施策が目指す姿

対象 市民

目指す姿(状態) 適切な汚水処理により生活環境が向上し、公共用水域の水質保全等が図られ、快適な市民生活を送ることができる

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
環境基準 (河川BOD・海域COD)	八代田橋 令和元年度・2019年度 BOD 0.9mg/ℓ	BOD 2mg/ℓ 以下
	渚橋 令和元年度・2019年度 BOD 1.0mg/ℓ	BOD 3mg/ℓ 以下
	伊東港中央 令和元年度・2019年度 COD 1.5mg/ℓ	COD 2mg/ℓ 以下

※ 国の環境基準値。下水道整備により良好な水質を保全し、目標値である国の環境基準値を超えないよう、将来に渡って維持していくことを目標とする。

③ 現状と課題

現状

- ・下水道アクションプランに基づき、川奈処理分区の主要幹線については令和8年度までの整備概成を目指しています。
- ・昭和49年の供用開始から約50年が経過し、施設の老朽化が顕著となっています。
- ・下水道の維持管理や耐震化に多額の事業費と長い期間が必要となっています。
- ・人口減少や節水機器の普及などにより有収水量が減少し、事業収益の確保が困難な状況であり、不足する分を、一般会計からの繰入金で補填している状況です。
- ・伊東処理区においては、接続率が全国平均を下回っています。
- ・浄化槽管理者の不適切な管理により、生活排水の汚染や悪臭などが発生し、近隣住民間でトラブルが発生しています。
- ・単独浄化槽設置が多い地域では、生活排水を河川等に放流しているため、一部の河川では水質が悪化しています。

課題

- ・健全な下水道事業経営を継続するための施策の取組の強化
- ・老朽化対策及び耐震化には多額の事業費を要するため、事業の効率化と事業費の平準化の検討
- ・下水道への接続に理解を高める取組の推進
- ・浄化槽の適切な管理（清掃・保守点検・法定検査）が徹底されるように市民への新たな周知策の検討
- ・生活排水による公共用水域の水質、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、単独浄化槽を設置している管理者に合併浄化槽への転換の助言強化

④ 施策の方針

- 汚水処理費、雨水処理費の経費負担を明確にし、汚水処理費に要する適正な使用料の設定を検討します。
- 持続可能な維持管理を目指し、中長期的な経営判断の下、整備計画の見直しを行い、効率的な整備を行うとともに改築事業との費用の平準化を図り、効率的な維持管理を目指します。また、管路施設、処理施設等の耐震化による地震対策を進めるとともに発災時に備え、広域避難場所等にマンホールトイレを設置するなどの減災対策を推進します。
- 下水道接続工事費の負担軽減を図るための助成金、貸付金制度の活用や下水道が生活環境に与える効果について啓発活動を通じて周知し、下水道への接続意識の向上を図ります。
- 生活排水の適正処理として単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進します。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
下水道の健全経営	公営企業会計制度に基づく財務分析、一般会計からの繰入金その他下水道事業経営のあり方の検討
下水道施設の効率的な整備促進	下水道区域の見直しも含めた効率的な整備の促進、主要幹線以外の枝線整備
下水道施設の適正管理	計画に基づく施設の長寿命化や耐震化の推進
減災対策	広域避難場所等におけるマンホールトイレの整備
下水道への接続の促進	公共下水道及び地域汚水処理施設の供用開始区域での啓発活動
適正な浄化槽の維持管理の推進	県の浄化槽パトロールに同行した適正な浄化槽の維持管理の戸別説明

⑥ 役割分担

市民

- 家庭から排出される排水（生活雑排水）が河川や海などに与える影響を理解し、将来に渡り、安全で安心して暮らすことのできる水環境の構築に努めます。
- 河川等の水質向上を図るとともに生活環境を保全するため、単独浄化槽使用者は合併浄化槽に転換し、浄化槽の適切な維持管理に努めます。

行政

- 汚水量の将来予測に基づき、効率的な整備に取り組みます。
- 施設の長寿命化や耐震化を進め、安定した汚水処理サービスを提供します。
- 下水道や浄化槽（合併処理）の役割に対する理解を高めるための広報活動を行います。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市汚水処理施設整備計画（アクションプラン）
- 伊東市下水道ストックマネジメント計画
- 伊東市下水道総合地震対策計画
- 伊東市公共下水道事業経営戦略
- 伊東市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）

4 安全でおいしい水の安定供給



① 施策が目指す姿

対象 水道利用者

目指す姿(状態) 安全でおいしい水を安定的に使用することができる

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
「安全でおいしい水の安定供給」に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	88.0%	90.0%以上

③ 現状と課題

現状

- 地下水を主に取水し、消毒のみで水質基準を満たした水道水を供給できています。
- 高度経済成長期に整備された管路施設の老朽化が進んでいるため、更新計画の策定等の予防保全や災害時の早期復旧対策を整えています。
- 水道は市民の重要なライフラインであるため、災害・事故時の応援協力体制づくりや災害対策訓練を実施しています。
- 給水人口の減少、節水機器の普及等により、料金収入は減少傾向にあります。
- 将来にわたって、市全域に対し継続的に水を安定供給するため、市水道事業と民営水道事業者との統合に向けて協議を行っています。

課題

- 今後の水質悪化の可能性
- 管路施設の老朽化対策、耐震化の推進
- 災害・事故時における対応方策の強化
- 老朽施設の更新や耐震化に必要な事業費の財源の確保
- 水道事業の統合

④ 施策の方針

- 水質検査計画に基づき検査を行い、かつ、耐塩素生物の監視を強化し、安全安心でおいしい水を供給します。
- 老朽化した管路施設の効率的な更新や適正な維持管理を行います。
- 災害・事故時における体制づくりの強化を行います。
- 効率的な事業運営に努め、持続可能な経営基盤の強化を図ります。
- 給水区域内の民営水道事業者との協議を進め、水道事業の統合を推進します。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
水質の適正管理の推進	原水・浄水の定期的な水質検査の実施、検査結果の公表
管路更新（耐震化）事業の推進	効率的な管路の更新事業の実施
災害・事故時に迅速に対応できる体制づくり	緊急時における資材・配管材の確保、応援協力体制の確立
持続可能な経営基盤の強化	経営の効率化・経費削減、収納率の向上、料金体系の見直し
民営水道の統合の推進	未統合事業者の統合の推進に向けた協議

⑥ 役割分担

市民

- 給水装置を適正に維持管理します。
- 災害時に備え家庭や職場での生活用水の確保に努めます。

行政

- 水道施設を適正に維持管理し、安定的に供給します。
- 水質情報が広く市民に行き渡るように広報し、水道水の安全性を伝えます。
- 重要度や優先度を踏まえた上で、計画的な施設の更新を進めます。
- 防災対策の一環として、広報紙等による水の備蓄の啓発や地域防災訓練を活用した応急給水訓練を行います。
- 経営基盤の強化により、更新財源の確保を図ります。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市水道ビジョン
- 伊東市水道事業経営戦略

5 魅力的な都市空間の創造



① 施策が目指す姿

対象 **市域**

目指す姿(状態) **地域特性を生かした安全で快適な市街地が形成され、景観に配慮されている**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「海岸・高原・住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	58.3%	65.0%以上
土地の使い方について「全体として調和が取れており、良い状態である」と回答した市民の割合(市民満足度調査)	32.6%	42.0%以上

③ 現状と課題

現状

- ・ 少子高齢化・人口減少の進行により、中心市街地の空洞化が続いています。
- ・ 伊東駅前広場や周辺道路では、電車の発着時などに混雑する時間帯があります。
- ・ 人口が減少し郊外開発が進み、低密な市街地が拡散しています。
- ・ 人口一人当たりの公園面積(8.7㎡/人)が目標値(10㎡/人)に達していません。
- ・ 用途地域の定めがない地域において、開発による無秩序な市街化の進行がみられます。
- ・ 幹線道路沿いにある違法広告物、景観への配慮に欠ける建築物等まちなみ景観が阻害されている箇所が見られます。
- ・ 市営住宅について、中層耐火構造住宅ではユニバーサルデザイン対応等の住戸改善が求められており、一方では耐用年限を既に経過した木造及び簡易耐火構造住宅が残っています。
- ・ 空家等の相談件数は年々増加傾向にあり、所有者が既に死亡したものの、相続や登記がされていない空家等が増えています。
- ・ 伊東市営天城霊園は、令和元年度の市民墓所需要調査の結果、合葬施設等の新たな墓地形態が求められています。

課題

- ・ 中心市街地のにぎわいを取り戻すための活性化
- ・ 伊東駅前の整然とした空間への整備
- ・ 一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供
- ・ 憩いの場の提供のため公園等の整備
- ・ 無秩序な開発行為の防止
- ・ 良好な景観の維持
- ・ 多様な世代のニーズに合わせた市営住宅の住棟及び住戸の改善並びに老朽住宅の解体・撤去を行うことによる管理戸数の適正化
- ・ 空家等の利活用方策の検討
- ・ 空家等に関する相談体制の充実等、適正な管理等の推進
- ・ 伊東市営天城霊園への合葬施設等の建設需要への対応

④ 施策の方針

- ・ 伊東駅前周辺地区を含む中心市街地において、まちなぎわいを創出する取組を行います。
- ・ 地域特性を踏まえた都市機能や生活機能を集約したまちづくりを推進するため立地適正化計画を策定し、計画の中で都市機能誘導区域又は居住誘導区域を定め誘導を図ります。

- ・自然環境を生かした安らぎと憩いの場の提供のため公園等を整備します。
- ・周囲と調和した開発となるよう、伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき指導します。
- ・景観に配慮したまちづくりの推進のため、伊東市景観条例・静岡県屋外広告物条例等に基づき適正な指導を行います。
- ・市営住宅ストックの有効活用を図るとともに、老朽化住宅の早期解体・撤去を推進します。
- ・公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会との協定に基づく空家等の利活用推進の取組を、積極的に推進し、移住定住の促進につなげます。
- ・空家等を適切に管理するため、分譲地自治会等と協働で空家等実態の把握及び対策に努めます。
- ・都市計画法等の関係法令に従い、伊東市営天城霊園への合葬施設等を建設するための方策を推進します。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
中心市街地の活性化の推進	伊東駅周辺地区の整備、市街地の道路整備、官民協働で行うまちづくりの活動
地域特性を踏まえた都市機能や生活機能を集約したまちづくりの推進	都市機能誘導区域への公共施設等の誘導、居住誘導区域への居住誘導
憩いの場の整備	公園・緑地の整備、開発行為による緑地の確保
土地利用の健全化	伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づく指導、宅地造成等規制法に基づく指導
景観に配慮したまちづくりの推進	伊東市景観条例に基づく指導、静岡県屋外広告物条例に基づく指導、廃屋解体の撤去支援
市営住宅の快適で良好な住空間の維持・確保	誰もが健やかに暮らせるよう市営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新、耐用年限が経過した老朽住戸の解体・撤去
空家等及び跡地の利活用	伊東市空家等対策に向けた利活用促進に関する協定による市内の空家等の市場への流通促進
空家等の適正な管理等の推進	町内会や分譲地自治会と連携した空家等の情報収集、所有者等に対する啓発及び情報提供、相続時の専門家相談の検討
伊東市営天城霊園の整備推進	合葬施設等の整備

⑥ 役割分担

市民

- ・中心市街地の活性化の環境づくりに努めます。
- ・都市機能誘導区域外や居住誘導区域外で一定規模の開発行為・建築等行為等を行う場合には届出を行います。
- ・安全で良好な土地利用が図られるように申請内容や手続において法令に違反とならないよう努めます。
- ・自らが景観形成の主体であることを認識し、互いに協力し景観形成に努めます。
- ・市営住宅の住民は、住生活に関わる要望を、自治会として行政に対して伝えます。
- ・各町内会で空家等に関する緊急連絡体制表の作成に取り組みます。

行政

- ・伊東駅前周辺地区を含む中心市街地において、まちのにぎわいとなる施策を展開します。
- ・用途地域内に都市機能誘導区域、居住誘導区域等を設定し、関係施設、居住等の誘導を図ります。
- ・周囲と調和した開発となるように伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき指導します。
- ・景観に配慮したまちづくりの推進のため、伊東市景観条例・静岡県屋外広告物条例等に基づき指導を行います。
- ・市営住宅の入居者や入居待機者が求めるニーズ的確な把握及び実現を図ります。
- ・用途廃止の手続後に老朽市営住宅を解体及び撤去することで、適切な管理戸数を確保します。
- ・空家等所有者が空家等の適切な維持管理に対する意識を高めるよう努め、空家等になる以前の段階での早期解決に取り組みます。
- ・合葬施設等を建設するための方策を検討・推進します。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市都市計画マスタープラン
- 伊東市景観計画・伊東市景観形成基本計画（景観法）
- 伊東市市営住宅長寿命化計画
- 伊東市空家等対策計画
- （仮称）伊東市立地適正化計画（令和3年度策定予定）

6 公共交通体系の充実



① 施策が目指す姿

対象 **市民、観光客等**

目指す姿(状態) **持続可能な地域公共交通が確保・維持されている**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
「バス・鉄道などの公共交通対策の充実」に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	35.3%	45.0%以上
鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシーの年間利用者数	令和元年度・2019年度 8,651千人	現状維持

③ 現状と課題

現状

- ・ 鉄道、路線バス、デマンド型交通による人口カバー率は、市全体で 70.3%であり、郊外や山間部を中心に交通空白地域が存在しています。
- ・ 別荘地や分譲地は、人口が比較的集積し、高齢化率が高い交通空白地域が存在しています。
- ・ 鉄道、路線バスの利用者数は近年横ばいですが、人口減少の傾向から将来は利用者数の減少が懸念されます。
- ・ 路線バスは、伊東駅や伊豆高原駅を中心に市内の各方面へ運行していますが、1時間当たり1本の運行がない路線が見られます。
- ・ 買物における移動手段は自動車为中心であり、路線バスの利用は5%程度で、その利用は少ない状況にあります。
- ・ 日常の買物では、市内の移動が9割以上と多く、通院では市内の移動が8割程度と市内の移動が多い状況にあります。
- ・ 鉄道、バスともフリー切符を設けており、観光移動等に利用されています。

課題

- ・ 人口減少、高齢化に対応した公共交通網の構築
- ・ 別荘地・分譲地などの居住に対応した公共交通網の構築
- ・ 路線バスの停留所等から離れた交通空白地域対策
- ・ 路線バスの運行効率化
- ・ 公共交通の利用を促進
- ・ 目的に応じた地域内・外への移動手段の確保
- ・ 観光移動等における公共交通機関の利用促進

④ 施策の方針

- ・誰もが利用しやすい公共交通の環境を整えます。
- ・持続可能な公共交通体系を構築するため、効率性と利便性の向上につながる取組を進めます。
- ・公共交通の利用促進に向けて関係者と一体となった協働体制づくりを進めます。
- ・交通情報や観光施設など観光に関する案内の一元化を推進します。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
交通結節点の利用環境の向上	乗り場案内や乗継案内などの表示改善、鉄道と路線バス・路線バス同士の接続の向上
公共交通体系の再構築	市内路線バスの維持・見直し、広域路線バスの維持・見直し
地域公共交通の確保・充実	交通空白地域の解消に向けた取組、別荘地等が主体となり運行する生活交通への補助、UDタクシー車両の購入補助
利用促進に向けた取組	総合時刻表の作成、モビリティ・マネジメントなどの実施、乗り方教室などのイベントの実施、利用促進ツールの使い方の周知
観光移動での利用促進	観光周遊の促進に向けた取組、観光に役立つ情報の提供

⑥ 役割分担

市民

(市民等)

- ・鉄道、バス等の公共交通の利用に努めます。

(交通事業者)

- ・乗場案内、乗継案内など交通結節点の利用環境の向上に努めます。
- ・市内路線バスの維持・見直しや広域路線バスの維持・見直しなど交通体系の再構築に努めます。
- ・バスの乗り方教室など利用促進に向けた取組を行います。
- ・交通空白地域の解消に向けた取組など公共交通の確保、充実に努めます。

行政

- ・交通事業者とともに乗場案内、乗継案内など交通結節点の利用環境の向上に資する取組を行います。
- ・交通事業者が行う市内路線バスの維持・見直しや広域路線バスの維持・見直しなど交通体系を再構築する取組を支援します。
- ・交通事業者とともにバスの乗り方教室など利用促進に向けた取組を行います。
- ・交通事業者とともに交通空白地域の解消に向けた取組など公共交通の確保、充実に資する取組を行います。

⑦ 関連する個別計画

- 東伊豆・中伊豆地域公共交通網形成計画（本市を含む5市3町の広域計画）
- 伊東市地域公共交通網形成計画

7 道路環境の整備



① 施策が目指す姿

対象 市域

目指す姿(状態) 円滑・安全・安心・快適な道路環境が維持できている

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
道路 ^{かじ} 瑕疵による事故発生件数	令和元年度・2019年度 0件	0件
幹線市道の整備率	令和元年度・2019年度 95.7%	98.5%以上

③ 現状と課題

現状

- 安全な道路環境の整備を実施するに当たっては、地域住民や関係者の協力が不可欠であるため、説明や交渉に時間を要しています。
- 良好な道路環境を保つため常に補修や除草が必要となっています。
- 道路施設の保全のために修繕計画や長寿命化計画を策定し順次修繕を行っていますが、高度経済成長期に建設されたインフラが多いため老朽化率が減少しない傾向にあります。
- 高齢者や子どもたち等の安全確保のために歩道の整備やバリアフリー化を順次行っていますが、歩道幅員の確保や民地側の高さの調整等が困難で苦慮しています。

課題

- 地域住民や関係者の事業への協力
- 道路施設等の適切な維持管理
- 修繕計画や長寿命化計画の前倒しの検討
- 道路構造や施工方法の検討

④ 施策の方針

- 現状把握に努め、地域住民や関係者との合意形成を図り、円滑な道路環境の整備を推進します。
- 道路瑕疵等が発生しないよう道路パトロールの強化を図るなど、適切な維持管理を行います。
- 国や県の補助金や交付金制度を活用し、早期に修繕計画や長寿命化計画が完了できるよう努めます。
- 高齢者や子どもたち等が安全で安心して歩行ができるとともに、車両の運転者にも安全で安心して走行ができる道路環境整備を進めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
円滑な道路環境の整備	道路交通量の把握、市道の利用に対する市民の声の把握、幹線市道の計画的な整備、渋滞の緩和対策の検討、円滑な交通のための道路網整備、移住定住促進道路整備
道路施設等の適切な維持管理の推進	路面の破損箇所等の早期発見・早期補修、道路パトロール等による早期発見・早期補修、舗装長寿命化のための計画的な修繕、交通安全施設の設置、道路施設の長寿命化、先進技術の活用
安全で快適な歩道空間の推進	歩道のバリアフリー化の促進、歩道のバリアフリー化に関する市民の声の把握

⑥ 役割分担

市民

- 子どもから高齢者、また観光客が安全で安心に通行できる道路を目指し、事業の説明会等に積極的に参加するように努めます。
- (地域)
- 日頃から道路に関心を持ち、草刈りや側溝清掃などの道路環境美化活動に積極的に参加するように取り組みます。
- 日々の生活をする中で、不便さを感じる施設等があった場合には、行政とともに解決に向けて取り組みます。

行政

- 地域住民や関係者等に向け、事業の進捗状況等の最新情報を発信し、情報共有及び現状把握を図ります。
- 市民との協働で道路の環境美化を行う「伊東市公共施設の里親制度(アダプトシステム)」や「伊東市道路愛護推進事業」の広報活動を行い、積極的な市民の参加を呼び掛けます。
- 苦情等の事業に関する情報提供があった場合には、地域住民や関係者等と協力して解決を図ります。

⑦ 関連する個別計画

- 社会資本総合整備計画
- 伊東市橋梁長寿命化修繕計画
- 伊東市個別施設計画(橋梁)
- 伊東市公共施設等総合管理計画
- 伊東市通学路交通安全プログラム
- 伊東市移動等円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画



1 教育環境の整備

① 施策が目指す姿

対象 児童・生徒・教職員・保護者

目指す姿(状態) 児童・生徒が学習しやすい環境が整っている

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
児童生徒1人当たりの教育用コンピュータ数	令和元年度・2019年度 0.16台	1台以上
長寿命化計画に基づく具体的な改修計画の策定・改修の実施	未策定	改修計画に基づく改修の実施
異物混入、アレルギー、食中毒等、給食を原因として人体に影響を及ぼす事故の発生件数	令和元年度・2019年度 0件	0件

③ 現状と課題

現状

- 小学校児童数・中学校生徒数は減少しており、令和2年度においては、児童数はピーク時（昭和54年度）の33.2%の2,464人、生徒数はピーク時（昭和57年度）の38.6%の1,426人にまで減少しています。
- 学校の小規模化が進む中、「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針（令和元年8月に策定）」（以下「基本方針」という。）に掲げた学校統合の実現に努めています。このうち川奈小学校については、令和3年度に南小学校との統合が実現しています。
- 小中学校の校舎や指定緊急避難場所でもある体育館は、耐震工事を積極的に進めていますが、学校施設の老朽化が進んでおり、全体の約54%の施設が建築から40年を経過しています。
- 学校給食センターの建設により、市内全ての小中学校で給食が提供され、徹底した衛生管理及び市内統一のアレルギー対応方針の策定並びに市を挙げての地産地消の推進と食育の充実により、安全安心で美味しい給食提供に努めています。
- 食物アレルギーを持つ児童生徒が増加傾向にあることに加え、感染症対策や食中毒対策が重要視されるなど、給食提供に求められる作業が複雑化する中、給食センター以外の学校の給食調理場は施設が狭く、設備の著しい老朽化が問題となっています。
- 授業の質を向上させるため、パソコン教室への教育用パソコンの配置、小学校への電子黒板導入等を進めています。

課題

- 基本方針の具体的方策である「東小学校、西小学校、旭小学校の3校の統合」実現に向けた、児童への配慮及び保護者・地域住民との協議調整
- 今後の児童生徒数の減少を見据えた本市の小中学校のあり方の検討及び推進
- 長寿命化計画に基づく学校施設の老朽化対策の実施
- 老朽化が著しい学校の給食調理場への対応策の検討及び推進
- ICTを活用した情報教育充実のための施策の推進

④ 施策の方針

- 基本方針の具体的方策である「東小学校、西小学校、旭小学校の3校の統合」の実現と実現後は、本市の状況を見据えた新たな基本方針の検討を進めます。
- 学校施設全体の長寿命化を検討するとともに、トイレ等の設備の計画的な改修と併せ、危険度を踏まえた修繕に取り組むことにより、安全で良好な教育環境を確保します。
- 老朽化著しい調理場を給食センター受配校に拡充するなど、調理場の集約を進めるとともに、市と委託業者が連携を深め、アレルギー対応や感染症対策等に係る給食従事者としての資質向上を図ります。また、児童生徒が地元食材に親しみ、理解を深めるための献立の工夫に努めます。
- ICTを活用できる学習環境を整え、学校全体の情報環境整備を推進します。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
小・中学校の規模と配置の適正化の推進	「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針」の実現、新たな基本方針の検討
学校施設的环境整備及び老朽化対策	学校校舎トイレの改修（床の乾式化・洋式便器の増設等）、映像装置のデジタル化改修、校舎屋上防水工事の実施、学校施設の長寿命化を図るための大規模修繕の検討
学校給食センターを最大限に活用した食育と地産地消の推進	今後の児童生徒数を見据えた学校調理場の集約、安全安心な給食の提供、魅力ある学校給食の提供、学校給食を通じた食育の推進、学校給食を活用した地産地消の推進
最先端のICT教育環境整備の充実	児童生徒及び教職員1人1台端末環境の維持拡充、校内LAN（無線LAN）環境の維持拡充、大型提示装置の小中学校の全普通教室・特別教室整備、実物投影機の全普通教室整備（小学校）、デジタル教材を活用できる環境の整備

⑥ 役割分担

市民

（保護者）

- 学校における奉仕活動を始めとした各種活動を通じ、子どもたちの教育環境の向上に努めます。

学校

- ICT機器の操作方法や有効的な活用について、校内で研修を行います。
- ICT機器を活用した魅力ある授業を構築するために、校内研修の充実を図ります。

行政

- 子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう必要な施設の適正管理・修繕・改修を行います。
- 未来を拓く子どもたちが、充実した教育環境で授業を受けられるよう、学校の規模・配置の適正化を進めるとともに、ICT機器等の環境整備を行います。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市学校施設長寿命化計画
- 伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針

2 未来を創る教育の充実(小・中学校)



① 施策が目指す姿

対象 児童・生徒

目指す姿(状態) 夢や希望を抱くことができる

対象 学校

目指す姿(状態) 子どもたちが夢や希望を育むことのできる魅力ある学校

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
学校が楽しいと思う子どもの割合【小学校】(学校生活アンケート)	89.1%	95.0%以上
学校が楽しいと思う子どもの割合【中学校】(学校生活アンケート)	85.7%	90.0%以上

③ 現状と課題

現状

- ・全国学力学習状況調査の結果から、各学年に応じた学習内容は身に付いてはいるものの、学習意欲の低下や学力の二極化が見られます。
- ・経済のグローバル化やICTの急速な発展により子どもを取り巻く環境が急激に変化しています。
- ・グローバル社会を生き抜く人材を育成するため、本市では外国語指導員(ALT)やICT支援員等専門の支援員を配置しています。
- ・近年、地震、台風・集中豪雨等自然災害、熱中症、登下校中の事故等の子どもが巻き込まれる事案が発生し、学校における子どもの安全確保が求められています。
- ・特別な支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあり(H29:8.8%→H30:9.7%→R1:10.5%→R2:12.9%)、個に応じたきめ細やかな支援が必要となっています。
- ・急激な社会変化の中において、子どもたちの悩みや不安は複雑かつ多様化しており、いじめの認知件数が増加するとともに、不登校の出現率(小学校H29:1.24%→H30:1.37%→R1:1.44%、中学校H29:4.61%→H30:5.53%→R1:5.19%)が高くなっています。
- ・価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会におけるつながりが希薄化し、子どもを地域で育てるという考え方が失われつつあります。

課題

- ・社会を生き抜く基盤となる確かな学力向上のための施策の推進
- ・生きる力を身に付ける質の高い教育を推進するための施策の検討
- ・自ら身を守る危機回避能力や自らが判断し行動できる力を高める教育施策の充実
- ・インクルーシブ教育システムの構築のための施策の検討
- ・児童・生徒がお互いの良さや違いを認め合うことのできる教育施策の推進
- ・地域との連携による開かれた学校運営を推進するための仕組みの検討

④ 施策の方針

- 学び手の視点で授業を構想し、「自分ごととしての学び」を実現していけるよう授業改善に取り組みます。
- 社会の中で、自らの可能性を伸ばし、多くの人と関わり協働しながら、豊かな人生を切り拓いていけるようキャリア教育を進めていきます。
- 緊急時に適切に行動できる力を育成するとともに学校における危機管理体制の充実を図ります。
- 多様な教育的ニーズに応えることのできる教職員、支援員の育成に努めるとともに教育的支援体制の確立に取り組みます。
- いじめの起こらない学校づくりに取り組みます。
- 子どもが相談しやすい環境づくりと校内及び関係機関との連携体制を整えます。
- 学校と地域が連携をして、子どもたちの成長を支援する体制を整えます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
「学びに向かう力」の育成	確かな学力の向上、外国語教育の充実、ICT機器の効果的な活用
「人として備えたい力（人間性）」の育成	社会性や規範意識の定着（あいさつの奨励）、自己肯定感を高めて思いやりの心の醸成（道徳教育の充実）、小中学校の各段階におけるキャリア教育の推進
「命を守る力」の育成	危険を未然に回避する力や緊急時の対応力の育成、健康的な生活習慣の定着、運動能力の向上
教育的支援体制の充実	支援員の適正な配置、教職員の研修強化、校内及び市就学支援委員会の充実、いじめ対策の推進、不登校対策の推進
地域社会との連携推進	郷土愛の醸成、地域活動への積極的な参加、学校運営に関する情報発信

⑥ 役割分担

市民

（児童・生徒）

- 常に目標を持ち、それに向かって努力します。

（市民）

- 家庭において発達段階に応じた生活・学習習慣を身に付けさせるとともに、地域において心豊かな子どもを育成するための支援を行います。

学校

- 新学習指導要領で示されている、三つの柱（「知識・技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性」）の育成を目指し、「主体的、対話的で深い学び」のある学習活動を推進します。
- 同僚性を高め、付けたい力に照らして子どもの姿で語るとともに、教員の資質・指導力の向上と授業改善を図り、工夫した校内研修を実践します。

行政

- 個に応じた指導、支援を進める上での必要な支援員の配置を行います。
- 教員の適正配置や指導力向上につながる研修が適切に行われるよう国や県に働きかけます。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市教育大綱



3 生涯学習活動の推進

① 施策が目指す姿

対象 市民

目指す姿(状態) 生涯にわたる学びや活動に参加し、豊かさを享受できる

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「生涯学習活動の推進」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	74.7%	78.0%以上
市民一人当たりの図書貸出冊数	令和元年度・2019年度 2.81冊	3.76冊以上

③ 現状と課題

現状

- 生涯を通じて快適に学習できるまちを目指していますが、全ての市民が生涯学習活動に積極的に参加しているとは言えない状況です。（R1：中央会館・ひぐらし会館登録団体 1,109 団体：1 団体 30 人と仮定した場合、33,000 人前後）
- 市民の生涯学習活動への参加回数は増加傾向にあるものの、全ての市民が学びや活動に参加し、豊かさを享受できているとは言えない状況です。（R1：市民一人当たりの生涯学習センター及びコミュニティセンターの利用実績 3.13 回）
- 生涯学習センターやコミュニティセンターにて開催している各種講座や教室、サークル活動などが十分に周知されていません。
- 伊東市生涯学習センター中央会館は、伊東図書館が併設されていることもあり、恒常的に利用者の駐車場が不足しています。
- 伊東図書館は、老朽化が著しいほか、閲覧用の開架スペースや中・高生が利用する学習スペースが不足しており、十分な図書サービスが提供できていると言い難い状況です。
- 貸出冊数、イベント・企画展の開催数は横ばい状況にありますが、延床面積、蔵書冊数、貸出数等は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」や同規模自治体との比較では、基準を下回っています。

課題

- 生涯学習活動に気軽に参加できる体制の構築
- 生涯学習活動への継続的な参加機会の促進
- 各種教室の普及と市内で活動するサークル等団体の情報収集及び発信の強化
- 伊東図書館の新規登録を増やすための周知方法等や来館を促すための方策の推進
- 伊東図書館における蔵書数の増加や ICT 化、地域の知や文化を記す付加価値の高い資料等の利活用
- 施設のユニバーサルデザイン化や十分な閲覧スペース・学習室、利便性向上のため駐車場の確保など、施設機能の充実

④ 施策の方針

- 働き方が多様化する昨今において、ワークライフバランスを考慮しつつ、多くの方が参加できるように生涯学習の機会を提供します。
- 毎年度開催している市民大学、いでゆ大学、楽しく学ぶ子育て講座等の各種講座に関し、バラエティに富んだタイムリーな講座を開催するなど、講座内容の充実に努めます。
- 市内で活動しているサークル等団体の情報を、生涯学習情報誌「まなびのとびら」やホームページへ掲載するほか、SNS等を活用する中で積極的に広報を行います。
- 魅力ある図書館の構築を目指し、時勢・トレンドを反映した選書、交流スペースの創出、様々なイベントや企画展等を実施して来館者の増加を目指します。
- 生涯学習機能を有する新図書館建設事業を進め、図書館機能の充実や施設の充実、サービスを向上し、新規利用者の確保や潜在利用者の利用を促進します。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
生涯学習機会の提供	生涯学習自主事業等の充実、生涯学習指導者等の発掘
市民の自主的生涯学習活動の推進	市民向け学習講座・教室の内容の充実、学習成果を生かした地域における学習交流機会の創出
生涯学習団体の情報提供の充実	広報紙やSNS等を活用した情報提供、市内サークル活動団体の情報収集、生涯学習情報誌やホームページによる情報発信
魅力ある図書館の構築事業の推進	様々なイベントや企画展の実施、新図書館建設

⑥ 役割分担

市民

- 一人一人が、伊東市民憲章に掲げる“文化を高め、教養を豊かにしましょう”の実現に向け、学ぶことの喜びを再認識するとともに、自己の研鑽けんさんに努めます。
- 生涯学習の根幹である“知の循環型社会”の構築を目指し、知的資源の共有に努めます。

行政

- 国・県の動向や、社会情勢を的確に捉え、新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策を実施します。
- 時代のすう勢を見極めるとともに市民ニーズを的確に把握し、付加価値の高い生涯学習施策を実現します。
- 学習情報の収集・発信に係る充実を図ります。
- 『伊東市の知と魅力』を集約・発信する拠点として、市内外から多くの方が訪れ、知的資源の共有ができる新図書館の建設を進めます。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市子ども読書活動推進計画
- 伊東市新図書館基本構想
- 伊東市社会教育施設長寿命化計画



4 青少年の健全な育成

① 施策が目指す姿

対象 **青少年**

目指す姿(状態) **次代を担う青少年が、豊かな人間性・社会性を身に付け、地域とともに健やかに育つことができる**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	目標値 令和7年度・2025年度
小・中・高生一人当たりの地域学校協働活動への参加回数	1.35 回	1.68 回以上

③ 現状と課題

現状

- 青少年の健全育成においては、地域における生活環境も重要な要素の一つですが、ライフスタイルが多様化する昨今、地域とのコミュニケーションが希薄化しつつあります。
- 少子化や核家族化の進行により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しつつある中、放課後等に児童・生徒が交流する機会や安心して過ごせる場所が減少しています。
- 少子化や核家族化の進行により青少年の地域活動への参加機会が減少しています。
- ICT化の推進やSNSツール等の普及に伴い、青少年が地域の中で、元気に活動する機会が減少しています。

課題

- 青少年が地域社会に積極的に参画できる体制の構築
- 地域社会の中で、放課後及び週休日並びに夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全で健やかな居場所づくり
- 青少年が地域活動に参加しやすい機運の醸成及び地域の積極的な関与
- 青少年が身近な自然環境や地域の歴史・文化に触れる機会の創出及び次世代を育てようという機運の醸成

④ 施策の方針

- 青少年が生まれ育った地域で元気に活動できるように声かけ・あいさつ運動を推進し、積極的に地域との連携を保てるように支援していきます。
- 地域の協力を得る中で、子どもたちの活動拠点（居場所）を確保するとともに、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を促進します。
- 次代を担う青少年が地域において善い行いや優れた活動をできるよう促します。
- 青少年の豊かな心とたくましい身体づくりを推進するため、郷土の文化や史跡、恵まれた自然に触れる機会を創出するとともに、地域における行事や奉仕活動へ世代を超えた積極的な参加を促します。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
声かけ・あいさつ運動の推進	地域におけるあいさつ運動の推進、小・中学校及び高校におけるあいさつ運動推進、あいさつ運動の広報の推進
地域における居場所づくりの推進	地域活動団体の推進、広報紙やSNS等を活用した地域における放課後等子どもたちの居場所に係る情報発信
地区青少年健全育成活動の活発化	青少年健全育成活動への地域の積極的な関与
次世代を担うリーダーの育成	リーダー育成機会の拡大（夢チャレンジクラブの開催）、少年教育の推進（小学生ふるさと教室の開催）、年少者を指導する中高生の育成（静岡県初級・中級青少年指導者認定者事業の推進）

⑥ 役割分担

市民

（地域）

- ・ 青少年の健全育成には、地域の協力が必要不可欠である旨を再認識し、未来を担う青少年を地域全体で育むよう努めます。

学校

- ・ 未来を担う青少年の健全育成に向け、家庭・地域・行政等との積極的な連携に努めます。

行政

- ・ 青少年が地域行事に参加しやすい雰囲気づくりを支援します。
- ・ 時代のニーズを的確に捉え、ふるさと教室や夢チャレンジクラブを始めとした教室プログラムの魅力を向上させるとともに、参加しやすい環境を構築します。
- ・ 青少年に次世代を担うリーダーとしての自覚、後継を育てようという意識が芽生えるよう、育成します。
- ・ 本施策を通じ、地域が活性化するよう、必要な情報発信をします。



伊東市あいさつ運動の様子



5 市民スポーツ活動の推進

① 施策が目指す姿

対象 **市民**

目指す姿(状態) **気軽に快適にスポーツに取り組むことができ、生涯にわたって健康を維持することができる**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
「市民スポーツ活動の支援」に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	73.3%	80.0%以上

③ 現状と課題

現状

- ・「市民一人一スポーツ」を目指し、伊東市体育協会等のスポーツ団体と相互に協力を図り、オレンジビーチマラソン、伊東駅伝を始めとする各種スポーツ大会の開催あるいは開催支援をしています。
- ・各地域の体育振興会と連携を図り、区民体育祭等の地域スポーツの振興に努めています。
- ・伊東市民体育センター、伊東市民運動場、大原武道場等の社会体育施設に指定管理者制度を導入し、きめ細やかな市民サービスの向上に努めるとともに、小・中学校の体育施設を市民に開放して、スポーツの振興を進めています。
- ・各種教室等による実技指導を実施し、ニュースポーツ等、幅広い年代の市民が楽しむことができるスポーツの普及活動を進めています。
- ・より多くの市民が安全で安心してスポーツに親しむことができるように、伊東市民運動場人工芝生化事業や遊歩道等の周辺環境整備等、社会体育施設の更新をしています。

課題

- ・少子高齢化による各種スポーツの競技者確保及びスポーツ団体の充実化
- ・市民の誰もが安全で安心してスポーツを楽しむための社会体育施設の充実
- ・市民が気軽に参加できるスポーツによる健康づくりの推進及び実技指導を通じた生涯スポーツの充実化
- ・伊東市民運動場の健康増進の活動拠点としての形成及び周辺遊歩道も含めた効果的な活用方策の推進
- ・老朽化が進む社会体育施設及び学校体育施設の維持管理及び更新

④ 施策の方針

- ・市民各自の体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに取り組むことができるように、各種スポーツ団体への支援を図ります。
- ・安全、安心にスポーツに取り組める拠点施設として、社会体育施設及び学校体育施設の維持管理及び更新に努めます。
- ・市民誰もが健康的にスポーツを楽しむことができるように年齢やレベルに応じた指導ができる指導者の養成を目指し、専門的技術指導のできるスポーツ推進委員の拡充に努めます。
- ・市民がスポーツに取り組んだ結果、健康維持及び体力向上を実感できるための支援に取り組めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
スポーツ団体の支援	スポーツ団体の活動支援、スポーツに取り組む市民の活動支援
社会体育施設等の充実	社会体育施設の設備等更新、学校体育施設の設備等更新
指導者の養成	スポーツ推進委員の拡充
市民の健康維持及び体力向上	スポーツ教室の拡充、市民の体力向上

⑥ 役割分担

市民

- ・生涯にわたって健康を維持することを意識し、積極的にスポーツに取り組めます。
- ・スポーツ団体構成員は、競技者や指導者の確保に努めます。

行政

- ・各社会体育施設で実施することができる種目を情報発信します。
- ・スポーツ団体に対して、活動支援をします。
- ・スポーツ推進委員を拡充し、知識及び技術修得を支援します。
- ・スポーツ教室の充実を図ります。
- ・社会体育施設の大規模改修や修繕を積極的に実施します。
- ・人工芝生化事業完了後の伊東市民運動場利用促進を図ります。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市社会教育施設長寿命化計画



伊東駅伝競走大会の様子



6 歴史・芸術文化の振興

① 施策が目指す姿

対象 **市民**

目指す姿(状態) **歴史、芸術文化に触れ、心を豊かにするとともに、後世に伝えることができる**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「芸術・文化に触れる機会の充実」に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	62.7%	70.0%以上
「史跡・郷土芸能の保存」に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	75.9%	80.0%以上

③ 現状と課題

現状

- 本市の恵まれた自然環境がもたらす自然遺産や先人から受け継がれてきた歴史遺産は、地域や関係団体によって受け継ぎ、守られています。
- 国指定史跡「江戸城石垣石丁場跡」は、かつて江戸城の石垣用石材が採石された場所であり、当時を知る上で欠かせない歴史遺産であることから、保存活用計画の策定を進めています。
- 心豊かな市民生活、活力ある地域社会の実現を目指すため、平成27年に伊東市文化振興基本構想を策定しました。
- 市立木下奎太郎記念館では、郷土の偉人木下奎太郎の偉業を紹介し、文化財管理センターでは、原始からの本市の歴史を展示しています。
- 近年、本市の新たな歴史情報を発掘・集約し、伊東市史を改訂しました。
- 伊東市史を活用し、市民に学ぶ、知る機会を提供しています。
- 市民の文化活動は活発で、行政は助成や後援により支援しています。
- 芸術祭や各種教室の開催により、文化に親しむ人を育成しています。
- 伊東市観光会館やひぐらし会館等の施設の老朽化が進み、市民や各種団体が文化振興に資する取組を発表・鑑賞するための十分な場を提供できているとは言えない状況です。

課題

- 地域住民への史跡江戸城石垣石丁場跡保存活用計画の周知
- 市内文化財の保存活用における総合的なアクションプランとなる文化財保存活用地域計画の作成
- 歴史講座等を通じた文化財に親しむ機会の拡充及び文化財愛護精神の育成
- 木下奎太郎記念館及び文化財管理センターの更なる活用
- 各地域の特色ある伝統芸能の担い手の育成
- 芸術文化活動団体の連携強化及び活動の活性化
- 市民が気軽に芸術・文化に触れることができ、文化振興に資する十分な活動ができる場の整備

④ 施策の方針

- 文化財を保護・保存し、後世に伝えていくため、地域や保存団体と連携を取り、的確な支援と育成に努めるとともに、担い手の育成に努めます。
- 史跡江戸城石垣石丁場跡保存活用計画に沿った施策実施に努めます。
- 文化財の保存活用を図るため、文化財保存活用地域計画の作成に取り組みます。
- 市民が本市の歴史に興味を持ち、進んで学ぶことができる学習機会の充実を図ります。
- 木下空太郎記念館及び文化財管理センターの充実に努めます。
- 芸術文化活動団体を支援し、活動の活性化に努めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
文化財の保護・保存	指定文化財等への保護や支援、史跡江戸城石垣石丁場跡保存活用計画に沿った施策実施
歴史に触れる機会の提供	歴史講座及び出前講座並びに講演会の充実、木下空太郎記念館及び文化財管理センターの充実
芸術文化活動の支援	芸術文化団体等の支援、芸術文化に取り組む個人の支援
文化拠点となる場の整備	文化拠点となる場の整備に向けた調査・研究

⑥ 役割分担

市民

- 文化財を保護・保存することの大切さを学び、後世に伝えます。
- 積極的に芸術文化活動に取り組むとともに活動の輪を広げていきます。

行政

- 文化財保護・保存に携わる団体・個人と連携し、保護や支援をします。
- 歴史講座、出前講座及び講演会等、市民の学習機会を充実させます。
- 木下空太郎記念館及び文化財管理センターを充実させます。
- 芸術文化活動に取り組む団体・個人を支援します。
- 文化拠点となる場の整備に向けた調査・研究を行います。

⑦ 関連する個別計画

- 史跡江戸城石垣石丁場跡保存活用計画
- 伊東市文化振興基本構想



7 郷土愛の醸成

① 施策が目指す姿

対象 本市の将来を担う高校生

目指す姿(状態) 気軽に快適にスポーツに取り組むことができ、生涯にわたって健康を維持することができる

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
伊東市に将来戻ってきたいと思う高校生の割合（高校生アンケート）	58.0%	65.0%以上
郷土に誇りと愛着を持っている高校生の割合（高校生アンケート）	71.6%	75.0%以上

③ 現状と課題

現状

- 将来本市に戻ってきたいと思わない高校生の割合が31.2%、郷土に誇りと愛着を持っていない高校生の割合が26.2%となっています。
- 市外に移りたいと思う高校生の割合が57.9%となっています。
- 市外の高校に通学する割合が52.6%と高い割合となっています。
- 本市の魅力を高校生の視点で捉え、伝えていく伊東市高校生観光おもてなし特派員事業の実施や市制施行記念事業を始めとした記念事業実施の際の啓発ツールの作成等、高校と行政が連携する機会は生まれていますが、関係団体等も含めた地域全体で郷土愛を醸成し、未来を担う人材を育成する機会を十分に創出できているとは言えません。

課題

- 高校生と行政の連携及び関係団体等も含め地域一体となった郷土愛醸成の仕組みの構築

④ 施策の方針

- 高校と行政の連携を継続・強化するとともに、関係団体等との連携を図り、高校生がまちづくりに参画する機会を作りながら、地域全体で高校生の郷土愛の醸成を図る環境づくりと未来を担う人材の育成機会の創出に努めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
郷土愛醸成に向けた連携の推進	高校・行政との連携事業の推進、高校・行政・関係団体等との連携の推進、伊東市高校生観光おもてなし特派員事業の更なる推進

⑥ 役割分担

市民

(高校生)

- 本市の未来を背負って立つという意識を持ち、地域の歴史や課題、魅力等について探求的な学びを通じて、地域に還元できるよう努めます。

(関係団体等)

- 高校が実施する取組に積極的に協力するとともに、行政とも連携する中で、一体となって郷土愛の醸成を図る環境づくりと未来を担う人材の育成機会の創出に努めます。

行政

- これまで進めてきた高校と行政の連携を継続・強化するとともに、関係団体等との連携も図りながら、地域全体で高校生の郷土愛の醸成を図る環境づくりと未来を担う人材の育成機会の創出を進めます。



伊東市高校生観光おもてなし特派員の活動の様子

1 地域資源の魅力向上



① 施策が目指す姿

対象 **観光客**

目指す姿(状態) **地域資源に魅力を感じ来訪する**

対象 **市内観光関連事業者**

目指す姿(状態) **地域資源の魅力を広く発信し、誘客につなげる**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度 令和元年度・2019年度	令和7年度・2025年度
年間来遊客数	662万人	730万人以上
観光客の満足度（伊東温泉観光客実態調査）	62.3%	95.0%以上

③ 現状と課題

現状

- 令和元年に第3次伊東市観光基本計画を策定し、「リラックスできるまち・いとう」を観光地としてのブランド価値形成のビジョンとして掲げました。
- 本市の年間来遊客数は、ここ数年間横ばいで推移しています。
- 毎年実施している「伊東温泉観光客実態調査」の中で、伊東市全体への印象を問う設問で「非常に良い」「良い」を選択した方の割合（本市に対する満足度）についても、直近では下がってしまっています。
- 伊東八景を始めとする景勝地は、一定の認知度で集客の一助となっていますが、情報発信が不足している状況です。
- 伊東市発祥の「タイヤ乗り競走」「まくら投げ競技」等のイベントについても、認知度が低い状況です。
- 利用者の利便性向上を目的とした整備を継続して実施していますが、整備状況も含めた観光施設の状況等の情報発信がまだ不十分な状況です。
- 外国人観光客に対して、旅行先としての本市の認知度が低い状況です。
- 本市の宿泊者数は一定の水準は保っていますが、それが必ずしもまちのにぎわいや市内消費の拡大につながっていない状況です。
- 特産品のPRや地場産業の振興にもつながるふるさと納税については、返礼品を提供する事業者が市内の一部にとどまっています。

課題

- 行政と第一次産業関連事業者と観光事業者が一体となった取組の強化
- 旅行形態や観光ニーズの把握
- 地域資源の情報発信の強化
- ブランドイメージの確立
- 既存イベントの見直しや効果的なPR方法の検討
- 産業との連携による市内消費の拡大
- 集客につながる施設整備の推進
- インバウンド対策の強化
- ふるさと納税を通じた本市の地場産業の振興

④ 施策の方針

- 地域資源の魅力発信や観光客のニーズを把握するため、数値根拠に基づいたデジタルマーケティングやプロモーションを実施していきます。

- ・旅行者の利便性向上のため、大手検索エンジンが提供する無料ツールへの店舗情報の登録を促進し、市内消費の拡大を図ります。
- ・公式サイトである「伊豆・伊東観光ガイド」の更新頻度を上げるとともに、誘客につながるようコンテンツについても充実を図ります。
- ・市民や観光事業者と連携し、本市のブランドイメージ確立に向け取り組みます。
- ・産業施策と連携し、地域の消費活性化を図ります。
- ・既存の観光施設を計画的に整備し、利用者の利便性を向上させ、高付加価値を図ります。
- ・既存のイベントを見直すとともに、観光客の滞在時間を増やすようなイベント、仕組みの構築及び実施を図り、効果的なPRに努めます。
- ・観光案内板の多言語化等の整備を進めるとともに、外国メディアの受入れ、トップセールスへの参加等、インバウンドの拡大を図ります。
- ・ふるさと納税制度を活用し、地場産業の振興を図ります。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
情報発信の強化	公式HP・SNS等を活用した情報発信、有料プレスリリースを活用したメディアへの情報発信、旅行者の利便性向上及び市内消費拡大に向けた事業者による検索エンジンへの登録促進
旅行形態、観光客ニーズの把握	デジタルマーケティングによる情報発信及び調査・分析、伊東温泉観光客実態調査による調査・分析
ブランドイメージの確立	本市の魅力や価値あるものの明確化と観光プロモーションによるブランドイメージの浸透
イベント等の磨き上げ	既存イベントの見直し、情報発信、中心市街地における回遊の仕組みづくり、商店街等との連携
観光施設の高付加価値化	観光施設の計画的な整備と維持管理、観光施設花壇の魅力向上、施設情報（花の開花時期等）の積極的な情報発信
外国人観光客の誘致	デジタルマーケティングによる海外への情報発信及び調査・分析、観光案内板・パンフレット等の多言語化
ふるさと納税制度を活用した地域振興の推進	ふるさと納税制度の市内事業者への周知に向けた取組

⑥ 役割分担

市民

(市民)

- ・地域の魅力を知り、さらに地域資源の掘り起こしと磨き上げに取り組みます。

(地域)

- ・ふるさと伊東に誇りを持ち、来訪者をおもてなしの心で迎えます。

(観光及び商工事業者)

- ・WEB検索やSNS等を活用した情報発信、事業の推進に積極的に取り組みます。

(事業者)

- ・ふるさと納税の制度を理解し、返礼品を提供できるよう努めます。

行政

- ・事業者の情報発信のサポートを行います。
- ・新たな地域資源の掘り起こし、磨き上げを行います。
- ・市民、第一次産業関連事業者及び観光関連事業者と一体となって、地域が一体となった観光施策を推進します。
- ・ケースに応じた様々な情報発信を効果的に行い、実施結果の検証も行います。
- ・観光施設を整備し、維持・管理します。
- ・返礼品を提供する事業者が増えるように制度の周知を行います。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市観光基本計画
- 伊東市観光施設個別施設計画



2 新たな観光形態の構築・推進

① 施策が目指す姿

対象 **観光客**

目指す姿(状態) **本市を訪れる目的を多種多様な中から選択することができ、滞在型（2泊以上）の観光地として訪れる**

② 成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
伊豆・伊東観光ガイドのPV数	令和元年度・2019年度 2,327,820 アクセス	4,000,000 アクセス以上
伊東での滞在日数（2泊以上の割合）（伊東温泉観光客実態調査）	令和元年度・2019年度 19%	25%以上

③ 現状と課題

現状

- 全体の宿泊客の割合の中で、本市に2泊以上（連泊）する人の割合は低い状況です。
- 本市にある体験メニュー（ダイビング、陶芸、ガラス工芸等）については、十分な情報発信が行われず、観光客の認知度が低い状況です。
- 本市の観光情報源は40%以上がインターネットであり、公式サイトからの情報発信が重要となりますが、現状では、本市の取組や施設紹介等の記事が充実していない状況です。
- 従来のイベントによる集客は一過性となっており、イベントに頼らない誘客のための仕組みの構築が進んでいない状況です。
- 映画、ドラマ等のロケ実績を活用し誘客促進を図る「ロケツーリズム」を推進してきましたが、大規模な作品の誘致やロケ実施本数などが、未だ不十分な状態です。
- 本市独自の事業である「まくら投げ競技」を活用した団体旅行の誘致のための宣伝方法は、未だ確立したものが無い状況です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きな打撃を受けた、市内宿泊産業の回復に向けた新たな施策が求められています。
- 新たな生活様式を意識した働き方として注目されているワーケーションについて、首都圏からのアクセスに恵まれた本市の強みを活かして推進していくことが求められています。

課題

- 旅行形態や観光ニーズの把握
- 情報発信の強化及び掲載情報の充実
- ロケツーリズムを充実していくための検討
- 団体旅行誘致のための「まくら投げ競技」の効果的な宣伝方法の検討
- 産業との連携による市内消費の拡大及び滞在時間を増やすための施策の推進
- マイクロツーリズム等の施策検討
- ワケーション受入体制の整備

④ 施策の方針

- 様々な目的をもって本市を訪れる観光客を増やしていくために、旅行形態や観光ニーズを把握する中で、本市にある多様な体験メニューを積極的に情報発信していきます。
- 情報を届けるターゲットを選定し、デジタル媒体を活用した広報に取り組んでいきます。
- ロケ誘致のための体制を整備し、発信するとともに、ロケツーリズムを推進します。
- 伊東市発祥の事業である「まくら投げ」を団体旅行のレクリエーションや企業研修の要素として活用してもらうため、企業、団体等に積極的にPRしていきます。
- 滞在型観光を推進し、市内消費の活性化につなげます。
- 移動距離が短く時間のかからない、県民に対する誘客促進を図ります。
- ワークेशन関連の情報発信や受入体制の整備に取り組みます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
情報発信の強化	公式HP・SNS等を活用した情報発信、有料プレスリリースを活用したメディアへの情報発信、旅行者の利便性向上及び市内消費拡大に向けた事業者による検索エンジンへの登録促進
旅行形態、観光客ニーズの把握	デジタルマーケティングによる情報発信及び調査・分析、伊東温泉観光客実態調査による調査・分析
ロケツーリズムの推進	積極的なロケ誘致・受入支援、ロケ実績を活用した誘客施策の展開
まくら投げ競技を活用した団体旅行の誘致	キービジュアルを活用した企業・団体等にターゲットを絞った情報発信
健康保養地づくり事業の推進	滞在型観光の推進（滞在型リフレッシュリゾート地の確立）、オレンジビーチマラソンの実施、体験プログラムの造成及び情報発信
マイクロツーリズムの推進	県民をターゲットにした誘客施策の展開
ワークेशनの推進	ワークेशन対応施設等の情報発信、コワーキングスペース等のハード整備の検討

⑥ 役割分担

市民

(地域)

- エキストラ参加等、ロケの実施に際し、地域は積極的に協力します。

(観光事業者)

- 消費につながる方策、メニュー等を積極的に発案、実施します。
- 積極的な情報発信に努めます。

行政

- 市民、観光事業者と連携し、ロケの受入体制の整備を行います。
- 施策ごとに、ターゲットを絞った情報発信をします。
- 市内経済の活性化を目的とした、滞在型観光を推進するとともに、消費につながる施策を展開します。
- 宿泊施設等と連携し、ワークेशन等各種受入体制の整備を進めます。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市観光基本計画



3 広域連携による誘客の拡充

① 施策が目指す姿

対象 **観光客**

目指す姿(状態) **伊豆半島へ長く滞在し、連携市町を回遊する**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
伊豆半島7市6町の観光交流客数	令和元年度・2019年度 43,859,475人	50,000,000人以上
伊豆半島7市6町の外国人宿泊客数	令和元年度・2019年度 646,530人	675,000人以上

③ 現状と課題

現状

- 伊豆半島の観光交流客数は、ここ数年 4,600 万人前後で推移しています。
- 平成 31 年 4 月に新たな一般社団法人美しい伊豆創造センターが設立され、伊豆半島の一体的な観光施策を推進しています。
- 外国人観光客については、日本を訪れる外国人観光客が年々増加しているのにも関わらず、伊豆半島に訪れていただく有効な施策が実施されていない状況です。
- 伊豆半島ジオパークについては、観光客の誘客促進の決め手とはなり得ていない状況です。

課題

- 美しい伊豆創造センターとの更なる連携強化
- 伊豆半島ジオパーク推進協議会との更なる連携強化
- 県観光協会との更なる連携強化
- その他広域連携団体・組織との更なる連携強化

④ 施策の方針

- 美しい伊豆創造センター（伊豆半島7市6町）と連携した情報発信、プロモーションを実施し伊豆エリアへの来訪を促します。
- 伊豆半島ジオパーク推進協議会（伊豆半島7市8町）と連携した情報発信、プロモーションを実施し伊豆エリアへの来訪を促します。
- 県観光協会と連携し、国内外の観光イベント等へ積極的に参加し、誘客促進を図ります。
- その他広域連携団体等に加盟し、広域での誘客促進を図ります。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
美しい伊豆創造センターとの連携	主要都市へのキャラバンの実施、SNS等を使った情報発信の強化、国内観光キャンペーンの実施、海外プロモーションの実施
伊豆半島ジオパーク推進協議会との連携	再認定（日本・世界）に向けた整備、イベント等の実施、ジオツーリズムの推進、ジオサイト及び誘導サイン等の整備
県観光協会との連携 (大型キャンペーン推進協議会)	全国宣伝販売促進会議の開催、観光商談会の開催
その他広域連携団体・組織との連携	富士箱根伊豆テーマ地区推進協議会、静岡県東部スポーツ産業振興協議会

⑥ 役割分担

市民

(地域)

- ・伊豆半島全体でおもてなしの意識を持ちます。
- (観光事業者)
- ・広域連携団体が実施するイベント、プロモーション等へ積極的に参加します。
- ・広域での取組を本市への来訪につなげるよう、地域の特徴を理解しPRします。

行政

- ・広域連携団体が実施するキャラバン、キャンペーン等に積極的に参加します。
- ・本市が実施した効果のあった施策を広域で実施するよう提言していきます。

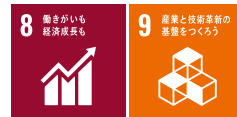
⑦ 関連する個別計画

- 伊東市観光基本計画



城ヶ崎海岸と大室山

4 商工業の振興



① 施策が目指す姿

対象 **商工業者**

目指す姿(状態) **経営・雇用が安定し、地域経済の発展に貢献している**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
有効求人倍率	令和2(2020)年3月時点 1.22倍	1.00倍以上
新規創業件数	令和元年度・2019年度 12件	15件以上

③ 現状と課題

現状

- 観光業を基幹産業とする本市の商工業は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、今後は更に厳しい状況になることが見込まれます。
- 市内事業所数は、経営者の高齢化、後継者不足、売上の減少その他様々な理由による廃業が創業を上回り、減少傾向にあります。
- 市内商店街は、中心市街地の空洞化等により客数が減少し、厳しい経営状況に置かれています。
- 有効求人倍率は、平成28年度平均で1.72倍、平成29年度平均で1.82倍、平成30年度平均で1.56倍と高い水準で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月は1.22倍に落ち込んでおり、今後は更に厳しい状況になることが見込まれます。
- 高齢者人口の増加及び健康寿命の延伸により、シニア層の就労希望者は増加傾向にあります。
- アンケート調査等によると、多くの市民が、本市で住み続けることを望んでいますが、市内での求人と求職のニーズのミスマッチにより、働く場所を求めて他の地域へ移住する例も見られます。
- 令和元年10月の消費税増税に伴い、キャッシュレス決済を導入した店舗等もありますが、対応していない店舗等も多く見られます。
- 特産品のPRや地場産業の振興にもつながるふるさと納税については、返礼品を提供する事業者が市内の一部にとどまっています。

課題

- 商工業の現状把握及び経営の安定化に係る支援策の推進
- 廃業の現状把握及び対応策の推進
- 基盤の強い創業の促進
- 中心市街地における人の流れの創出
- 求人と求職のミスマッチの解消及び求職者にとって魅力ある企業づくり
- 本市の自然環境や産業構造等の特性を踏まえた企業誘致の推進
- キャッシュレス決済の普及促進施策の検討
- ふるさと納税を通じた本市の地場産業の振興

④ 施策の方針

- 商工業者の現状と課題の把握に努め、事業者のニーズを的確に捉えた各種支援策を講じます。
- 地域産品などの地域ブランド化及び情報発信により、その付加価値の向上を図ります。

- ・ 商工団体、金融機関等と連携し、創業に関する相談体制の整備、創業塾の開催、助成制度の運営等により創業を促進します。
- ・ 中心市街地のにぎわいの創出を図るため、商店街団体や市民団体等が実施する中心市街地活性化に関する取組を支援します。
- ・ 労働関係団体、市内経営者等と連携し、市内の雇用情勢の把握に努め、有効な雇用促進施策を講じます。
- ・ 本市の特性を踏まえた企業誘致を推進し、必要な施策の調査研究、主に首都圏企業への広報や情報収集を行うとともに、本市へサテライトオフィス等を設置する事業者に対する支援等を行うことにより、市内の雇用機会を増やします。
- ・ 市民・観光客等の利便性を向上させるため、キャッシュレス決済の普及を促進するための施策を検討します。
- ・ ふるさと納税制度を活用し、地場産業の振興を図ります。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
経営の安定を図る支援	商工団体等への支援、小口資金融資制度の運営及び各種利子補給
地域産品の付加価値の向上	「伊東ブランド」の価値の向上及び認定並びに情報発信
創業支援	創業に関する相談窓口の設置、創業塾の開催
中心市街地の活性化	中心市街地活性化イベントへの支援、創業の促進による空き店舗対策の推進
雇用の促進	労働関係団体や経営者との市内雇用情勢に係る情報共有、産業を牽引するための人材の育成、魅力的な企業づくりの支援
企業誘致の推進	静岡県企業立地市町推進連絡会と連携した広報、調査・情報収集、サテライトオフィス等を設置する事業者への支援
消費者の利便性向上啓発の促進	商工団体との連携によるキャッシュレス決済等の導入啓発の促進、消費者の利便性向上策への取組支援
ふるさと納税制度を活用した地域振興の推進	ふるさと納税制度の市内事業者への周知に向けた取組

⑥ 役割分担

市民

- ・ 市内での消費の拡大に努めます。

事業者

- ・ 事業者は、経営の安定や強化に努め、生産額、売上額等の増加を図ります。
- ・ ふるさと納税の制度を理解し、返礼品を提供できるよう努めます。

経済団体

- ・ 事業者からの各種相談への対応や経営指導を行うとともに、事業者に有益な情報を提供します。

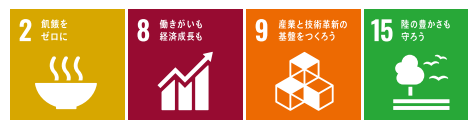
行政

- ・ 経済団体と連携し、事業者の経済活動を活発化させる環境を整えます。
- ・ 各種助成、融資制度等により事業者を支援します。
- ・ 事業者に有益な情報を提供します。
- ・ 関係機関と連携し、企業誘致に必要な施策を推進していきます。
- ・ 本市へのサテライトオフィス等の設置に関する事業者への周知を図るとともに支援等を行っていきます。
- ・ 返礼品を提供する事業者が増えるように制度の周知を行います。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市創業支援事業計画（産業競争力強化法）
- 導入促進基本計画（生産性向上特別措置法）

5 農林業の振興



① 施策が目指す姿

対象 **農林業者**

目指す姿(状態) **意欲ある担い手が育成確保され、地域経済の発展に貢献している**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
担い手農業者数（年度末の総数）	令和元年度・2019年度 58人	70人以上
担い手への農地利用集積面積	令和元年度・2019年度 69.1ha	84.0ha以上

③ 現状と課題

現状

- ・ 農業者や森林所有者の高齢化や後継者不足が進んでいます。（農業従事者の60歳以上の割合 H22：77%→H27：81%）
- ・ 地域農林業の中心的役割を果たすべき担い手が不足しています。
- ・ 山間部を中心に農地の遊休農地化や森林の荒廃が進み、有害鳥獣が増加し農作物被害が拡大しています。
- ・ 農林産物の価格低迷、不安定な収入により農業者及び後継者の離農が進んでいます。
- ・ 新規就農者への補助や就農支援を展開していますが、これらの情報を必要としている市民に十分行き届いていません。

課題

- ・ 新規就農者・Uターン農業者の育成・確保
- ・ 担い手の育成及び農地の集積・集約化
- ・ 山間部における森林環境の整備、遊休農地の解消、有害鳥獣の駆除及び防除
- ・ 農林業所得を向上させる施策の推進
- ・ 農業に関する情報提供を充実していくための施策の推進

④ 施策の方針

- ・ 新規就農者やUターン農業者への支援策を充実し、若手農業者や小規模農業者が活躍できる環境づくりを進めます。
- ・ 今後の地域農業の中心となる担い手へ農地を集積・集約化し、農地の有効活用を図ります。
- ・ 適切な経営管理が行われていない森林の整備を行います。
- ・ 猟友会や農業関係団体と連携し、有害鳥獣に対し駆除と被害防除の両面から推進します。
- ・ 観光産業との連携による農林水産物の高付加価値化やブランド化を推進します。
- ・ 有機農業の推進を行い、安全で安心な農作物の普及を図ります。
- ・ 市民に本市の農林業に興味・関心を持ってもらえるような広報活動に取り組みます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
新規就農者の確保	就農時に必要となる資金の支援、農業施設の整備への支援
担い手育成及び農地の集積・集約化	人・農地プランの策定推進、農地中間管理事業等の活用
森林環境整備の促進	森林環境譲与税を活用した森林整備の促進、森林保全活動の支援、森の力再生事業の促進
鳥獣被害防止	狩猟者への支援、関係団体と連携した駆除及び被害防止対策への取組
農林業所得の向上	6次産業化に向けた取組や新たな基幹となる作物振興への支援、観光関係団体との連携や農林産物そのもののブランド化による高付加価値化の推進、有機農業の促進
広報活動の充実	市民向け広報紙（農業委員会だより）の充実

⑥ 役割分担

市民

(市民)

- ・農山村環境の重要性を理解し、環境を守るための地域活動に協力します。
- ・地元で生産される農林産物を積極的に活用し、地産地消に努めます。

(農業者)

- ・安全・安心な農作物を安定的に生産します。

行政

- ・農林業者の意見を聞き、ニーズにあった支援策を講じます。
- ・市民に対し、本市の農業や農林産物の情報を提供します。
- ・森林環境譲与税の活用内容について公表し、森林整備状況を周知します。

⑦ 関連する個別計画

- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進法）
- 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（農業委員会等に関する法律）
- 伊東市農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律）
- 伊東市鳥獣被害防止計画（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）
- 伊東市森林整備計画（森林法）

6 水産業の振興



① 施策が目指す姿

対象 **水産業者**

目指す姿(状態) **水産物の安定的な供給、活用により漁業経営の安定・向上化が図られ、地域経済の発展に貢献している**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
水揚数量	令和元年度・2019年度 3,636 t	3,600 t以上

③ 現状と課題

現状

- 伊東魚市場の水揚数量は、減少傾向にあります。(H 28 : 4,593 t → R 1 : 3,636 t)
- 伊東魚市場の水揚金額は、減少傾向にあります。(H 28 : 8億 9,700万円 → R 1 : 5億 2,400万円)
- 漁業者の高齢化による廃業数が増加傾向にあり、労働力や担い手が不足しています。(H 28 : 306人 → R 1 : 271人)
- 関係団体との連携により市民向けに実施している魚のおろし方教室では、参加者数が増加傾向にあり、魚食人口拡大、普及に寄与しています。(H 28 : 106人 → R 1 : 174人)

課題

- 沿岸漁場の資源の減少の防止・緩和
- 魚価の向上、水揚げ金額の増加
- 漁業就労者等への支援
- 青年漁業者等の育成
- 魚食普及のための取組の充実

④ 施策の方針

- 沿岸漁場の資源拡大を推進します。
- 水産物のブランド化と販路の拡大を推進します。
- 漁業者が装備高度化を図るための資金借受に対して利子補給を行うなど、漁業者の経営活動を支援します。
- 将来の地域漁業の担い手となる優れた漁業者の育成のため、関係機関と連携し、青年漁業士を認定します。
- 魚食普及のため、食育に関連する取組を実施している民間団体や関係機関との連携に努めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
安定した漁業の推進	沿岸漁場での資源拡大対策の推進、ブランド化の推進と流通経路の拡大、6次産業化に向けた漁業関係団体との連携による水産物の高付加価値化の推進
担い手の育成・確保	漁業者等への経営支援、青年漁業者等の育成
魚食の普及	魚のおろし方教室の開催、学校給食の活用、各種イベントへの参加、観光との結びつきによる高付加価値化の推進、地魚の価値向上のため取扱事業所の宣伝周知による広報

⑥ 役割分担

市民

(市民)

- 地元の水産物を取り入れた料理に親しむ機会を増やし、地産地消に努めます。

(漁業者)

- 新たな担い手の育成と確保に努めます。
- 伊東産の水産物ブランド価値の向上に取り組みます。
- 水産資源の増大のために生育環境の整備に努めます。

行政

- 地元の海産物を取り入れた料理に親しむ機会を増やすためのイベント開催を支援します。
- 漁業者が漁船設備や漁具を購入するための資金借受を支援します。
- 漁業者が行う水産資源の増大を目的とした生育環境の整備を支援します。

7 移住定住の促進・関係人口の拡大



① 施策が目指す姿

対象 移住（希望）者

目指す姿(状態) 安心して移住し、定住することができる

② 成果指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
移住者数（静岡県調査）	令和元年度・2019年度 34人	100人以上
転入超過数	令和元年度・2019年度 94人	200人以上
移住相談件数	令和元年度・2019年度 140件	240件以上

③ 現状と課題

現状

- 本市では、少子高齢化の進展や若年層を中心とした首都圏等への転出超過によって、年少人口や生産年齢人口の減少が進んでいます。
- 一方、近年では、地方での暮らしを希望する人が増加傾向にあり、全国の自治体において移住定住促進や関係人口の増大に向けた取組が活発化しています。
- 本市では、「伊東市移住・定住促進プラン」を策定し、移住・定住施策に総合的に取り組んでいますが、転入超過数が目標値に達成していません。

課題

- 地域の魅力を高めることで定住者を確保し、転出を抑制しつつ、新たに転入してくる人々や関係人口を増加させる方策の推進
- 移住希望者に対する効果的な情報発信や相談等に応じる方策の推進

④ 施策の方針

- 幅広い世代の転入や関係人口の拡大を図るため、就業、住宅、子育て・教育、医療・福祉、交流・体験、地域・市民団体との連携などの分野に積極的に取り組み、誰もが暮らしやすい魅力ある環境づくりに取り組みます。
- 関係人口の拡大に向け本市と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する取組を進めます。
- 多様な移住定住のニーズに対応するため、新しい生活様式も踏まえた情報発信の強化や相談体制の充実等を図ります。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
移住定住の増大に向けた施策の促進	「伊東市移住・定住促進プラン」による「就業、住宅、子育て・教育、医療・福祉、交流・体験、地域・市民団体との連携・情報発信」分野の総合的な施策の実施
情報発信の強化	移住定住に必要な就業・住宅・子育て等に関する情報や移住支援策・先輩移住者の体験談の提供
相談体制の充実	市役所内のワンストップ窓口での移住相談の実施、県や近隣自治体と連携した首都圏等での移住相談会の実施、移住を検討している方に対する市内案内の実施
関係人口の増大に向けた施策の促進	本市とのつながりをもつ機会・きっかけにつながる環境の整備、ワーケーションの推進

⑥ 役割分担

市民

(地域)

- ・ 移住者と地域との交流を促進し、移住者が地域に溶け込める環境づくりに努めます。

(先輩移住者)

- ・ 移住者同士の交流の場や機会を設け、相互の情報交換や新たな移住者間のつながりをつくるよう努めます。

行政

- ・ 移住定住促進のため、市民や団体、企業等と取組を共有し連携を図ることにより、移住者が暮らしやすい環境づくりを進めます。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 伊東市移住・定住促進プラン

8 国際交流の推進・都市交流の促進



① 施策が目指す姿

対象 市民

目指す姿(状態) 身近で国際交流が楽しめ、国際理解や都市間交流により相互の地域の理解が育まれている

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「国際交流機会の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	72.3%	78.0%以上
日本語教室受講者数（延べ人数）	令和元年度・2019年度 958人	1,300人以上
国内姉妹（友好）都市交流事業の実施回数	令和元年度・2019年度 6回	6回以上

③ 現状と課題

現状

- ・友好都市交流の一環から、次代を担う若い世代（学生等）に異文化に触れてもらうため、イギリスのメドウェイ市、イタリアのリエティ市、アゼルバイジャン共和国イスマイリ州と相互に学生等を派遣する事業を実施しています。
- ・外国人市民との交流の場として定着している国際交流フェスタの支援を始め、多文化共生のまちづくりを促進する取組を行っています。
- ・国際交流に興味・関心がある市民の割合は50%以下です。
- ・国際交流事業を推進するため伊東国際交流協会を中心に活動を展開していますが、会員数の減少及び会員の高齢化が進んでいます。
- ・人口に占める外国人市民の割合が増えており（H28：0.65%→R2：0.97%）、伊東国際交流協会で実施している日本語教室の受講者数が増加しています。
- ・姉妹都市の長野県諏訪市、友好都市の福島県双葉郡広野町とは、文化・芸術、スポーツ等の交流を行っています。

課題

- ・魅力ある国際交流事業の推進
- ・国際交流の事業の在り方の検討
- ・国際交流フェスタを始め、市民と外国人が気軽に交流できる場の充実
- ・国際交流協会会員の増加、国際交流協会の組織運営の充実
- ・外国人市民が安心して快適に暮らすことができる環境整備
- ・外国人市民や観光客の増加に伴い、公共施設の窓口やホテル、旅館、商店において外国語に対応できる人材の確保・育成
- ・誰ひとり取り残さないまちを目指した、外国人市民への情報提供方法の改善や市民同士の相互理解の促進
- ・国内姉妹（友好）都市と継続して交流できる場の提供

④ 施策の方針

- ・ 地域における活発な国際交流を推進し、気軽に国際交流イベントに参加できる環境を整えます。
- ・ 国際交流を通じた次世代の人材育成に取り組みます。
- ・ 国際交流に関する情報について、効果的な広報活動に取り組みます。
- ・ 外国人市民の日常生活の利便性を向上させるため、様々な情報発信や事業展開を図ります。
- ・ 民間レベルでの国内姉妹（友好）都市交流活動を支援します。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
国際交流事業の推進	国際交流フェスタ等の開催、友好（交流）都市との交流、伊東国際交流協会の活動の促進
国際理解の啓発	異文化理解講座等の開催、次世代の人材育成
外国人市民の日常生活環境の支援	行政・生活情報の多言語化、情報発信の充実
国内姉妹（友好）都市交流事業の推進	市民交流活動の推進

⑥ 役割分担

市民

（市民）

- ・ 国際・都市交流活動に対し興味・関心を持ち、積極的に国際・都市交流イベントに参加します。
- （伊東国際交流協会）
- ・ 魅力的で多彩な内容の国際交流イベント等を開催します。
 - ・ 市民を対象に外国語教室を開催し、外国人の日常生活等の支援に努めるとともに、外国人相談対応の充実に努めます。

行政

- ・ 国際交流事業を推進する施策を実施するため、国際交流協会等に対し必要な情報提供や財政上の支援を講じます。
- ・ 窓口職員の外国人対応研修等により職員の対応力の向上を図ります。
- ・ 文化・芸術、スポーツ等の様々な分野における民間による交流活動を積極的に支援します。



1 全員参加によるまちづくりの推進

① 施策が目指す姿

対象 **市民**

目指す姿(状態) **積極的に様々な活動に参画することができる
持てる力を最大限に発揮し、想いを形にできる**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
「市民活動などの地域活動の推進」に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	65.9%	71.0%以上
「市民の声をうかがう機会の充実」に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	50.7%	56.0%以上

③ 現状と課題

現状

- ・ 社会経済情勢の変化に伴い、市民の価値観が多様化・高度化し、行政に対するニーズは多様かつ複雑となっています。
- ・ 基本的な計画へ市民意見等を反映することを目的に、パブリックコメントを実施していますが、意見募集案件によっては意見なしのケースも見受けられます。
- ・ 若い世代の市民が市政に参画する機会として未来ビジョン会議を実施しています。
- ・ 市民満足度調査の結果では、市民の声をうかがう機会に対し満足している方が50.7%と低い割合となっています。
- ・ 様々な市民活動団体やNPO法人が設立され、特色を持った公益的な活動を行っています。
- ・ 世帯構成やライフスタイルなどの多様化から、自治会・町内会の重要性や必要性に対する考え方が薄れ、地域住民同士のつながりが希薄化しています。
- ・ 自治会・町内会が自ら考え実践する地域社会貢献活動に対し支援しています。
- ・ 報道機関への積極的な情報提供に努めるとともに、広報紙やホームページ、SNSなどの多様な広報媒体を活用し、より効果的に市政情報を発信しています。
- ・ 市政モニター制度や地域タウンミーティング、市長への手紙などの仕組みを通して、市民の意見や要望を市政に反映させるように努めています。
- ・ スマートフォンの普及により、誰もが、いつでも、どこでも必要な情報を取得できる環境の整備が進んでいます。
- ・ ICTの発展・普及により、デジタルデータを利活用する社会の実現が期待されています。

課題

- ・ 市政に対し、市民が意見や提案をしやすい環境づくりと事業展開していく仕組みづくり
- ・ 多くの市民が公益的な活動に加わり、主体的にまちづくりに参画できる仕組みづくり
- ・ 自治会・町内会への加入促進及び支援の充実
- ・ 市民ニーズに合わせた市保有情報の公表又は提供による市民と行政の情報の共有化
- ・ 正確でわかりやすい市政情報の提供と新たな情報発信手段の把握と活用
- ・ 多様化する市民のニーズの把握と要望に対する迅速かつ柔軟な対応
- ・ 市民が必要とする情報の充実・提供方法の拡大
- ・ 行政が保有する情報のデジタル化の推進

④ 施策の方針

- ・多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉えるため、パブリックコメントを始め、市民が参加しやすく、意見しやすい環境を整えます。
- ・市民活動の支援を推進し、市民が主体的に市民活動に参画できる環境を整えます。
- ・地域活動で重要な役割を果たす自治会、町内会について、様々な機会を通して市民に周知を図ることで関心を高め、加入や参加につながるよう努めるとともに、活動を支援します。
- ・各種SNSやホームページ、広報紙などを活用し、幅広い世代に市政情報を分かりやすく効果的に発信します。また、市が保有する情報を市民ニーズに合わせて公表又は提供し、市民との情報共有を図ります。
- ・市民の市政に対する意見や要望を幅広く聞き取るために、広聴の機会確保の拡大に努め、市民ニーズの的確な把握、分析、活用を進めます。
- ・本市の誰もが理解できる表現等を心がけるなど、分かりやすい文書の作成に努めます。
- ・行政情報のデジタル化を推進し、ホームページ等の充実を図ります。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
市政への参画機会の推進	パブリックコメントの推進、市民との協議機会の充実、審議会等への参画推進
市民の自主的なまちづくり活動への支援	地域や市民活動団体等が行う社会貢献活動への支援、市民活動団体等を対象とした相談会や研修会などの開催、自治会加入促進等の支援
広報・広聴の充実及びわかりやすい情報発信	広報紙等の充実、SNS等を利用した情報提供機会の創出、市民が意見や提案しやすい環境づくり、わかりやすい文書等の作成のための仕組みづくり
情報化の推進及びデジタル社会への対応	ホームページ・メールマガジンの充実、オープンデータ化の推進

⑥ 役割分担

市民

- ・市政に関心を持ち、積極的に参画し、行動します。
- ・自分のことは自分で行うという自助の精神とお互いに助け合うという共助の精神を持ち、自らが主体的に行動します。
- ・必要な情報は、自ら取得します。

行政

- ・市民の建設的な意見や要望を聴くことで世論の動向を正しく把握し、市政に反映します。
- ・市民が主体的に行う活動に対して、必要な支援を行います。
- ・市民の主体的なまちづくりへの意識の醸成を促進します。
- ・自治会や町内会、市民活動団体等が、自ら考え実施する社会貢献活動への支援を、継続的に進めます。
- ・自治会や町内会の重要性や役割について周知を図り、加入や活動への参加につなげます。
- ・様々な媒体の特性を活用し、確実な行政情報を発信します。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市における市民参画・協働の推進のあり方
- 伊東市行政情報化計画



2 市民の信頼に応える行政運営

① 施策が目指す姿

対象 **行政**

目指す姿(状態) **市民に信頼される**

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
「市民に対する市職員の対応」に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	67.3%	73.0%以上

③ 現状と課題

現状

- ・ 職員としての必要な基礎的知識の習得及び幅広い視野で行政課題に取り組むことができる職員の育成のため、職員研修を計画的に実施しています。
- ・ 人材育成を主眼に置いた人事評価制度を全職員に導入し、組織力の向上に取り組んでいます。
- ・ 職員の心身の健康を保つため、定期的な健康診断、よろず相談及びストレスチェックを実施しています。
- ・ 平成17年度から伊東市（ITO）システムとして「現場主義」「目的指向型行政運営」「意識改革」の3点を軸にPDCAマネジメントサイクルによる行政運営を進めています。
- ・ 少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が進む中でも、限られた労働力で持続可能な行政サービスの提供を行っていく必要があります。
- ・ 市民サービスの充実や効率化を図るため、他市町、企業等との連携を更に進める必要があります。
- ・ 不適正な事務処理等の発生を未然に防ぐため、事務の可視化に取り組み、業務手順書の整備を進めています。可視化のための手法の一つに打ち合わせ等の記録の作成がありますが、十分でない指摘されるケースがあります。
- ・ 情報公開制度により、行政情報の公開を請求する市民の権利を保障し、行政運営の公正と透明性を確保するため、情報を公開しています。
- ・ 個人情報保護制度により、市民の権利利益の保護と基本的人権の擁護に努めています。
- ・ スマートフォンの普及により、誰もが、いつでも、どこでも必要な情報を取得できる環境の整備が進んでいます。
- ・ ICTの発展・普及により、デジタルデータを利活用する社会の実現が期待されています。
- ・ 行政内部の事務処理においては、依然として紙を中心としたものが多く、意思決定の迅速化や事務処理の簡素化・効率化が十分に図られていません。

課題

- ・ 専門知識や地域課題の解決能力を有する人材の育成
- ・ 人事評価制度の定着と処遇への反映
- ・ 職員が能力を発揮できるように心身の健康を保ち、安心して働くことができる環境整備
- ・ 適正な人員配置や業務の見直し、働き方改革に対する職員への意識啓発
- ・ 行政サービスの維持向上と効率的な行政運営の推進
- ・ 他市町、企業等との連携の検討・推進
- ・ 内部統制の一層の推進
- ・ 情報公開及び個人情報保護制度の適正な運用と充実
- ・ 市民が必要とする情報の充実・提供方法の拡大
- ・ 行政が保有する情報のデジタル化の推進
- ・ 行政内部の事務処理等における電子化の推進

④ 施策の方針

- ・時代の変化や市民のニーズに柔軟に対応し、常にチャレンジするプロフェッショナルな職員を育成するとともに、定期的な人事異動により組織の活性化を図ります。
- ・より公平で公正な人事評価制度構築に向けた制度設計と研修の充実を図ります。
- ・職員が心身の健康を保つため、健康診断やストレスチェック等を継続して実施するとともに、長時間労働を見直し、職員が能力を十分に発揮できるよう職場環境の整備を進めます。
- ・PDCAマネジメントサイクルの一層の推進や職員の行政改革に対する意識向上、先進技術の活用を図ることで、持続可能な行政運営を推進します。
- ・他自治体、学術機関、専門家、企業等との連携を推進し、効率的で効果的な行政運営とサービスの提供に努めます。
- ・主要業務を中心に、マニュアル、チェックリスト等の業務手順書の整備を一層進め、プロセスを明確化することで、リスクを認識し、事務の適正な執行を確保する体制を整備します。
- ・情報公開及び個人情報保護制度を推進し、市民に対して十分な説明責任を果たすよう努めます。
- ・行政情報のデジタル化を推進し、ホームページ等の充実を図ります。
- ・行政内部の電子化を推進し、行政事務等の効率化を図ります。
- ・法令に準じた厳格で丁寧な表現等を心がけ、分かりやすい文書の作成に努めます。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
信頼される人材の育成	社会情勢をとらえた研修の実施、積極的な採用活動、効果的な人事評価の実施、職員の心身の健康保持、職員相互の応援体制の充実
持続可能な行政運営の確立・運用	PDCAマネジメントサイクルの推進、改革提案機会の推進、先進技術（AI・RPA）等の活用推進、民間活力の活用推進
広域行政等の推進	各市町等との各分野における連携の推進
内部統制の推進	業務プロセスの可視化（事務の見える化）、業務手順書の整備
情報公開及び個人情報保護の推進	情報公開制度の適正な運用、個人情報保護制度の適正な運用
情報化の推進及びデジタル社会への対応	ホームページ・メールマガジンの充実、オープンデータ化の推進、基幹系システムのクラウド運用
行政内部の電子化の推進	電子化（キャッシュレス納税、ペーパーレス化、電子決裁等）に向けた検討及び導入
文書等の標準化	標準的な文書等の作成のための仕組みづくり

⑥ 役割分担

行政

- ・施策の方針に基づき、市民の信頼に応える行政運営を行います。

⑦ 関連する個別計画

- 伊東市人材育成活用基本指針
- 伊東市特定事業主行動計画
- 伊東市行政情報化計画

3 健全かつ持続可能な財政運営

① 施策が目指す姿

対象 行政

目指す姿(状態) 健全かつ持続可能な財政運営ができている

② 成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和2年度・2020年度	令和7年度・2025年度
全ての会計の地方債残高（臨時財政対策債を除く）	令和元年度・2019年度 324 億円	300 億円以下
「市の財政の健全な運営」に満足している市民の割合（市民満足度調査）	52.1%	55.0%以上

③ 現状と課題

現状

- ・今、全国に及んでいる少子高齢化と人口減少は、社会保障関係経費の増加を始め、地方自治体の財政に大きな影響を与えており、今後、状況が更に厳しくなることが指摘されているものの、本市においては、行財政改革等の推進により、簡素で効率的な行財政運営を実践し、良好な財政状況を維持しています。
- ・平成17年度から伊東市（ITO）システムとして「現場主義」「目的指向型行政運営」「意識改革」の3点を軸にPDCAマネジメントサイクルによる行政運営を進めています。
- ・目的指向型行政運営の手法としてサマーレビューを実施し、事業の選択と集中に努めています。
- ・収納率については、平成29年度から大幅に向上させ、自主財源の確保につながっていますが、県平均から見れば依然低い数値にあります。
- ・競輪事業については、単年度黒字を継続することで、目的である伊東市財政への寄与を達成しています。

課題

- ・質の高い行政サービスを提供するための健全かつ持続可能な財政運営の検討
- ・スクラップアンドビルドの更なる徹底による財源等の確保
- ・更なる徴収体制の強化方策の検討及び推進
- ・車券売上金の増加や競輪場活性化イベント・ファンサービス事業を活用した、新規顧客の拡大及び開催経費のより一層の適正化による競輪事業の更なる健全運営の維持

④ 施策の方針

- ・各施策を精査し、真に市民に必要な事業等を見極めながら、将来にわたってゆるぎない財政基盤を確保します。
- ・サマーレビューを通じたPDCAマネジメントサイクルを一層推進することで、事務事業の見直しを行い、人的・財的資源を生み出し、効果が高いと見込まれる施策の選択と集中を進めます。
- ・課税の適正化を図るとともに、徴収体制の強化により収納率の向上を図り、自主財源を確保します。
- ・場間場外発売及び電話・インターネット投票の拡大による車券売上金の増加及び新規顧客の拡大、開催経費の適正化を推進し、競輪事業の健全運営を維持し、一般会計への繰出しを継続することで、伊東市財政への寄与を目的とします。

⑤ 基本的な取組

基本的な取組	主な内容
健全な財政運営と財政基盤の強化	歳入の確保と歳出の抑制、経常経費の節減、借入金の健全化
財源の効果的活用	P D C A マネジメントサイクルの推進
自主財源の確保	課税客体の的確な把握、徴収体制の強化
競輪事業の健全運営	車券売上金の増加対策（場間場外発売及び電話・インターネット投票の拡大）、新規ファンの獲得、開催経費のより一層の適正化

⑥ 役割分担

市民

- ・市の財政に関心を持ち、財政状況の把握に努めます。
- ・税金を納期限内に納付します。

行政

- ・事業の実施に当たり前年踏襲ありきではなく、常に改善意識とコスト意識を持って進めます。
- ・税金の納期限内納付について周知をします。
- ・競輪事業の健全運営を継続し、一般会計への繰出しを実現します。

第4節 SDGs と施策の関係

第十一次基本計画に示す施策の内容とSDGsにおける17のゴールの内容は、次のように関連しています。

- 1 貧困をなくそう** **あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる**
- 政策目標 2-3 出産・子育て支援の充実
政策目標 2-7 地域福祉の充実
- 2 飢餓をゼロに** **飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する**
- 政策目標 2-2 健康づくり支援
政策目標 5-5 農林業の振興
- 3 すべての人に健康と福祉を** **あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**
- 政策目標 1-4 生活安全の推進
政策目標 2-1 地域医療の充実
政策目標 2-2 健康づくり支援 <再掲>
政策目標 2-3 出産・子育て支援の充実 <再掲>
政策目標 2-4 保育及び幼児教育の充実
政策目標 2-5 高齢者福祉の充実
政策目標 2-6 障がい者福祉の充実
政策目標 2-7 地域福祉の充実 <再掲>
政策目標 2-9 保険・年金制度の運営
政策目標 3-7 道路環境の整備
- 4 質の高い教育をみんなに** **すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する**
- 政策目標 2-4 保育及び幼児教育の充実 <再掲>
政策目標 2-8 多様性のある社会の実現
政策目標 4-1 教育環境の整備
政策目標 4-2 未来を創る教育の充実（小・中学校）
政策目標 4-3 生涯学習活動の推進
政策目標 4-4 青少年の健全な育成
政策目標 4-6 歴史・芸術文化の振興
政策目標 4-7 郷土愛の醸成
政策目標 5-8 国際交流の推進・都市交流の促進



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

政策目標 2-8 多様性のある社会の実現 <再掲>



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

政策目標 3-3 生活排水対策の充実

政策目標 3-4 安全でおいしい水の安定供給



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

政策目標 3-2 循環型社会の推進



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

政策目標 2-6 障がい者福祉の充実 <再掲>

政策目標 5-1 地域資源の魅力向上

政策目標 5-2 新たな観光形態の構築・推進

政策目標 5-3 広域連携による誘客の拡充

政策目標 5-4 商工業の振興

政策目標 5-5 農林業の振興 <再掲>

政策目標 5-6 水産業の振興



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

政策目標 3-4 安全でおいしい水の安定供給 <再掲>

政策目標 3-5 魅力的な都市空間の創造

政策目標 3-6 公共交通体系の充実

政策目標 3-7 道路環境の整備 <再掲>

政策目標 5-4 商工業の振興 <再掲>

政策目標 5-5 農林業の振興 <再掲>

政策目標 5-6 水産業の振興 <再掲>



国内及び各国家間の不平等を是正する

政策目標 2-7 地域福祉の充実 <再掲>

政策目標 2-8 多様性のある社会の実現 <再掲>



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 政策目標 1-1 危機管理体制の充実
- 政策目標 1-2 総合治水対策の強化
- 政策目標 1-3 災害に強い建築物や公共施設の整備
- 政策目標 1-5 消防体制の強化
- 政策目標 2-1 地域医療の充実 <再掲>
- 政策目標 2-4 保育及び幼児教育の充実 <再掲>
- 政策目標 2-5 高齢者福祉の充実 <再掲>
- 政策目標 3-1 自然との共生社会の推進
- 政策目標 3-3 生活排水対策の充実 <再掲>
- 政策目標 3-5 魅力的な都市空間の創造 <再掲>
- 政策目標 3-6 公共交通体系の充実 <再掲>
- 政策目標 3-7 道路環境の整備 <再掲>
- 政策目標 4-1 教育環境の整備 <再掲>
- 政策目標 4-3 生涯学習活動の推進 <再掲>
- 政策目標 4-5 市民スポーツ活動の推進
- 政策目標 4-6 歴史・芸術文化の振興 <再掲>
- 政策目標 4-7 郷土愛の醸成 <再掲>
- 政策目標 5-7 移住定住の促進・関係人口の拡大



持続可能な生産消費形態を確保する

- 政策目標 1-3 災害に強い建築物や公共施設の整備 <再掲>
- 政策目標 3-2 循環型社会の推進 <再掲>
- 政策目標 5-1 地域資源の魅力向上 <再掲>



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

- 政策目標 1-1 危機管理体制の充実 <再掲>
- 政策目標 1-2 総合治水対策の強化 <再掲>
- 政策目標 1-3 災害に強い建築物や公共施設の整備 <再掲>



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 政策目標 3-3 生活排水対策の充実 <再掲>
- 政策目標 5-6 水産業の振興 <再掲>



15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

政策目標 3-1 自然との共生社会の推進 <再掲>

政策目標 5-5 農林業の振興 <再掲>



16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

政策目標 1-4 生活安全の推進 <再掲>

政策目標 2-3 出産・子育て支援の充実 <再掲>

政策目標 2-7 地域福祉の充実 <再掲>

政策目標 2-8 多様性のある社会の実現 <再掲>

政策目標 2-9 保険・年金制度の運営 <再掲>

政策目標 4-2 未来を創る教育の充実（小・中学校） <再掲>

構想の推進 1 全員参加によるまちづくりの推進

構想の推進 2 市民の信頼に応える行政運営

構想の推進 3 健全かつ持続可能な財政運営



17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

政策目標 1-1 危機管理体制の充実 <再掲>

政策目標 1-2 総合治水対策の強化 <再掲>

政策目標 1-4 生活安全の推進 <再掲>

政策目標 1-5 消防体制の強化 <再掲>

政策目標 2-1 地域医療の充実 <再掲>

政策目標 2-2 健康づくり支援 <再掲>

政策目標 2-6 障がい者福祉の充実 <再掲>

政策目標 2-7 地域福祉の充実 <再掲>

政策目標 3-5 魅力的な都市空間の創造 <再掲>

政策目標 3-6 公共交通体系の充実 <再掲>

政策目標 4-2 未来を創る教育の充実（小・中学校） <再掲>

政策目標 4-4 青少年の健全な育成 <再掲>

政策目標 4-5 市民スポーツ活動の推進 <再掲>

政策目標 5-1 地域資源の魅力向上 <再掲>

政策目標 5-3 広域連携による誘客の拡充 <再掲>

政策目標 5-7 移住定住の促進・関係人口の拡大 <再掲>

政策目標 5-8 国際交流の推進・都市交流の促進 <再掲>

構想の推進 1 全員参加によるまちづくりの推進 <再掲>

構想の推進 2 市民の信頼に応える行政運営 <再掲>

⑦小室山



標高 321m あり、パノラマ展望台などから相模灘に浮かぶ伊豆七島や天城連山など、360 度の景観を楽しむことができます。

(つつじ見頃)

4月下旬～5月上旬



山頂近くの「恐竜広場」では、恐竜のモニュメントや大型遊具に触れてはしゃいだり、おもしろ写真の撮影にトライしたりと、子供連れで楽しめます。

⑧巢雲山



伊東市、伊豆市、伊豆の国市の3市にまたがる山で、標高は581m あります。山頂では富士山や、天城連山、相模灘、房総半島と 360 度の大パノラマをご覧ください。



資料編



資料 1 成果指標の一覧

政策目標1 安全で安心して暮らせるまち

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
1 危機管理体制の充実		
発災時の人的被害者数	令和元年度・2019年度 6人	0人
2 総合治水対策の強化		
河川が溢れる件数	令和元年度・2019年度 0件	0件
急傾斜地崩壊危険区域指定の総指定箇所数	令和元年度・2019年度 34か所	39か所以上
3 災害に強い建築物や公共施設の設備		
市有建築物の耐震化率	令和元年度・2019年度 95.3%	100%
港湾施設の整備要望の実施箇所数(累計)	2か所	10か所以上
民間住宅の耐震化率	令和元年度・2019年度 83%	86%以上
4 生活安全の推進		
市内における刑法犯認知件数(暦年)	令和元年・2019年 324件	270件以下
市内における人身交通事故発生件数(暦年)	令和元年・2019年 367件	260件以下
5 消防体制の強化		
消防団員充足率	令和2(2020)年4月1日時点 99.2%	100%
公務災害件数	令和元年度・2019年度 1件	0件
夜警の実施率	令和元年度・2019年度 100%	100%
消防水利充足率	令和元年度・2019年度 75%	80%以上

政策目標2 誰もが健やかに暮らし活躍できるまち

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
1 地域医療の充実		
地域医療支援病院の継続	令和元年度・2019年度 承認要件達成	紹介率及び逆紹介率の 承認要件を満たす
2 健康づくり支援		
健康寿命(お達者度)	平成28年度・2016年度 男性17.48年 女性20.30年	男性18.65年以上 女性21.19年以上
健康意識(いとう健康マイレージ参加者数)	令和元年度・2019年度 17,550人	17,600人以上

3 出産・子育て支援の充実		
子育てを楽しいと思う親の割合 (乳幼児健康診査アンケート)	令和元年度・2019年度 90.5%	95.0%以上
「出産・子育て支援の充実」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	62.0%	70.0%以上
4 保育及び幼児教育の充実		
待機児童数	令和2(2020)年4月1日時点 5人	0人
園での保育に満足している保護者の割合(保育園保護者アンケート・幼稚園評価アンケート)	令和元年度・2019年度 99%	100%
多様な保育への満足度(保育園保護者アンケート・幼稚園評価アンケート) ※ 保育園保護者アンケートのみの数値。令和2年度から幼稚園評価アンケートにおいても同様の質問を新設	令和元年度・2019年度 86% ※	95%以上
5 高齢者福祉の充実		
元気な高齢者の割合	令和2(2020)年4月1日時点 84.1%	84.0%以上
健康寿命(お達者度)	平成28年度・2016年度 男性 17.48年 女性 20.30年	男性 18.65年以上 女性 21.19年以上
生活支援サポーターの養成者数	令和元年度・2019年度 45人(単年)	200人以上 (5年間累計)
6 障がい者福祉の充実		
相談支援事業所の相談件数	令和元年度・2019年度 7,920件	8,500件以上
障がい福祉サービス支給決定者数(実数)	令和元年度・2019年度 587人	630人以上
市内企業の障がい者雇用率(年度末数値)	令和元年度・2019年度 2.02%	法定雇用率以上
障がい福祉サービス利用後の一般就労者数	令和元年度・2019年度 3人	5人以上
7 地域福祉の充実		
「地域内の助け合いなどの地域福祉の充実」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	63.2%	65.0%以上
ボランティアセンターによるボランティア活動あっ旋件数	令和元年度・2019年度 18件	60件以上
8 多様性のある社会の実現		
「お互いの個性と多様性を認め合う社会の実現」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	59.2%	65.0%以上
9 保険・年金制度の運営		
制度理解の醸成等を図るための広報による周知	令和元年度・2019年度 26回	31回以上
公平な負担に対する意識向上の取組や適正なサービス受給のための相談会の実施	令和元年度・2019年度 54回	54回以上

政策目標3 良好な環境が広がり快適に暮らせるまち

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度	
1 自然との共生社会の推進			
公害の迷惑行為に寄せられる苦情件数	令和元年度・2019年度 18件	15件以下	
愛護動物の迷惑行為に寄せられる苦情件数	令和元年度・2019年度 30件	15件以下	
伊東市森林整備計画に基づき間伐を行った森林面積	令和元年度・2019年度 累計13.8ha	累計22.8ha以上	
2 循環型社会の推進			
可燃ごみの排出量	令和元年度・2019年度 30,758 t	29,101 t以下	
リサイクル率(総資源化量/総ごみ量)	令和元年度・2019年度 17.85%	20.00%以上	
3 生活排水対策の充実			
環境基準 (河川BOD・海域COD)	八代田橋	令和元年度・2019年度 BOD 0.9mg/ℓ	BOD 2mg/ℓ以下
	渚橋	令和元年度・2019年度 BOD 1.0mg/ℓ	BOD 3mg/ℓ以下
	伊東港中央	令和元年度・2019年度 COD 1.5mg/ℓ	COD 2mg/ℓ以下
4 安全でおいしい水の安定供給			
「安全でおいしい水の安定供給」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	88.0%	90.0%以上	
5 魅力的な都市空間の創造			
「海岸・高原・住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	58.3%	65.0%以上	
土地の使い方について「全体として調和が取れており、良い状態である」と回答した市民の割合(市民満足度調査)	32.6%	42.0%以上	
6 公共交通体系の充実			
「バス・鉄道などの公共交通対策の充実」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	35.3%	45.0%以上	
鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシーの年間利用者数	令和元年度・2019年度 8,651千人	現状維持	
7 道路環境の整備			
道路瑕疵による事故発生件数	令和元年度・2019年度 0件	0件	
幹線市道の整備率	令和元年度・2019年度 95.7%	98.5%以上	

政策目標4 心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまち

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
1 教育環境の整備		
児童生徒1人当たりの教育用コンピュータ数	令和元年度・2019年度 0.16台	1台以上
長寿命化計画に基づく具体的な改修計画の策定・改修の実施	未策定	改修計画に基づく改修の実施
異物混入、アレルギー、食中毒等、給食を原因として人体に影響を及ぼす事故の発生件数	令和元年度・2019年度 0件	0件
2 未来を創る教育の充実(小・中学校)		
学校が楽しいと思う子どもの割合【小学校】(学校生活アンケート)	89.1%	95.0%以上
学校が楽しいと思う子どもの割合【中学校】(学校生活アンケート)	85.7%	90.0%以上
3 生涯学習活動の推進		
「生涯学習活動の推進」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	74.7%	78.0%以上
市民一人当たりの図書貸出冊数	令和元年度・2019年度 2.81冊	3.76冊以上
4 青少年の健全な育成		
小・中・高生一人当たりの地域学校協働活動への参加回数	令和元年度・2019年度 1.35回	1.68回以上
5 市民スポーツ活動の推進		
「市民スポーツ活動の支援」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	73.3%	80.0%以上
6 歴史・芸術文化の振興		
「芸術・文化に触れる機会の充実」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	62.7%	70.0%以上
「史跡・郷土芸能の保存」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	75.9%	80.0%以上
7 郷土愛の醸成		
伊東市に将来戻ってきたいと思う高校生の割合(高校生アンケート)	58.0%	65.0%以上
郷土に誇りと愛着を持っている高校生の割合(高校生アンケート)	71.6%	75.0%以上

政策目標5 活力にあふれ交流でにぎわうまち

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
1 地域資源の魅力向上		
年間来遊客数	令和元年度・2019年度 662万人	730万人以上
観光客の満足度(伊東温泉観光客実態調査)	令和元年度・2019年度 62.3%	95.0%以上
2 新たな観光形態の構築・推進		
伊豆・伊東観光ガイドのPV数	令和元年度・2019年度 2,327,820アクセス	4,000,000アクセス以上
伊東での滞在日数(2泊以上の割合)(伊東温泉観光客実態調査)	令和元年度・2019年度 19%	25%以上

3 広域連携による誘客の拡充		
伊豆半島7市6町の観光交流客数	令和元年度・2019年度 43,859,475人	50,000,000人以上
伊豆半島7市6町の外国人宿泊客数	令和元年度・2019年度 646,530人	675,000人以上
4 商工業の振興		
有効求人倍率	令和2(2020)年3月時点 1.22倍	1.00倍以上
新規創業件数	令和元年度・2019年度 12件	15件以上
5 農林業の振興		
担い手農業者数(年度末の総数)	令和元年度・2019年度 58人	70人以上
担い手への農地利用集積面積	令和元年度・2019年度 69.1ha	84.0ha以上
6 水産業の振興		
水揚数量	令和元年度・2019年度 3,636t	3,600t以上
7 移住定住の促進・関係人口の拡大		
移住者数(静岡県調査)	令和元年度・2019年度 34人	100人以上
転入超過数	令和元年度・2019年度 94人	200人以上
移住相談件数	令和元年度・2019年度 140件	240件以上
8 国際交流の推進・都市交流の促進		
「国際交流機会の充実」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	72.3%	78.0%以上
日本語教室受講者数(延べ人数)	令和元年度・2019年度 958人	1,300人以上
国内姉妹(友好)都市交流事業の実施回数	令和元年度・2019年度 6回	6回以上

構想の推進 総合計画を推進するための土台づくり

指標名	現状値 令和2年度・2020年度	目標値 令和7年度・2025年度
1 全員参加によるまちづくりの推進		
「市民活動などの地域活動の推進」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	65.9%	71.0%以上
「市民の声をうかがう機会の充実」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	50.7%	56.0%以上
2 市民の信頼に応える行政運営		
「市民に対する市職員の対応」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	67.3%	73.0%以上
3 健全かつ持続可能な財政運営		
全ての会計の地方債残高(臨時財政対策債を除く)	令和元年度・2019年度 324億円	300億円以下
「市の財政の健全な運営」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	52.1%	55.0%以上

資料2 第五次伊東市総合計画策定経過

年月日	内容
令和元年 5月 10日	策定方針の決定
6月 29日	<p>■「地域タウンミーティング」実施 (実施日) 6月 29日 7月 4日、11日、18日 9月 5日、12日、26日 10月 3日、16日、24日、31日 11月 9日、14日 12月 5日、15日 (地 区) 市内 15 地区及び全域 (計 16 回) (テーマ) 伊東市の将来像 (第五次伊東市総合計画)</p>
7月 8日	<p>■「未来ビジョン会議」(市民討議会) 実施 (実施日) 7月 8日、30日 9月 4日 10月 8日 11月 6日、18日 (参加者) 20 人 (説 明) 「伊東市の現状と課題」(7/8) 「総合計画について及び現行計画の進捗状況」(7/30) (グループワーク) 「伊東市の今について考える」(9/4) 「伊東市の将来像を描く」(10/8) 「将来像実現のための手法を考える」(11/6) 「プレゼンテーション」(11/18)</p>
8月 13日	<p>■「市民満足度調査」実施 (期 間) 8月 13日～9月 4日 (対 象) 市内在住の 18 歳以上の男女 2,000 人を無作為抽出 (回 答) 回答数 891 人 (44.6%)</p>
8月 19日	<p>■「高校生ワークショップ」実施 (実 施) 8月 19日～20日 (参加者) 伊東高校及び伊東商業高校から男女 2 名ずつ 城ヶ崎分校から男女 1 名、合計 10 名 (テーマ) 1 日目「伊東市の現状について確認する」 2 日目「理想の伊東市像を描く」</p>
9月	<p>■「市内中学生・高校生アンケート」実施 (期 間) 9月～10月 (対 象) 市内中学 3 年生・高校 2 年生 ※市内から熱海、韮山、三島北、日大三島、飛龍、加藤学園に通学する生徒も調査対象とした (市内から 10 人以上が通学する高校) (回 答) 回答数 893 人 (96.1%)</p>
9月 26日	<p>■「市政モニター会議」実施 第五次伊東市総合計画</p>

年月日	内容
令和2年 3月27日 ～ 5月21日	庁内の調整会議（副市長、教育長、部長職）、企画会議（次長・課長職）、ワーキンググループ（課長補佐・係長職）で基本構想案を検討
5月21日 ～ 8月13日	庁内の調整会議（副市長、教育長、部長職）、企画会議（次長・課長職）、ワーキンググループ（課長補佐・係長職）で基本計画案を検討
6月12日	基本構想（諮問案）の決定
6月23日	■ 第1回総合計画審議会 （議題）基本構想（案）の諮問・説明
7月22日	■ 第2回総合計画審議会 （議題）基本構想諮問案の審議
8月20日	基本計画（諮問案）の決定
8月25日	■ 第3回総合計画審議会 （議題）基本構想諮問案の審議 基本計画（案）の諮問・説明
9月23日 ～29日	■ 第1回専門部会 （第1専門部会から第4専門部会までを1回ずつ開催） （議題）基本計画諮問案の審議
10月27日	■ 第4回総合計画審議会 （議題）専門部会の審査経過報告 基本構想諮問案に対する答申の決定 基本計画諮問案の審議
11月6日	■ 第5回総合計画審議会 （議題）基本計画諮問案に対する答申の決定
11月18日 ～20日	■ 市議会常任委員会協議会（総務・観光建設・福祉文教） 基本構想案及び基本計画案の報告・意見聴取
12月25日	庁内の調整会議（副市長、教育長、部長職）で市議会常任委員会協議会で出された意見の対応を検討

※ 審議会は、5回の全体会と1回の専門部会で計6回の会議を開催した。

資料3 策定体制

■第五次伊東市総合計画策定 伊東市総合計画審議会 専門部会名簿

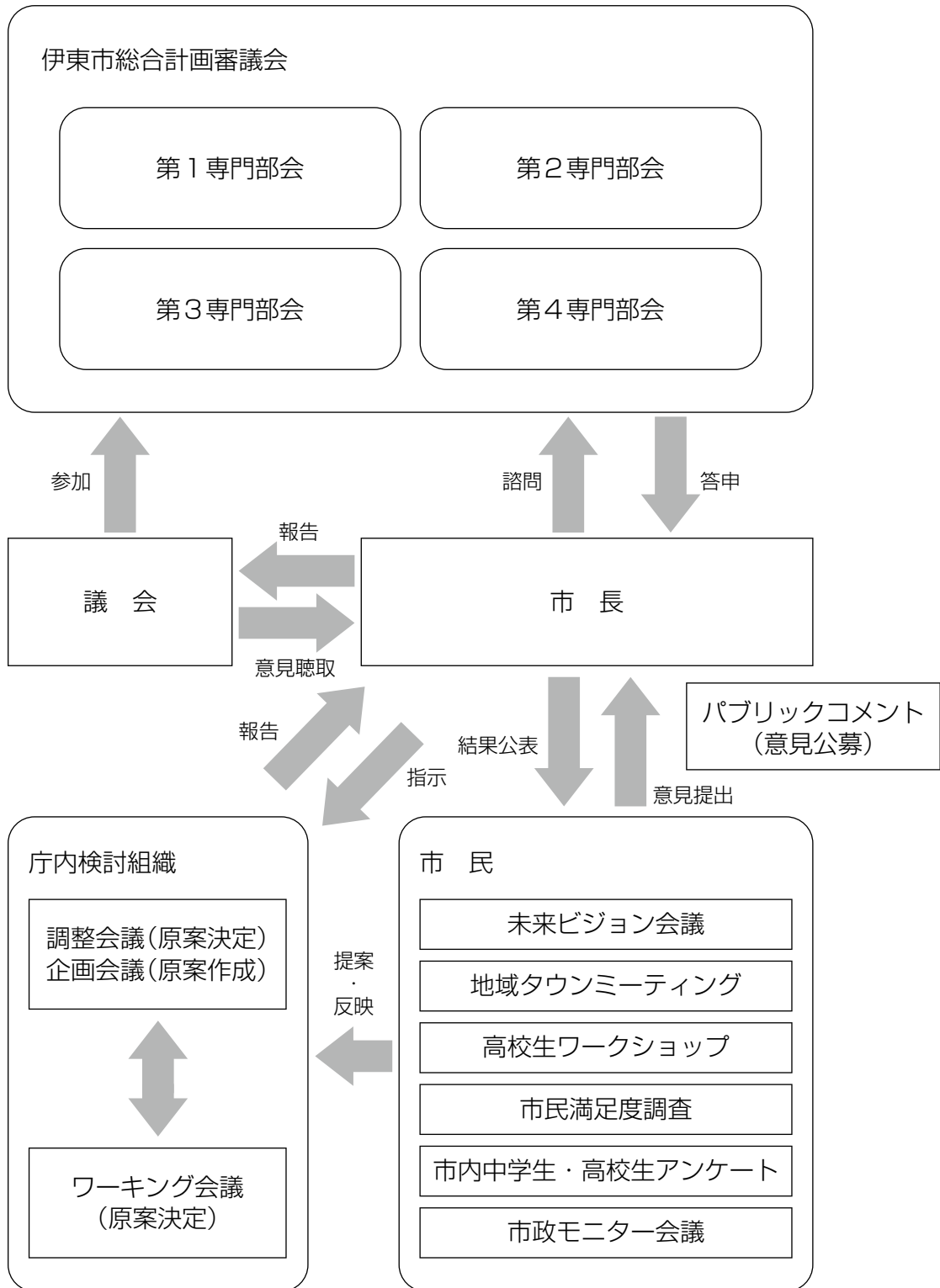
令和2年11月6日現在

会長 鈴木 洋子 (伊東市社会福祉協議会 会長)
副会長 石井 義仁 (伊東商工会議所専務理事)

(部会長：◎、副会長：○、部会長・副会長以外は50音順 敬称略)

部会名	団体名	役職名	氏名
第1専門部会 政策目標1 「安全で安心して暮らせるまち」 政策目標3 「良好な環境が広がり快適に暮らせるまち」	伊東建設関連業者連絡協議会	会長	◎ 齋藤 稔
	伊東市議会	議員	○ 大川 勝弘
	静岡県東部地域局	次長	石川 哲史
	伊豆急行株式会社	企画部長	伊藤 成也
	東日本旅客鉄道(株)横浜支社営業部	伊東駅長	菅原 邦彦
	株式会社東海バス	専務取締役	西野 秀彦
第2専門部会 政策目標2 「誰もが健やかに暮らし活躍できるまち」	伊東市地域行政連絡調整協議会	会長	◎ 原 崇
	伊東市議会	議員	○ 篠原 峰子
	伊東市民生委員児童委員協議会	会長	稲葉 義彰
	伊東市社会福祉協議会	会長	鈴木 洋子
	伊東市女性連盟	理事長	森 知子
	山本哲正司法書士事務所	司法書士	山本 哲正
第3専門部会 政策目標4 「心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまち」	伊東市体育協会	会長	◎ 濱田 修一郎
	伊東市議会	議員	○ 杉本 憲也
	伊東市教育委員会	教育長職務代理者	井上 靖史
	伊東市PTA連絡協議会	家庭教育委員長	加来 真樹子
	伊東市校長会	会長	操上 俊樹
	株式会社伊豆新聞本社	代表取締役社長	田中 実
第4専門部会 政策目標5 「活力にあふれ交流でにぎわうまち」	一般社団法人 伊東観光協会	専務理事	◎ 村田 充康
	伊東市議会	議員	○ 青木 敬博
	伊東商工会議所	専務理事	石井 義仁
	三島信用金庫 伊東営業部	部長	大川 直子
	伊東市農業委員会	会長	長田 直己
	あいら伊豆農業協同組合	代表理事組合長	勝又 俊宣
	三島公共職業安定所伊東出張所	所長	下村 克也
	いとう漁業協同組合	代表理事組合長	高田 充朗

■策定体制図



資料4 諮問・答申

伊企第67号
令和2年6月23日

伊東市総合計画審議会会長 様

伊東市長 小野達也

第五次伊東市総合計画基本構想（案）、伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂案）について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、まちづくりの具体的な方向性を示す第五次伊東市総合計画基本構想（案）、伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂案）を策定しましたので、伊東市総合計画審議会条例（昭和44年伊東市条例第52号）第2条の規定に基づき貴審議会の意見を賜りたく、諮問いたします。

以上

伊 企 第 9 6 号
令和2年8月25日

伊東市総合計画審議会会長 様

伊東市長 小 野 達 也

第五次伊東市総合計画第十一次基本計画（案）、伊東市総合戦略（改訂案）
について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、まちづくりの具体的な方向性を示す第五次伊東市総合計画第十一次基本計画（案）、伊東市総合戦略（改訂案）を策定したので、伊東市総合計画審議会条例（昭和44年伊東市条例第52号）第2条の規定に基づき諮問します。

以 上

伊 総 審 第 7 号
令和2年11月10日

伊東市長 小野達也 様

伊東市総合計画審議会
会 長 鈴 木 洋 子

第五次伊東市総合計画基本構想（案）及び第十一次基本計画（案）
並びに伊東市人口ビジョン（改訂案）並びに伊東市総合戦略（改訂案）
について（答申）

令和2年6月23日付け伊企第67号をもって諮問のあった第五次伊東市総合計画基本構想（案）及び伊東市人口ビジョン（改訂案）並びに令和2年8月25日付け伊企第96号をもって諮問のあった第十一次基本計画（案）並びに伊東市総合戦略（改訂案）については、慎重に審議した結果、次のとおり本審議会の意見を決定したので答申します。

なお、第五次伊東市総合計画基本構想（案）及び第十一次基本計画（案）並びに伊東市人口ビジョン（改訂案）並びに伊東市総合戦略（改訂案）は、今後の伊東市のまちづくりを進める上で、指針となるものです。

厳しい社会経済状況や逼迫した財政状況の中での行政運営ではありますが、市民との協働により、まちづくりの目標である「出会い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち いたう」を実現するとともに、人口減少社会に対応し、将来にわたって活力ある伊東市を維持することを目指すため、本審議会の審議経過と答申を十分尊重し、全力を傾注されることを要望します。

記

1 第五次伊東市総合計画基本構想（案）及び第十一次基本計画（案）並びに伊東市人口ビジョン（改訂案）並びに伊東市総合戦略（改訂案）

第五次伊東市総合計画基本構想（案）及び第十一次基本計画（案）並びに伊東市人口ビジョン（改訂案）並びに伊東市総合戦略（改訂案）については、諮問案の一部を、別紙1「修正意見」のとおり修正し、他は諮問案のとおり決定する。

なお、別紙2のとおり意見を付すものとする。

2 審議会の審議状況

(1) 令和2年6月23日 第1回審議会

第五次伊東市総合計画基本構想（案） 諮問・説明

伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂案） 諮問・説明

- (2) 令和2年7月22日 第2回審議会
諮問案審議
- (3) 令和2年8月25日 第3回審議会
諮問案審議
第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（案） 諮問・説明
伊東市総合戦略（改訂案） 諮問・説明
第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画の審議を専門部会に付託
伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン答申決定
- (4) 令和2年9月23日～9月29日 各専門部会審議
・第1専門部会 9月29日
・第2専門部会 9月29日
・第3専門部会 9月25日
・第4専門部会 9月23日
- (5) 令和2年10月27日 第4回審議会
各専門部会審査報告
第五次伊東市総合計画基本構想答申決定
第十一次基本計画（案）・伊東市総合戦略（改訂案） 諮問案審議
第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（政策目標1～5）答申決定
- (6) 令和2年11月6日 第5回審議会
第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（構想の推進等）答申決定
伊東市総合戦略答申決定

3 審議を行った委員

会 長 鈴 木 洋 子

副 会 長 石 井 義 仁

第1専門部会

部 会 長 齋 藤 稔

副 部 会 長 大 川 勝 弘

委 員 石 川 哲 史

同 伊 藤 成 也

同 菅 原 邦 彦

同 西 野 秀 彦

第2専門部会

部 会 長 原 崇

副 部 会 長 篠 原 峰 子

委 員 稲 葉 義 彰

同 鈴 木 洋 子

同	森	知	子
同	山	本	哲正
第3専門部会			
部会長	濱	田	修一郎
副部会長	杉	本	憲也
委員	井	上	靖史
同	加	来	真樹子
同	操	上	俊樹
同	田	中	実
第4専門部会			
部会長	村	田	充康
副部会長	青	木	敬博
委員	石	井	義仁
同	大	川	直子
同	長	田	直己
同	勝	又	俊宣
同	下	村	克也
同	高	田	充朗

以上

資料5 市民意向調査の結果概要

■市民満足度調査

- ・「第四次伊東市総合計画」に基づき実施している取組等について、市民の意見や評価を把握し、今後の市政運営及びまちづくりに活かすことを目的として実施しました。

《実施概要》

【調査対象】

- ・ 18歳以上の市民の中から2,000人を層化無作為抽出

【調査期間】

- ・ 令和元年(2019年)8月13日(火)から9月4日(水)まで

【調査方法】

- ・ 調査票を郵送により配布し、同封した返信用封筒(料金受取人払)により回収

【回収状況】

- ・ 回収数：891部 回収率：44.6%

《回答者の属性》

性別

全体	男性	女性	無回答
891	349	461	81
100.0%	39.2%	51.7%	9.1%

年齢

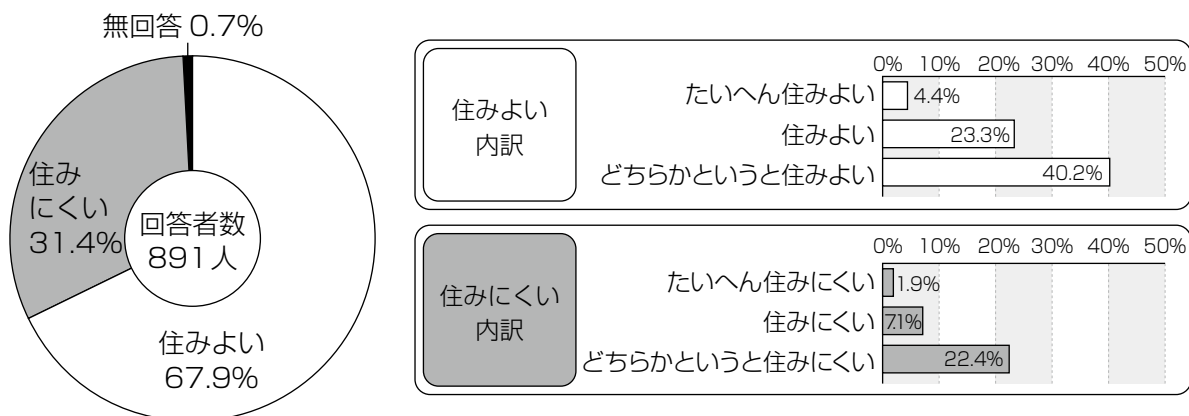
全体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
891	5	50	63	128	180	255	203	7
100.0%	0.6%	5.6%	7.1%	14.4%	20.2%	28.6%	22.8%	0.8%

居住区

全体	宇佐美	湯川	松原	玖須美	新井	岡	鎌田	川奈
891	133	31	42	90	12	67	43	89
100.0%	14.9%	3.5%	4.7%	10.1%	1.3%	7.5%	4.8%	10.0%
	吉田	萩	十足	富戸	八幡野	池	赤沢	無回答
	45	86	24	79	101	23	10	16
	5.1%	9.7%	2.7%	8.9%	11.3%	2.6%	1.1%	1.8%

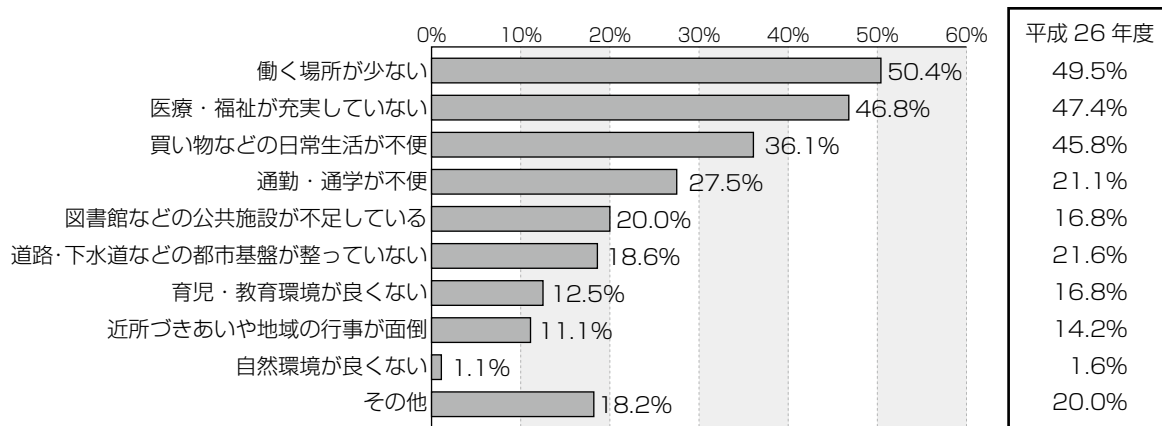
《調査結果の抜粋》

Q. 伊東市は住みよいまちですか。



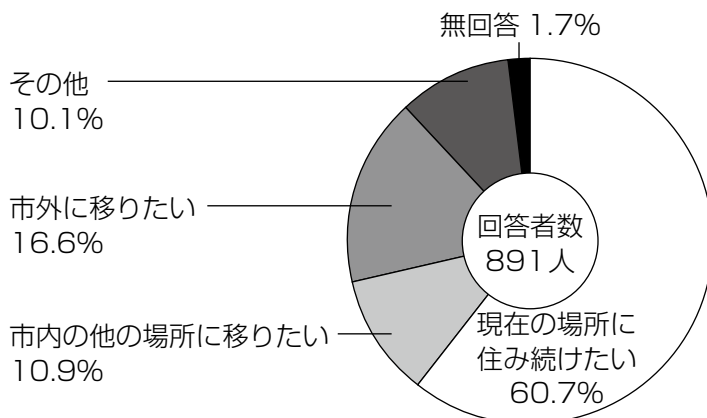
「伊東市の住みよさ」について、肯定的な意見が約7割と否定的な意見を上回っています。

Q. 伊東市が住みにくいと考える主な理由（上記で「住みにくい」と回答した人のみ）



住みにくい理由としては、働く場所、医療・福祉に関する項目が高い割合となっています。

Q. 今後の伊東市への居留意向



伊東市内に住み続けたい人が7割以上となり、市外への転居希望者は17%程となっています。

Q. 伊東市が行っている取組の重要度（上位5つ）

順位	内容	重要度
1	地域医療の充実	97.5%
2	災害対策の充実	97.3%
3	市の財政の健全な運営	96.9%
4	消防・救急体制の強化	96.6%
5	市からの情報提供	95.3%

※重要度は、重要、やや重要と評価した人の割合

地域医療や災害対策の充実、消防・救急体制の強化等、安心して暮らせる環境づくりが求められているとともに、行政運営の改善が重要視されています。

■中高生アンケート

- ・「第四次伊東市総合計画」に基づき実施している取組等について、将来を担う若年層の意見を把握し、今後の市政運営及びまちづくりに活かすことを目的として実施しました。

《実施概要》

【調査対象】

- ・市内中学3年生
- ・高校2年生（伊東市内の高校へ通学している生徒 及び 市内から熱海、韮山、三島北、日大三島、飛龍、加藤学園に通学している生徒） 計 929 人

【調査期間】

- ・令和元年（2019年）9月から10月まで

【調査方法】

- ・調査票を各学校に依頼・配布し、回収

【回収状況】

- ・回収数：893部 回収率：96.1%

《回答者の属性》

性別

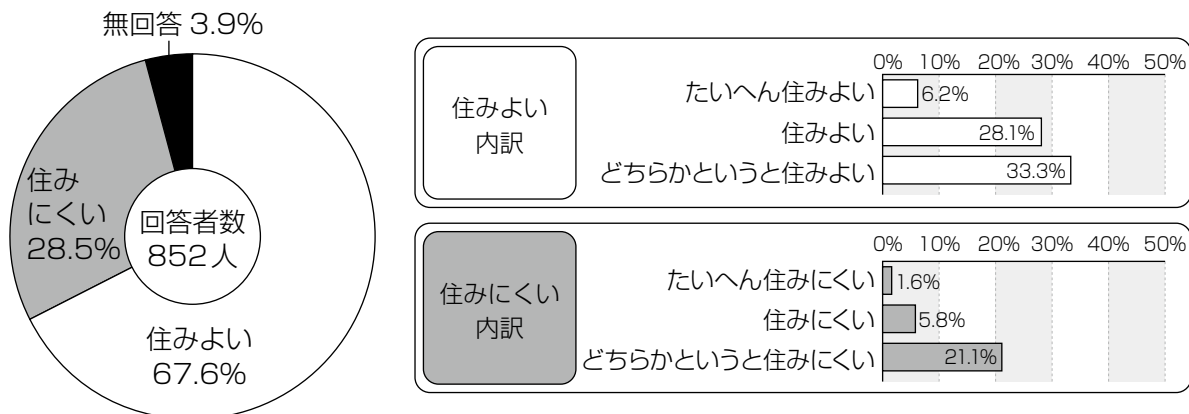
全体	男性	女性	無回答
893	441	446	6
100.0%	49.4%	49.9%	0.7%

居住区

全体	宇佐美	湯川	松原	玖須美	新井	岡	鎌田	川奈	吉田
893	138	23	24	145	7	71	41	107	53
100.0%	15.5%	2.6%	2.7%	16.2%	0.8%	8.0%	4.6%	12.0%	5.9%
萩	十足	富戸	八幡野	池	赤沢	市外	その他	無回答	
82	14	56	72	16	3	28	3	10	
9.2%	1.6%	6.3%	8.1%	1.8%	0.3%	2.2%	0.3%	1.1%	

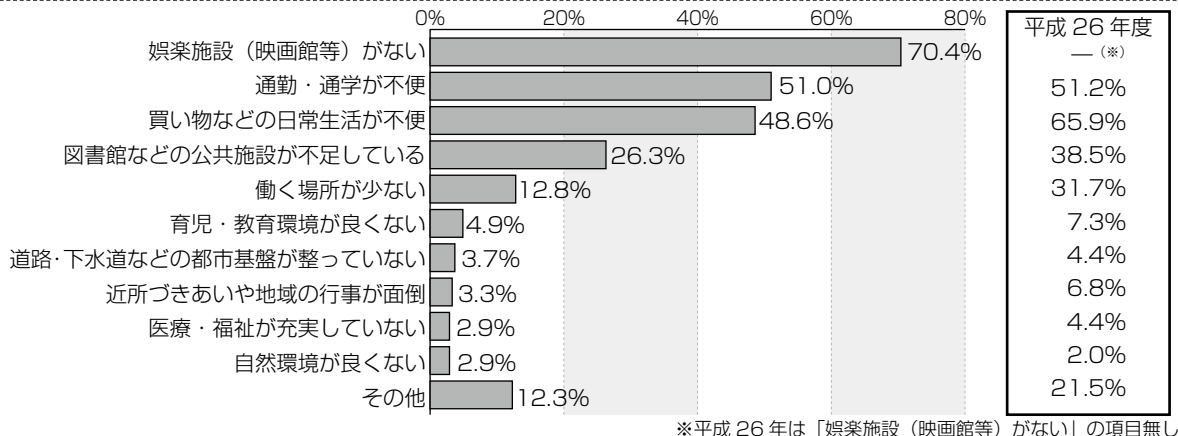
《調査結果の抜粋》

Q. 伊東市は住みよいまちですか。



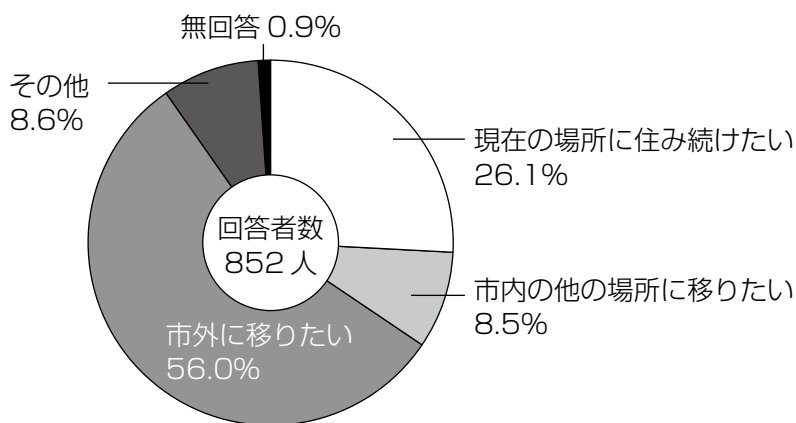
「伊東市の住みよさ」について、肯定的な意見が約7割と否定的な意見を上回っています。

Q. 伊東市が住みにくいと考える主な理由（上記で「住みにくい」と回答した人のみ）



住みにくい理由としては娯楽施設の不足、通勤・通学の不便さが高い割合となっています。市民満足度調査と比較すると通勤・通学の不便さが大幅に上回っています。

Q. 今後の伊東市への居住意向



伊東市外に移りたいとの回答が5割以上となり、市内への定住希望者は35%程となっています。

Q. 伊東市に望む取組の重要度（上位5つ）

順位	内容	重要度
1	バス・鉄道などの公共交通が充実しているまち	66.0%
2	地元の商店や企業が活性化しているまち	37.7%
3	災害への対策がしっかりできるまち	36.7%
4	多くの人を訪れたいと思う場所になるよう整備されているまち （観光地として魅力的なまち）	31.8%
5	地域の医療が充実しているまち	31.0%

※ 24 の選択肢の中から5つ選択

公共交通の充実化を求める割合が突出しています。

■地域タウンミーティング

- ・ 市政に関して市民から直接意向を確認し、今後の市政運営及びまちづくりに活かすことを目的として実施しました。

〈地域タウンミーティング開催日程〉

対象地区	場所	日時	
鎌田	鎌田会館	6月29日（土）	13：30～15：00
川奈	小室コミュニティセンター	7月4日（木）	19：00～20：30
湯川	児童・身体障害者福祉センターはばたき	7月11日（木）	19：00～20：30
岡	健康福祉センター	7月18日（木）	19：00～20：30
宇佐美	宇佐美コミュニティセンター	9月5日（木）	19：00～20：30
新井	新井区民会館	9月12日（木）	19：00～20：30
十足	十足区民会館	9月26日（木）	19：00～20：30
玖須美	市役所	10月3日（木）	19：00～20：30
八幡野	八幡野コミュニティセンター	10月16日（水）	19：00～20：30
松原	ふれあいセンター	10月24日（木）	19：00～20：30
池	生涯学習センター池会館	10月31日（木）	19：00～20：30
赤沢	生涯学習センター赤沢会館	11月9日（土）	13：30～15：00
吉田	吉田区民会館	11月14日（木）	19：00～20：30
富戸	富戸コミュニティセンター	11月21日（木）	19：00～20：30
荻	生涯学習センター荻会館	12月5日（木）	19：00～20：30
全域	市役所	12月15日（日）	13：30～15：00

《主な意見の抜粋》

- ・伊東市は観光資源としていいものを持っているが、それを全国に発信出来ていないため、マスコミやロケ地の広報など働きかけて、伊東市をもっとアピールしてはどうか。
- ・木製遊具や噴水、大きな花壇などがあり、地元の子育て家族が一日中遊べる総合公園があると、子育て世代が喜ぶだろう。
- ・断水等が発生すると、高齢者は給水車まで水を取りに行くことが出来ない。今後防災について、より力を入れていただきたい。
- ・子どもの医療費の無償化、保育園の預け入れ条件の緩和等を行い、若い夫婦が住みやすいまちにしてほしい。
- ・宅地周りの野立てソーラーは原則禁止としていただきたい。
- ・伊東への来訪者が、本市の文化を感じることができるような取組を実践して、まちを活性化していく必要がある。
- ・自転車が安全で走りやすい道路づくり、あるいは、自転車の講習会などを実施して、自転車のまちづくりを進めてほしい。
- ・学校の統廃合により発生する空き教室を、市内に多くあるボランティア団体の拠点として有効利用してほしい。
- ・外国人観光客が増加傾向にあり、誘導看板の多言語化等が必要である。
- ・伊東駅周辺の整備が進んでなく、イメージが悪いため、駅周辺の再整備を早急に進めてほしい。
- ・図書館は、都市の文化のバロメーターであるため、将来を託す子どもたちのために図書館を充実させて、図書環境を整えることが私たちの責務である。
- ・移住者の観点から、伊東市には伊東ならではの自然の豊かさ、人々の心の交流があり、若い人にとっては心が休まり、高齢者にとっては懐かしい昭和時代を感じられる。「ノスタルジックな伊東」というのは総合計画において一つのキーコンセプトになるのではないか。

■高校生ワークショップ

- ・本市の将来を担う高校生から直接意見を把握し、今後の市政運営及びまちづくりに活かすことを目的として実施しました。

《開催概要》

【開催日時】

- ・令和元年（2019年）8月19日（月） 10:30～12:00
- 8月20日（火） 13:00～17:00

【参加者】

- ・市内高校生 10人

《主な意見の抜粋》

- 伊東市の海や山の豊かな自然環境、小室山等からの眺望景観、ジオパーク、温泉文化、花火等のイベント等、固有の自然環境や文化は素晴らしく、今後も残していきたい。これらを保全活用するために、市は具体的な施策や仕組みづくりを進めるべきであり、高校生も協力していく必要がある。
- 伊東市の人口が減少しており、若者が減って、高齢化率が増加していることが気になる。今後は、若い世代が定住するための取組を進めてほしい。
- 観光のまちである伊東市には、素晴らしい観光資源があり、魅力的な観光イベントが開催されている。観光地としてさらに発展していくための活動や取組を進めるべき。
- 伊東市は大好きなまちで、ずっと住んでいきたいが、働く場所が少なかったり、バスや電車が不便であったりするために、市外に移り住んでしまう。雇用や公共交通環境の改善、大学や専門学校等の誘致方策の検討が必要である。
- 活気が失われている中心市街地や商店街において、アートを活かして活気を生み出したい。近年は、市民団体が関わりながら、商店街等でアートを活かしたイベントも開催されていることから、これらの活動と連携し、高校生等が関わるアートイベントの開催やアートを活かしたまちづくりの検討が求められる。

＜高校生ワークショップの様子＞



■市政モニター会議

- ・定期的に開催されている市政モニター会議の中で、第五次伊東市総合計画の策定を踏まえて意見を伺いました。

《開催概要》

【開催日時】

- ・令和元年（2019年）9月26日（木） 13：30～15：00

【参加者】

- ・市政モニター8人

《主な意見の抜粋》

- ・全国的な問題ではあるが、伊東市でもかなり少子高齢化が進んでいる印象。若い人が伊東市に戻りたいと思えるような住みやすいまちになることを望む。若い子育て世代の費用負担を軽減する手立てがあると良い。
- ・空き家が増加傾向にあるが、空き家が増えることは治安の悪化や観光資源の低下につながるため、空き家問題の解決と関連させ具体的な手立てを考える必要がある。
- ・市には観光、飲食、介護の仕事しかない。観光に力を入れるのは大事であるが、雇用の創出等伊東市に住む人達に対する施策も必要であり、特に若者の雇用環境整備に力を入れていただきたい。
- ・小中学校の再編に関し、対象校の保護者はスクールバスの運行があるのか等様々な不安を抱えている。また、部活動の選択幅が狭まったり、市外の学校へ出てしまったりしており、小中学校の教育環境整備に力を入れていただきたい。
- ・ごみのふれあい収集はとても素晴らしい取組であるため、積極的に周知し、今後もずっと続けていただきたい。
- ・消防団について、どの地区も若年層の人数の減少により団員確保が困難であり、災害時等に実際に活動できる人数はとても少ない。消防団組織を整理し、定数の縮小により確実に活動できる人員を確保するとともに、報酬や待遇を手厚くすることも必要だろう。
- ・市民の方でも知らない観光イベントがあるので、市内外への情報発信の強化が必要だと思う。イベントの周知方法については時代とともに手法が変わり、直接色々な所に出向いてキャンペーンを行う機会が少なくなっているが、直接お客様と顔を合わせて宣伝することも大事である。

資料6 用語解説

【あ】

青色防犯パトロール

- 警察から認定を受けた民間団体や地方公共団体が、青色回転灯装備車両を運転しながら実施する自主防犯パトロール活動のこと。

アジェンダ

- 一般的には実施すべき計画、国際的な取組についての行動計画のことであるが、ここでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、掲げた宣言及び目標のこと。

あすを奏でるハーモニープラン

- 本市の市民一人一人が自らの意思と責任において、男女が社会の対等な一員として、その個性と能力を十分にいかして、あらゆる分野の活動に参画していく「男女共同参画社会」の実現のための計画のこと。

アダプトシステム

- 公共空間の養子縁組制度のこと。市民や企業の協力関係の下に公共空間の美化や保全活動を行う。

【い】

医療・介護連携

- 地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供すること。

伊豆半島ジオパーク推進協議会

- 豊かで持続的な伊豆地域の実現に向けて、地域住民が様々な方法で伊豆を知り、守り、伝える活動をけん引する7市8町及び関連団体、交通事業者等の民間団体により構成される団体のこと。

一次医療

- 地域で必要とされる医療サービスを適切に提供するために都道府県が設定した区域である「医療圏」のうち、最も小さい単位のこと。

いとう健康マイレージ

- 市民の健康意識向上と健康寿命の延伸を図るためのきっかけづくりとして行う本市独自の健康マイレージ事業のこと。対象の検(健)診を受診したり、市の実施する健康教室や介護予防活動への参加などでポイントが貯まる。

伊東市文化振興基本構想

- 伊東市文化振興基本条例に基づき策定した構想のこと。同条例第1条の「心豊かな市民生活、活力ある地域社会の実現」を目指すため、「全ての市民が文化を創造し、享受できる環境の醸成」を目的とした。

伊東ブランド

- 本市の企業が創意と工夫を凝らし、育んだ優良な地域資源(特産品・素材・商品など)を「伊東の地域ブランド」として認定し、効果的な販売促進等を行うことによって、商工業及び観光業の活性化を図るとともに、新たな魅力の創生につなげることを目的とする伊東商工会議所の事業のこと。

イノベーション

- 新製品開発や新資源発見など、旧来のものに代わって新規のものが登場すること、革新されること。

医観連携

- 保健医療関係者と観光関係者等が連携して、自然や温泉と健康診断を組み合わせ、観光メニューとして商品の企画開発を図る施策のこと。本市では、新病院建設に合わせ、平成18年からその実現に向け取り組んでいる。

インクルーシブ教育システム

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みのこと。

インバウンド

- 他地域からの入込客のこと。一般的には海外からの観光客を意味する。

【う】

美しい伊豆創造センター

- 伊豆半島7市6町の行政、各市町観光協会、商工会議所・商工会、交通事業者がメンバーとなり、ハード・ソフト両面から官民協働の体制で伊豆半島全体の活性化を目指す一般社団法人のこと。

【え】

エシカル消費

- 人や社会・環境に配慮して作られた製品やサービスを選んで購入あるいは消費すること。

【お】

大型提示装置

- ・電子黒板や大型ディスプレイ、プロジェクターなど、デジタルコンテンツを大きく映す提示機能を持つ装置のこと。

オープンデータ

- ・誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータのこと。

【か】

介護給付費

- ・介護保険サービスを利用した際に、本市が負担する費用のこと。

介護保険相談員

- ・施設などを訪問し、介護サービスの利用者の立場で個々の相談に応じたり、利用者と提供者との橋渡しをするなど、介護サービスの質を高めることを目的に活動する人のこと。

海洋プラスチックごみ問題

- ・日常生活・経済活動などのあらゆる場面で使われるプラスチックが、ごみとして海洋に漂い海洋環境を汚染し、海鳥やウミガメ、魚などの様々な生きものの生態系に影響を与えていること。

課税客体

- ・課税の目的となるべきもののこと。課税物件も同意義である。

河川愛護事業

- ・地域住民により、河川の安全で快適な環境づくりを行う活動こと。

河川BOD・海域COD

- ・水の汚れを示す数値のこと。河川・湖沼ではBOD、海域ではCODを採用し、数値が小さい方がよい。測定調査は静岡県が行う。

合併浄化槽

- ・し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を併せて処理する浄化槽のこと。

簡易耐火構造住宅

- ・住宅建築基準において、主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根、階段）が、準耐火構造と同等の準耐火性能を有するための技術的基準に適合し、かつ、延焼の恐れのある開口部（窓やドア）に防火戸など火災を遮る設備を有する住宅のこと。

環境学習

- ・環境とそれに関わる問題に気づき、関心を持つとともに、当面する問題を解決したり、新しい問題の発生を未然に防止するために個人及び社会集団として必要な知識、技能、態度、意欲、実行力等を身につけた人々を育てるために行われる教育・学習のこと。

環境基準

- ・人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標のこと。

関係人口

- ・移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

間伐

- ・混んだ木々の一部を伐ることで、必要な光や養分を十分に行き渡らせ、森林を健全な状態に保ち、災害に強い森林をつくるための施業のこと。

【き】

基幹系システム

- ・住民記録、税業務など、市役所の市民サービスの基幹となるシステム、また、それらシステムを扱うネットワークのこと。

基準緩和型サービス

- ・従来の介護保険サービスに比べ、地域の実情に応じてサービスの提供内容や人員基準を緩和して提供する介護サービスのこと。

キービジュアル

- ・WEBサイトのトップページや会社案内などで、ブランドイメージをつくることを目的とした、印象的な写真やグラフィック、あるいはそれらの組み合わせのこと。

キャッシュレス決済

- ・クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のこと。

キャリア教育

- ・子供の社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育む教育のこと。

急傾斜地

- ・傾斜度が30度以上の土地のこと。

急性期医療

- ・主に発症初期段階や、症状の比較的激しい時期に行う医療のこと。一般的に処置・投薬・手術等を治療の初期に集中的に行う。

行政改革

- ・時代に即した行政需要に的確に対応し、市民サービスの一層の向上を図るために、組織、制度や行政運営のあり方を見直し、行財政運営の適正化、効率化を進めること。

共生社会（※ P9）

- ・障がいのあるないにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会のこと。

協働

- ・市民と行政が対等の立場で責任を共有しながら、目的の達成のために力を合わせること。

漁業経営体数

- ・過去1年間に利潤又は生活のために生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所のこと。ただし、過去1年間に於ける漁業の海上作業従事日数30日未満の個人経営体は除く。

居住誘導区域

- ・立地適正化計画に定める区域で、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のこと。

【<】

クラウド

- ・クラウドコンピューティングのこと。データやサービスに通信ネットワークを経由してアクセスし、遠隔で利用するシステム形態。

グローバル化、グローバル社会

- ・文化、経済、政治など人間の諸活動やコミュニケーションが、国や地域などの地理的境界や枠組みを越えて世界的規模で地球全体にかかわるさまのこと。グローバリゼーション、地球規模化とも言う。

グローバル・パートナーシップ

- ・世界平和・環境問題など世界的問題の解決のための地球規模の協力関係、あるいは提携すること。

【け】

経常経費

- ・人件費、物件費、維持補修費、扶助費、公債費など毎年度連続して固定的に支出される経費のこと。

経営耕地面積

- ・調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）面積のこと。自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。

激甚化

- ・きわめてはげしいこと、はなはだしいこと。

健康寿命（お達者度）

- ・65歳から、元気で自立して暮らせる期間を算出した年数のこと。県内市町の介護認定の情報、死亡の情報を基に、生命表を用いて算出している。

健康保養地

- ・「健康休暇」の受け皿として、豊かな自然環境の中で積極的な健康づくりが実施できる場所のこと。

経済団体

- ・伊東商工会議所、伊東観光協会その他市内経済における共通の課題について同業種の企業間等で積極的な連携をとり、業界全体の活性化をもって市内経済の発展に取り組む団体のこと。

【こ】

広域連携

- ・広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を超えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズの高まりに対して、地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理する仕組みのこと。

公営企業

- ・地方公共団体は、水道、交通、病院、下水道、宅地造成、港湾整備、観光施設業などの事業もっており、これらの事業のうち、地方公共団体自らが行う経済活動のこと。地方公営企業。原則として独立採算による業務運営が求められている。

後期高齢者医療制度

- ・ 75 歳以上の全ての人と 65 歳以上で一定の障がいがあると認定を受け加入した人を対象としている健康保険制度のこと。

公共用水域

- ・ 水質汚濁防止法によって定められる、河川、湖沼、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路などのこと。公共下水道、流域下水道は除く。

合計特殊出生率

- ・ 女性の年齢別の出生率を合計した、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値のこと。

高校生おもてなし特派員事業

- ・ 高校生が本市の主要産業である観光業について実践的に学び、発見や想いを市内外にPRすることで、本市への親しみや関心を高め、本市の観光振興に寄与することを目的とした事業のこと。本市の魅力を高校生の感性で表現し情報を発信することにより、「伊東ファン」を増やすことも狙いとする。

公衆衛生

- ・ 広く地域社会の人々の疾病を予防し、健康を保持・増進させるため、組織的になされる衛生活動のこと。

交通空白地域

- ・ 鉄道駅やバス停から一定距離以上離れた地域のこと。

交通結節点

- ・ 駅前広場やバスターミナルなど、複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所のこと。

荒廃農地

- ・ 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

高付加価値化

- ・ 高い機能、新しい機能、使いやすさ、使い心地、デザインの良さなど、利用者にとっての価値を高めること。

高齢化率

- ・ 65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。

小口資金融資制度

- ・ 地域内に事業所を有し、ある一定の要件を備えた中小企業者（個人、会社）が、事業の振興に必要な資金（＝事業資金）を市町村の利子補給を受け融資を受けられる制度のこと。

国土構造

- ・ 国の骨格となる交通体系や土地利用、自然環境等の全体的な構成のこと。

個人情報保護制度

- ・ 「伊東市個人情報保護条例」に基づき、伊東市が保有する個人情報を保護し、適正に取扱うとともに、市民等に自己に関する個人情報をコントロールする権利を保障することで、公正な市政の運営と市民の信頼の確保に資することを目的とした制度のこと。

コワーキングスペース

- ・ 個人が、会議室、机、椅子、ネットワーク設備などの実務環境を共有しながら、独立した仕事を行う共同型オフィスのこと。利用者同士の積極的な交流や共働といったコミュニティ形成を促すという点において、従来のレンタルオフィスとは異なる。

【さ】

災害拠点病院

- ・ 災害発生時に被災地内の重症の傷病者を受け入れ、また、搬送し、医師団を派遣するなど、地域の医療活動の中心となる機能を備えた病院のこと。

在宅医療

- ・ 身体機能が低下し、通院が困難な方の自宅に医師が訪問して行う医療のこと。

サテライトオフィス

- ・ 企業や団体の本拠から離れたところに設置された小規模なオフィスのこと。特にICT企業等が、ICT利活用環境が良好でかつ自然環境の豊かな場所などに設置している。

サマーレビュー

- ・ 夏季期間中における事務事業の見直し作業のこと。

【し】

市営住宅ストック

- ・ 市営住宅とは、市が建設、買取りや借上げを行い、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸や転貸するための住宅等のことであり、市営住宅ストックとは、その在庫のこと。

ジェンダー

- ・「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があるとともに、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」という。

ジオサイト

- ・地球の活動がわかる地質や地形がある場所のこと。

ジオツーリズム

- ・貴重なあるいは重要な地質・地形学的景観を保全している地域における、その景観や環境を損なうことのない持続可能な観光のこと。

市政モニター制度

- ・市民の市政に対する建設的意見や要望を聞くことにより、世論の動向を正しく把握し、市政に反映させる制度のこと。公務員、議員など公職にある人、直接行政事務に携わっている人を除く20歳以上の市民のうちから選出している。

自主財源

- ・地方公共団体が自主的に調達できる財源のこと。地方税、手数料、使用料、財産収入、寄附金など。

自主防災組織

- ・災害による被害を予防、軽減するための活動を行う地域住民主体の任意団体のこと。

持続可能

- ・環境・社会・経済などが将来にわたって適切に維持・保全され、発展できる様子のこと。

指定管理者制度

- ・多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設管理に民間のノウハウを活用する制度のこと。市民サービス向上及び経費節減が期待できる。

姉妹都市・友好都市

- ・教育や文化交流を始めとした幅広い分野にわたる交流の促進を目的とした提携都市のこと。

社会体育施設

- ・青少年教育施設等に附帯する体育施設以外で、一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設のこと。

社会保障関係経費

- ・政府予算の一般歳出に占める、医療や年金、介護、生活保護など、社会保障の経費のこと。

住民自治

- ・政治学用語の一つで、地方自治が行われる際に、住民参加で行われる形式のこと。団体自治と相対され、地方行政が当該地域住民の意思に依拠して処理される。

授産製品

- ・障がい者が、地域において一般企業等への就労等自立した生活を営めるよう、障がい者施設・地域共同作業所において行った作業訓練の一環として制作した製品のこと。

循環型社会

- ・天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

小規模保育事業所

- ・おもに0～2歳児を対象として定員6～19人の少人数で行われる保育サービスを行う事業所のこと。

省・再生可能エネルギー

- ・省エネルギー及び再生可能エネルギーのこと。省エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。また、再生可能エネルギーとは、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができる認められる太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスのこと。

常備消防

- ・市町村等に設置された消防本部及び消防署のこと。専任の職員が勤務している。

情報化社会

- ・物や資本などにかわって知識や情報に価値が置かれ、情報の生産、収集、伝達、処理を中心として社会経済が発展していく社会のこと。情報社会。

情報公開制度

- ・行政機関が保有する情報（公文書）を請求により公開（開示）する制度のこと。

消防水利

- ・消防用の水の供給設備の総称のこと。主に「消火栓」や「防火水槽」などがある。

初期救急

- ・入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。第一次救急ともいう。

新エネ・省エネ・創エネ

- ・新エネルギー、省エネルギー、創エネルギーのこと。新エネルギーとは、再生可能エネルギーのうち、その普及のために支援を必要とするエネルギーのこと。省エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。創エネルギーとは、太陽光から電気を創り出す「太陽光発電システム」や、電気化学反応によって燃料の化学エネルギーから電力や熱エネルギーを創り出す「燃料電池」等で、自治体・企業・一般家庭において、自ら積極的にエネルギーを創り出すこと。

人工知能（AI）

- ・コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う人間の知的能力を模倣する技術のこと。

人生100年時代

- ・平均寿命の伸びにより、100歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え方のこと。英国のリンダ・グラットン教授が著書「LIFE SHIFT（ライフ・シフト）」で提唱したのをきっかけに、長寿時代に向けて従来の社会制度や人生設計を見直そうという動きが広まった。日本では、政府主導で平成29年9月に「人生100年時代構想会議」が始動し、教育の無償化や高齢者の雇用拡大などが検討されている。

浸透樹

- ・雨水排水において集水した地上の雨水を地下に浸透させる機能をもつ樹のこと。洪水や雨水管への濁流の流入の防止や、地下水の涵養等の効果がある。

森林環境譲与税

- ・平成31年4月1日から施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月29日法律第3号）に基づき、市町村においては、間伐等や人材育成・担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てる税のこと。

【す】

スクラップ・アンド・ビルド

- ・採算や効率の悪い部門を整理し、新たな部門を設けること。

ストックマネジメント

- ・長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進行状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

スポンジ化

- ・都市や市街地などにおいて、小さな敷地単位で空き地や空き家が時間的・空間的にランダムに発生する状態のこと。

【せ】

生活支援コーディネーター

- ・別名「地域支え合い推進員」と言い、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進するため、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

生産年齢人口

- ・青壮年人口とも呼ばれる働き盛りの人口のことで、15歳以上65歳未満の年代のこと。

成年後見制度

- ・高齢者や障がい者のうち認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度のこと。

生物多様性

- ・全ての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性のこと。種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

性別役割分担意識

- ・「男性は仕事」「女性は家事・育児」「男性は主要な業務」「女性は補助的業務」といったような固定的な考え方により男性・女性の役割を分けている意識のこと。

【そ】

ソーシャルインクルージョン

- ・ 全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のこと。

【た】

第一次救急医療

- ・ 入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。各都道府県で数力所ずつ設置されている休日夜間急患センターや地域の病院や医院が交替で診療する在宅当番医などによって行なわれる。

耐塩素生物

- ・ 水道で一般的に滅菌・消毒剤として使用される塩素に対して耐性を有する病原微生物のこと。代表的なものにクリプトスポリジウム、ジアルジアがある。

待機児童

- ・ 認可保育所への入所申し込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない児童の数から認証保育所・保育室・家庭福祉員・自治体独自の施策等で保育を受けている者及び近くに入所可能な保育所があるにも関わらず、保護者の都合で入所しない者を除いた児童のこと。

滞在型観光

- ・ 一箇所に滞在し、滞在地で静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと、またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。

滞在型リフレッシュリゾート地

- ・ 本市南部地区の豊かな自然や景観、芸術文化を活用し、現代社会での生活におけるストレス等、未病への対応として、自然や文化に触れ、心身を癒すことのできる、環境と融合した新しい形態の保養地のこと。

ダイバーシティ

- ・ 性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとするマネジメントのこと。

第三次救急医療機関

- ・ 複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を常時受け入れ、高度な医療を総合的に提供できるなどの要件を満たす医療機関のこと。

第二次救急医療

- ・ 主に入院治療を必要とする重症患者への対応機関のこと。

単独浄化槽

- ・ 汚水を処理する浄化槽のうち、し尿だけを処理する浄化槽のこと。

多文化共生

- ・ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

多様性

- ・ 個人や集団の間に存在する様々な違いのこと。

男女共同参画社会

- ・ 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

【ち】

地域ケア会議

- ・ 多職種の専門職が協働し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めていくために、市町村や地域包括支援センターが開催する会議体のこと。

地域包括ケアシステム

- ・ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される体制のこと。

治山事業

- ・ 保安林を守り育てることによって、山地災害から住民の生命・財産を守りながら、緑豊かな生活環境の保全・形成等をめざす事業のこと。

地産地消

- ・ 地域で生産した農林水産物などをその地域で消費すること。

知の循環型社会

- ・ 各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献すること。

地方債残高

- ・ 公共施設や道路、水道、下水道などの整備に充てた借入金である地方債の残高のこと。市の地方債残高を市債残高という。

中層耐火造住宅

- ・ 火災の拡大を防ぎ避難の安全を確保する防火区画や、外壁の延焼の恐れのある開口部に防火設備などが設置された、階数が4～5階の集合住宅のこと。

【て】

ディーセント・ワーク

- ・ 権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事のこと。同時に、全ての人が収入を得るのに十分な仕事があること。

デジタルトランスフォーメーション (DX)

- ・ ビッグデータやクラウド、IoT、AI、RPAなどを社会に浸透させることで、生活やライフスタイル、そして社会の構造などをより望ましい方向に変化させていく概念のこと。経済産業省では、デジタルトランスフォーメーションについて、これまでの文書や手続の単なる電子化から脱却し、IT・デジタルの徹底活用により、国民と行政、双方の生産性の抜本的な向上を目指すとともに、データを活用し、よりニーズに最適化した政策の実現により、仕事のやり方や政策のあり方の変革を目指すとしている。

デジタルマーケティング

- ・ 動画広告やSNS広告、WEBサイト等のデジタルツールを活用したマーケティング手法で、宣伝やPRだけでなく、同時に収集される膨大な観光客の行動データ等を蓄積し、データの活用・分析を行うこと。

デマンド型交通

- ・ 電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態のこと。

電子決裁

- ・ 企業や行政の決裁処理を、電子文書を用いて行う方法のこと。文書の閲覧や押印なども全てコンピュータで行えることから決裁の手間や紙のコストを削減できるメリットがある。

【と】

動物愛護

- ・ 人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあり、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うこと。

同報無線設備

- ・ 市町村から住民へ速やかに広く知らせたい情報を放送する同報無線（市町村防災行政無線）放送のための設備のこと。

同僚性

- ・ 同僚が互いに支え合い、高め合っていく協働的な関係のこと。教育の分野では、同僚同士が授業を見合い、それぞれの知識や経験を行き来させながら、相互に授業力を高めていけるような関係やあり方。

特殊詐欺

- ・ オレオレ詐欺・預貯金詐欺・架空料金請求詐欺・融資保証金詐欺・還付金詐欺・金融商品詐欺・キャンセル詐欺・交際あっせん詐欺・その他の特殊詐欺・キャッシュカード詐欺盗の10種類の総称のこと。

都市機能誘導区域

- ・ 立地適正化計画に定める区域で、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。

【な】

内部統制

- ・ 組織内部において違法行為や不正、ミス等の発生を防ぎ、業務を適正に遂行していくための体制や仕組みを構築すること。

【に】

認知症サポーター

- ・ 認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

ニュースポーツ

- ・ だれでも、どこでも、いつでも気軽に楽しめることを目的として、新しく考案、紹介されたスポーツのこと。技術やルールを比較的簡単にしている。

認定こども園

- ・幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のこと。地域の実情や保護者のニーズに応じて、幼保連携型、幼稚園型、保育園型、地方裁量型に分かれる基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができる。

【の】

農地中間管理事業

- ・地域内で分散し、錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や耕作放棄地等について農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けの事業のこと。

【は】

ハザードマップ

- ・災害時被害等を予測した地図のこと。

パブリックコメント

- ・市の計画や条例の策定に当たり、案の段階で市民に公表し、意見や要望などを募集し、寄せられた意見等を考慮しながら意思決定するとともに、意見等に対する市の考え方も合わせて公表していく一連の手続のこと。

犯罪不安0運動

- ・「子ども・女性・高齢者等社会的弱者の安全確保」をテーマとして静岡県が実施している防犯啓発キャンペーンのこと。県内各市町で街頭キャンペーンや防犯教室、地区安全会議への「のぼり旗」提供等を行う。

【ひ】

ピカッと作戦

- ・「明るく・目立て・光れ」をキャッチフレーズとして「自発光式等の反射材用品」の活用及び「早めのライトオン」と「ハイビームの効果的活用」の実践の定着を図るために展開している県民総ぐるみの交通安全対策のこと。

ビッグデータ

- ・利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であるとともに構造が複雑であるが、分析することで新たな価値を生み出す可能性があるデータ群のこと。

避難行動要支援者

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

標準化死亡比（SMR）

- ・地域間の年齢構成の格差を補正するための指標のこと。静岡県を100とした場合、死亡が多いほど高くなる。

病診連携

- ・病院と診療所がそれぞれの役割、機能を分担し、お互いに連携しながら、より効率的、効果的な医療を提供すること。

【ふ】

ふるさと納税

- ・生まれ育った自治体や、応援したい、貢献したいと思う自治体へ、任意の金額を寄附する制度のこと。

プレスリリース

- ・官庁・企業・団体などが広報のために、報道関係者に向けてする発表。また、そのために配布する印刷物のこと。

【ほ】

法定雇用率

- ・障がい者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（＝障がい者雇用率）を設定し、障がいのある人の雇用義務を事業主に課す制度であり、その雇用率のこと。

訪問型・通所型サービス

- ・要介護状態に至らない、生活機能に低下が見られる高齢者を対象に提供するサービスのこと。訪問型サービスは在宅での生活援助や保健・医療の専門職による相談指導等を提供する形態で、通所型サービスは通いの場での運動やレクリエーション、保健・医療の専門職による機能向上のための指導を提供する形態のこと。

保健指導

- ・生活習慣病等の予防のため健康リスクに応じて、生活習慣の改善を支援し、行動変容を促すこと。

【ま】

マイクロツーリズム

- ・自宅から1時間から2時間圏内の地元又は近隣への宿泊観光や日帰り観光のこと。

【み】

民営水道

- ・民間事業者によって管理される水道のこと。人口減少による水道料金収入の減少や施設の老朽化、水道職員減少等の様々な課題解消のため、平成26年に自治体が浄水場や水道管などの施設の所有権を持ったまま民間企業に運営権を売却する「コンセッション方式」が盛り込まれた水道法民営化法案が可決されている。

民生委員（民生委員・児童委員）

- ・厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域を見守り、地域住民の身近な相談相手となり、専門機関へのつなぎ役として、関係機関・団体と連携し、地域福祉のためにボランティアで活動をする者のこと。児童福祉法に定める児童委員を兼ねている。

【も】

目的指向型行政運営

- ・将来像を実現するための目標とその達成状況を表す成果指標を定め、その評価結果を次の施策等に反映する行政システムのこと。

モビリティ・マネジメント

- ・地域や都市において、人の移動を、過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態へと少しずつ変えていく取組のこと。

【ゆ】

有害鳥獣

- ・農作物に被害を与えるなど人間の生活に対し何らかの害を及ぼす鳥獣のこと。近年、人間環境へ適応してきた野生生物や外来生物などが身近に害をもたらすようになり、大きな社会問題になっている。

遊休農地

- ・1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みが無い農地、あるいは、周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地のこと。

有収水量

- ・料金収入につながった水量のこと。

ユニバーサルデザイン

- ・「誰もが一人の人間として尊重され、自分の意志に基づき活動し、生活する権利を有している」ことを基本として、お年寄りも若い人も、障がいのある人もない人も、男性も女性も、外国人も全ての人が暮らしやすいように、人づくり、まちづくり、ものづくりなどを行っていかうとする考え方のこと。

【よ】

要介護状態

- ・身体上又は認知症等の精神上的の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における動作について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態にあること。

用途地域

- ・良好な市街地環境の形成や、都市における居住・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途・容積率・建ぺい率・高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制の制度のこと。

用途廃止

- ・特定の目的などに使われていた行政財産を、その目的に使う必要がないものと認めてその用途を廃止し、普通財産（行政目的でない財産）にする手続のこと。

幼・保一元化

- ・少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するため、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする政策のこと。

【ら】

ライフライン

- ・生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステムのこと。災害などでこれらの機能が停止することは市民生活に大きな支障となる。

【り】

陸域生態系

- ・陸域生態系とは、自然生態系と人工生態系の二つの総称のこと。自然生態系は、森林や草原といった自然界に存在する生態系のことを指し、人工生態系は、耕作地や都市の園緑地などの自然界には存在していない人工的な生態系のことを指す。

療育

- ・ 発達の遅れや発達障害のある子どもに対して、子どもの特性にあった支援計画を実施することにより、子どもの発達と自立及び社会参加をサポートしていく取組のこと。

立地適正化計画

- ・ 今後の人口減少や少子高齢化などの社会状況の変化に対し、医療・福祉・商業施設や居住などを駅周辺や中心市街地に誘導・維持することにより、一定の人口密度を維持していく集約型の都市構造に転換を図り、効率的で持続可能なまちづくりを推進していくための計画のこと。

臨時財政対策債

- ・ 国から地方公共団体に交付する地方交付税の原資が足りない際に不足分の一部を地方公共団体が借り入れする地方債のこと。

【れ】

レジリエント

- ・ 防災や環境分野で、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さがあること。一般的に「復元力、回復力、弾力」などと訳される。

【ろ】

老年人口

- ・ 人口統計で、65歳以上の人口のこと。

ロケツーリズム

- ・ 映画・ドラマのロケ地を訪れ、風景と食を堪能し、人々のおもてなしに触れ、その地域のファンになってもらう観光のこと。

【わ】

ワークライフバランス

- ・ 「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。

ワーケーション

- ・ 「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用して、働きながら休暇をとる過ごし方のこと。在宅勤務やレンタルオフィスでのテレワークとは区別される。

ワンストップ窓口

- ・ 申請や届出などの際に、行政の組織に合わせて窓口を渡り歩くのではなく、ある程度の業務を集約した一つの窓口だけで用務を済ませることができる窓口サービスのこと。

【C】

COVID-19

- ・ coronavirus disease 2019 の略（新型コロナウイルス感染症）であり、2019年12月に中国で初めて検出され、以降世界各地で感染が拡大している感染性呼吸器疾患のこと。

【D】

DV

- ・ ドメスティックバイオレンスの略であり、配偶者、パートナー等からの暴力のこと。

【I】

ICT

- ・ 情報通信技術 (Information and Communication Technology) のこと。

IoT

- ・ Internet of Things の略で、様々な「モノ」がインターネットに接続されることで、それぞれのモノから個別の情報を取得でき、その情報を元に最適な方法でそのモノを制御できるという仕組みのこと。

【L】

LGBT

- ・ レズビアン (L) ゲイ (G) バイセクシュアル (B) トランスジェンダー (T) などの性的マイノリティの総称の一つのこと。

【N】

NPO

- ・ Non Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体のこと。非営利組織。

【P】

PV数

- Page View (ページビュー) の略記。PVは、インターネットにおけるWEBページのアクセスを数える単位のこと。WEBページ (HTML ファイル) 1ページ表示で1PV (ページビュー) となる。

PDCAマネジメントサイクル

- 総合計画に即して資源配分を行い (Plan : 計画)、各部門が着実に取組を実施 (Do : 実行)、進捗状況を管理し (Check : 評価)、その状況に応じて配分を見直す (Action : 改善) システムのこと。

【R】

RPA

- Robotic Process Automation の略であり、デスクワーク (主に定型作業) をソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念のこと。

【S】

SDGs

- Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標 (SDGs) のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

Society

- 人類がこれまで歩んできた社会のこと。自然と共生しながら狩猟や採集をしてきた狩猟社会 (Society1.0) に始まり、農耕を中心として集団を形成し、組織で社会をつくるようになった農耕社会 (Society2.0)、産業革命後、工業化により大量生産が可能となった工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) へと発展した。

Society 5.0

- サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会 (Society) のこと。情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

【U】

UDタクシー

- 足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい、誰にもやさしい新しいタクシー車両のこと。UD=Universal Design。

Uターン

- UターンとIターンのこと。Uターンとは、生まれ育った出身地から進学・就職など何らかの理由で別の居住地に移った後、再び故郷に戻ることに。Iターンとは、出身地以外の場所に移住して働くこと。

【6】

6次産業化

- 生産 (1次) のみにとどまらず、農産物加工や食品製造 (2次)、卸・小売、情報サービス、観光 (3次) 分野にまで経営を発展させる農業経営の新しい展開方法のこと。「1次産業×2次産業×3次産業 = 6次産業」という考え方による。

6R県民運動

- 静岡県が推進している海洋プラスチックごみを減らすための運動で、従来の Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3Rに、新たに3つのR、Refuse (リフューズ)、Return (リターン)、Recover (リカバー) を加えたもの。6Rの意味は次のとおり。

Refuse : レジ袋・使い捨てスプーン・過剰な包装等は断る など

Return : 店頭回収を利用する、外出時のごみを持ち帰る など

Recover : 清掃活動に参加する、落ちているごみを拾う など

Reduce : マイバッグを常に持ち歩く、マイボトルを持つ など

Reuse : 詰め替え容器を使う、クリーニングハンガーを店に戻す など

Recycle : 市町のルールに従って分別する、資源回収に出す など



伊東市総合計画 2021 ▶ 2030

発行 令和3年3月

表紙イラスト 伊東高等学校城ヶ崎分校 美術部 内田 史帆(門野中学校)

編集 伊東市 企画部 企画課

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

TEL 0557-32-1061 FAX 0557-36-1104

メール kikaku@city.ito.shizuoka.jp

URL <https://www.city.ito.shizuoka.jp/>